

平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱

第 3 部 平成 23 年表における部門分類

（案・中間報告）

目 次

第1章 部門分類表

1	内生部門	1
2	最終需要部門	9
3	粗付加価値部門	9

第2章 部門別概念・定義・範囲

第1節 内生部門

01	農林水産業	10
06	鉱業	15
11	飲食料品	16
15	繊維製品	21
16	パルプ・紙・木製品	23
20	化学製品	26
21	石油・石炭製品	31
22	プラスチック・ゴム	32
25	窯業・土石製品	34
26	鉄鋼	36
27	非鉄金属	38
28	金属製品	40
29	はん用機械	41
30	生産用機械	43
31	業務用機械	47
32	電子部品	48
33	電気機械	50
34	情報・通信機器	53

35	輸送機械	55
39	その他の製造工業製品	58
41	建設	61
46	電気・ガス・熱供給	64
47	水道	64
48	廃棄物処理	65
51	商業	66
53	金融・保険	67
55	不動産	68
57	運輸・郵便	69
59	情報通信	74
61	公務	76
63	教育・研究	77
64	医療・福祉	79
65	その他の非営利団体サービス	82
66	対事業所サービス	83
67	対個人サービス	86
68	事務用品	89
69	分類不明	90

第2節 最終需要部門

第3節 粗付加価値部門

(参考) 東日本大震災に伴う事案の平成23
年表上の取扱いについて 101

(注) 内生部門内の各項目番号は、統合大分類の分類コードを示す。

第 1 章 部門分類表

1 内生部門

基本分類（行518×列397）			統合小分類（190部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）	
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
0111 -01	0111 -011 0111 -012	米 米 稲わら	0111	穀類	011	耕種農業	01	農林水産業
0111 -02	0111 -021 0111 -022 0111 -023 0111 -024	麦類 小麦(国産) 小麦(輸入) 大麦(国産) 大麦(輸入)						
0112 -01	0112 -011 0112 -012	いも類 かんしょ ばれいしょ	0112	いも・豆類				
0112 -02	0112 -021 0112 -022 0112 -029	豆類 大豆(国産) 大豆(輸入) その他の豆類						
0113 -01 0113 -02	0113 -001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)	0113	野菜				
0114 -01	0114 -011 0114 -012 0114 -019	果実 かんきつ りんご その他の果実	0114	果実				
0115 -01 0115 -02	0115 -011 0115 -021 0115 -029	砂糖原料作物 飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物	0115	その他の食用作物				
0115 -09	0115 -091 0115 -092 0115 -099	その他の食用耕種作物 雑穀 油糧作物 他に分類されない食用耕種作物						
0116 -01 0116 -02 0116 -03 0116 -09	0116 -011 0116 -021 0116 -031 0116 -091 0116 -092 0116 -093 0116 -099	飼料作物 種苗 花き・花木類 その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) 他に分類されない非食用耕種作物	0116	非食用作物				
0121 -01 0121 -02 0121 -03 0121 -04 0121 -05 0121 -09	0121 -011 0121 -019 0121 -021 0121 -031 0121 -041 0121 -051 0121 -091 0121 -099	酪農 生乳 その他の酪農生産物 肉用牛 豚 鶏卵 肉鶏 その他の畜産 羊毛 他に分類されない畜産						
0131 -01 0131 -02	0131 -011 0131 -021	獣医業 農業サービス(獣医業を除く。)	0131	農業サービス	013	農業サービス		
0151 -01 0152 -01	0151 -011 0152 -011 0152 -012	育林 素材 素材(国産) 素材(輸入)	0151 0152	育林 素材	015	林業		
0153 -01	0153 -011	特用林産物(狩猟業を含む。)	0153	特用林産物				
0171 -01 0171 -02	0171 -011 0171 -012 0171 -021	海面漁業 海面漁業(国産) 海面漁業(輸入) 海面養殖業	0171	海面漁業	017	漁業		
0172 -01 0172 -02	0172 -001	内水面漁業・養殖業 内水面漁業 内水面養殖業	0172	内水面漁業				
0611 -01	0611 -011 0611 -012	金属鉱物 鉄鉱石 非鉄金属鉱物	0611	金属鉱物	061	金属鉱物	06	鉱業
0621 -01	0621 -011 0621 -012 0621 -013	石炭・原油・天然ガス 石炭 原油 天然ガス	0621	石炭・原油・天然ガス	062	石炭・原油・天然ガス		
0631 -01 0631 -02	0631 -011 0631 -021	砂利・採石 砕石	0631	砂利・砕石	063	非金属鉱物		

基本分類（行518×列397）			統合小分類（190部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）					
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名				
列コード	行コード											
0639 -09		その他の鉱物	0639	その他の鉱物								
	0639 -091	石灰石										
	0639 -092	窯業原料鉱物(石灰石を除く。)										
	0639 -099	他に分類されない鉱物										
1111 -01		食肉	1111	食肉	111	食料品	11	飲食料品				
	1111 -011	牛肉										
	1111 -012	豚肉										
	1111 -013	鶏肉										
	1111 -014	その他の食肉										
	1111 -015	と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)										
1112 -01	1112 -011	肉加工品	1112	畜産食料品								
1112 -02	1112 -021	畜産びん・かん詰										
1112 -03		酪農品										
	1112 -031	飲用牛乳										
	1112 -032	乳製品										
1113 -01	1113 -011	冷凍魚介類	1113	水産食料品								
1113 -02	1113 -021	塩・干・くん製品										
1113 -03	1113 -031	水産びん・かん詰										
1113 -04	1113 -041	ねり製品										
1113 -09	1113 -099	その他の水産食品										
1114 -01		精穀	1114	精穀・製粉								
	1114 -011	精米										
	1114 -019	その他の精穀										
1114 -02		製粉										
	1114 -021	小麦粉										
	1114 -029	その他の製粉										
1115 -01	1115 -011	めん類	1115	めん・パン・菓子類								
1115 -02	1115 -021	パン類										
1115 -03	1115 -031	菓子類										
1116 -01	1116 -011	農産びん・かん詰	1116	農産保存食料品								
1116 -02	1116 -021	農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)										
1117 -01		砂糖	1117	砂糖・油脂・調味料類								
	1117 -011	精製糖										
	1117 -019	その他の砂糖・副産物										
1117 -02	1117 -021	でん粉										
1117 -03	1117 -031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖										
1117 -04		動植物油脂										
	1117 -041	植物油脂										
	1117 -042	動物油脂										
	1117 -043	加工油脂										
	1117 -044	植物原油かす										
1117 -05	1117 -051	調味料										
1119 -01	1119 -011	冷凍調理食品	1119	その他の食料品								
1119 -02	1119 -021	レトルト食品										
1119 -03	1119 -031	そう菜・すし・弁当										
1119 -04	1119 -041	学校給食(国公立)★★										
1119 -05	1119 -051	学校給食(私立)★										
1119 -09		その他の食料品										
	1119 -099	その他の食料品										
1121 -01	1121 -011	清酒	1121	酒類	112	飲料						
1121 -02	1121 -021	ビール類										
1121 -03	1121 -031	ウイスキー類										
1121 -09	1121 -099	その他の酒類										
1129 -01	1129 -011	茶・コーヒー	1129	その他の飲料								
1129 -02	1129 -021	清涼飲料										
1129 -03	1129 -031	製氷										
1131 -01	1131 -011	飼料	1131	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	113	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)						
1131 -02	1131 -021	有機質肥料(別掲を除く。)										
1141 -01	1141 -011	たばこ	1141	たばこ	114	たばこ						
1511 -01	1511 -011	紡績糸	1511	紡績	151	繊維工業製品	15	繊維製品				
1512 -01	1512 -011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)	1512	織物								
1512 -02	1512 -021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)										
1512 -09	1512 -099	その他の織物										
1513 -01	1513 -011	ニット生地	1513	ニット生地								
1514 -01	1514 -011	染色整理	1514	染色整理								
1519 -09		その他の繊維工業製品	1519	その他の繊維工業製品								
	1519 -091	綱・網										
	1519 -099	他に分類されない繊維工業製品										
1521 -01	1521 -011	織物製衣服	1521	衣服	152	衣服・その他の繊維既製						
1521 -02	1521 -021	ニット製衣服										
1522 -09	1522 -099	その他の衣服・身の回り品	1522	その他の衣服・身の回り品								
1529 -01	1529 -011	寝具	1529	その他の繊維既製品								
1529 -02	1529 -021	じゅうたん・床敷物										
1529 -09		その他の繊維既製品										
	1529 -091	繊維製衛生材料										
	1529 -099	他に分類されない繊維既製品										
1611 -01	1611 -011	製材	1611	木材	161	木材・木製品	16	パルプ・紙・木製品				
1611 -02	1611 -021	合板・集成材										

基本分類（行518×列397）			統合小分類（190部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）	
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
1611 -03	1611 -031	木材チップ						
1619 -09	1619 -091 1619 -099	その他の木製品 建設用木製品 他に分類されない木製品	1619	その他の木製品				
1621 -01	1621 -011	木製家具	1621	家具・装備品	162	家具・装備品		
1621 -02	1621 -021	金属製家具						
1621 -03	1621 -031	木製建具						
1621 -09	1621 -099	その他の家具・装備品						
1631 -01	1631 -011	パルプ	1631	パルプ	163	パルプ・紙・板紙・加工紙		
	1631 -021P	古紙						
1632 -01	1632 -011	洋紙・和紙	1632	紙・板紙				
1632 -02	1632 -021	板紙						
1633 -01	1633 -011	段ボール	1633	加工紙				
1633 -02	1633 -021	塗工紙・建設用加工紙						
1641 -01	1641 -011	段ボール箱	1641	紙製容器	164	紙加工品		
1641 -09	1641 -099	その他の紙製容器						
1649 -01	1649 -011	紙製衛生材料・用品	1649	その他の紙加工品				
1649 -09	1649 -099	その他のパルプ・紙・紙加工品						
1911 -01	1911 -011	印刷・製版・製本	1911	印刷・製版・製本	191	印刷・製版・製本	39	その他の製造工業製品(1／3)
2011 -01	2011 -011	化学肥料	2011	化学肥料	201	化学肥料	20	化学製品
2021 -01	2021 -011 2021 -012 2021 -013 2021 -019	ソーダ工業製品 ソーダ灰 か性ソーダ 液体塩素 その他のソーダ工業製品	2021	ソーダ工業製品	202	無機化学工業製品		
2029 -01	2029 -011 2029 -012 2029 -019	無機顔料 酸化チタン カーボンブラック その他の無機顔料	2029	その他の無機化学工業製				
2029 -02	2029 -021	圧縮ガス・液化ガス						
2029 -03	2029 -031 2029 -032	塩 原塩 塩						
2029 -09	2029 -099	その他の無機化学工業製品						
2031 -01	2031 -011 2031 -012 2031 -019	石油化学基礎製品 エチレン プロピレン その他の石油化学基礎製品	2031	石油化学基礎製品	203	石油化学基礎製品		
2031 -02	2031 -021 2031 -022 2031 -023 2031 -029	石油化学系芳香族製品 純ベンゼン 純トルエン キシレン その他の石油化学系芳香族製品						
2041 -01	2041 -011 2041 -012 2041 -013 2041 -014 2041 -015 2041 -016 2041 -019	脂肪族中間物 合成アルコール類 酢酸 二塩化エチレン アクリロニトリル エチレングリコール 酢酸ビニルモノマー その他の脂肪族中間物	2041	脂肪族中間物・環式中間物	204	有機化学工業製品(石油化学基礎製品を除く。)		
2041 -02	2041 -021 2041 -022 2041 -023 2041 -024 2041 -029	環式中間物 スチレンモノマー 合成石炭酸 テレフタル酸(高純度) カプロラクタム その他の環式中間物						
2041 -03	2041 -031	合成染料・有機顔料						
2042 -01	2042 -011	合成ゴム	2042	合成ゴム				
2049 -01	2049 -011	メタン誘導品	2049	その他の有機化学工業製品				
2049 -02	2049 -021	可塑剤						
2049 -09	2049 -099	その他の有機化学工業製品						
2051 -01	2051 -011	熱硬化性樹脂	2051	合成樹脂	205	合成樹脂		
2051 -02	2051 -021 2051 -022 2051 -023 2051 -024 2051 -025	熱可塑性樹脂 ポリエチレン(低密度) ポリエチレン(高密度) ポリスチレン ポリプロピレン 塩化ビニル樹脂						
2051 -03	2051 -031	高機能性樹脂						
2051 -09	2051 -099	その他の合成樹脂						
2061 -01	2061 -011	レーヨン・アセテート	2061	化学繊維	206	化学繊維		
2061 -02	2061 -021	合成繊維						
2071 -01	2071 -011	医薬品	2071	医薬品	207	医薬品		
2081 -01	2081 -011 2081 -012	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤 油脂加工製品 石けん・合成洗剤	2081	油脂加工製品・石けん・界面活性剤・化粧品	208	化学最終製品(医薬品を除く。)		

基本分類（行518×列397）			統合小分類（190部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）					
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名				
列コード	行コード											
	2081 -013	界面活性剤	2082	塗料・印刷インキ								
2081 -02	2081 -021	化粧品・歯磨										
2082 -01	2082 -011	塗料										
2082 -02	2082 -021	印刷インキ										
2083 -01	2083 -011	写真感光材料										
2084 -01	2084 -011	農薬										
2089 -01	2089 -011	ゼラチン・接着剤										
2089 -09		その他の化学最終製品	2089	その他の化学最終製品								
	2089 -091	触媒										
	2089 -099	他に分類されない化学最終製品										
2111 -01		石油製品	2111	石油製品	211	石油製品	21	石油・石炭製品				
	2111 -011	ガソリン										
	2111 -012	ジェット燃料油										
	2111 -013	灯油										
	2111 -014	軽油										
	2111 -015	A重油										
	2111 -016	B重油・C重油										
	2111 -017	ナフサ										
	2111 -018	液化石油ガス										
	2111 -019	その他の石油製品										
2121 -01		石炭製品	2121	石炭製品	212	石炭製品						
	2121 -011	コークス										
	2121 -019	その他の石炭製品										
2121 -02	2121 -021	舗装材料										
2211 -01		プラスチック製品	2211	プラスチック製品	221	プラスチック製品	22	プラスチック・ゴム				
	2211 -011	プラスチックフィルム・シート										
	2211 -012	プラスチック板・管・棒										
	2211 -013	プラスチック発泡製品										
	2211 -014	工業用プラスチック製品										
	2211 -015	強化プラスチック製品										
	2211 -016	プラスチック製容器										
	2211 -017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品										
	2211 -019	その他のプラスチック製品										
2221 -01	2221 -011	タイヤ・チューブ	2221	タイヤ・チューブ	222	ゴム製品						
2229 -01	2229 -011	ゴム製・プラスチック製履物	2229	その他のゴム製品								
2229 -09	2229 -099	その他のゴム製品										
2311 -01	2311 -011	革製履物	2311	革製履物	231	なめし革・毛皮・同製品	39	その他の製造工業製品(2／3)				
2312 -01	2312 -011	製革・毛皮	2312	なめし革・毛皮・その他の革製品								
2312 -02	2312 -021	かばん・袋物・その他の革製品										
2511 -01		板ガラス・安全ガラス	2511	ガラス・ガラス製品	251	ガラス・ガラス製品	25	窯業・土石製品				
	2511 -011	板ガラス										
	2511 -012	安全ガラス・複層ガラス										
2511 -02	2511 -021	ガラス繊維・同製品										
2511 -09		その他のガラス製品										
	2511 -091	ガラス製加工素材										
	2511 -099	他に分類されないガラス製品										
2521 -01	2521 -011	セメント	2521	セメント・セメント製品	252	セメント・セメント製品						
2521 -02	2521 -021	生コンクリート										
2521 -03	2521 -031	セメント製品										
2531 -01		陶磁器	2531	陶磁器	253	陶磁器						
	2531 -011	建設用陶磁器										
	2531 -012	工業用陶磁器										
	2531 -013	日用陶磁器										
2591 -01	2591 -011	耐火物	2591	建設用土石製品	259	その他の窯業・土石製品						
2591 -09	2591 -099	その他の建設用土石製品										
2599 -01	2599 -011	炭素・黒鉛製品	2599	その他の窯業・土石製品								
2599 -02	2599 -021	研磨材										
2599 -09	2599 -099	その他の窯業・土石製品										
2611 -01	2611 -011	銑鉄	2611	銑鉄・粗鋼	261	銑鉄・粗鋼	26	鉄鋼				
2611 -02	2611 -021	フェロアロイ										
2611 -03	2611 -031	粗鋼(転炉)										
2611 -04	2611 -041	粗鋼(電気炉)										
	2612 -011P	鉄屑	2612	鉄屑	262	鋼材						
2621 -01		熱間圧延鋼材	2621	熱間圧延鋼材								
	2621 -011	普通鋼形鋼										
	2621 -012	普通鋼鋼板										
	2621 -013	普通鋼鋼帯										
	2621 -014	普通鋼小棒										
	2621 -015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材										
	2621 -016	特殊鋼熱間圧延鋼材										

基本分類（行518×列397）			統合小分類（190部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）					
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名				
列コード	行コード											
2622 -01	2622 -011 2622 -012	鋼管 普通鋼鋼管 特殊鋼鋼管	2622	鋼管								
2623 -01	2623 -011 2623 -012	冷間仕上鋼材 普通鋼冷間仕上鋼材 特殊鋼冷間仕上鋼材	2623	冷延・めっき鋼材								
2623 -02	2623 -021	めっき鋼材										
2631 -01	2631 -011 2631 -012	鋳鍛鋼 鍛鋼 鋳鋼	2631	鋳鍛造品	263	鋳鍛造品						
2631 -02	2631 -021	鋳鉄管										
2631 -03	2631 -031 2631 -032	鋳鉄品及び鍛工品（鉄） 鋳鉄品 鍛工品（鉄）										
2699 -01	2699 -011	鉄鋼シャースリット業	2699	その他の鉄鋼製品	269	その他の鉄鋼製品						
2699 -09	2699 -099	その他の鉄鋼製品										
2711 -01	2711 -011	銅	2711	非鉄金属製錬・精製	271	非鉄金属製錬・精製	27	非鉄金属				
2711 -02	2711 -021	鉛・亜鉛（再生を含む。）										
2711 -03	2711 -031	アルミニウム（再生を含む。）										
2711 -09	2711 -099	その他の非鉄金属地金										
	2712 -011P	非鉄金属屑	2712	非鉄金属屑								
2721 -01	2721 -011	電線・ケーブル	2721	電線・ケーブル								
2721 -02	2721 -021	光ファイバケーブル										
2729 -01	2729 -011	伸銅品	2729	その他の非鉄金属製品								
2729 -02	2729 -021	アルミ圧延製品										
2729 -03	2729 -031	非鉄金属素形材										
2729 -04	2729 -041	核燃料										
2729 -09	2729 -099	その他の非鉄金属製品										
2811 -01	2811 -011	建設用金属製品	2811	建設用金属製品	281	建設・建築用金属製品	28	金属製品				
2812 -01	2812 -011	建築用金属製品	2812	建築用金属製品								
2891 -01	2891 -011	ガス・石油機器・暖厨房機器	2891	ガス・石油機器・暖厨房機器								
2899 -01	2899 -011	ボルト・ナット・リベット・スプリング	2899	その他の金属製品								
2899 -02	2899 -021	金属製容器・製缶板金製品										
2899 -03	2899 -031 2899 -032 2899 -033	配管工事付属品・粉末や金製品・道具類 配管工事付属品 粉末や金製品 刃物・道具類										
2899 -09	2899 -091 2899 -092 2899 -099	その他の金属製品 金属プレス製品 金属線製品 他に分類されない金属製品										
2911 -01	2911 -011	ボイラ	2911	ボイラ・原動機	291	はん用機械	29	はん用機械				
2911 -02	2911 -021	タービン										
2911 -03	2911 -031	原動機										
2912 -01	2912 -011	ポンプ・圧縮機	2912	ポンプ・圧縮機								
2913 -01	2913 -011	運搬機械	2913	運搬機械								
2914 -01	2914 -011	冷凍機・温湿調整装置	2914	冷凍機・温湿調整装置								
2919 -01	2919 -011	ベアリング	2919	その他のはん用機械								
2919 -09	2919 -091 2919 -099	その他のはん用機械 動力伝導装置 他に分類されないはん用機械										
3011 -01	3011 -011	農業用機械	3011	農業用機械	301	生産用機械	30	生産用機械				
3012 -01	3012 -011	建設・鉱山機械	3012	建設・鉱山機械								
3013 -01	3013 -011	繊維機械	3013	繊維機械								
3014 -01	3014 -011 3014 -012 3014 -013 3014 -014 3014 -015	生活関連産業用機械 食品機械・同装置 木材加工機械 パルプ装置・製紙機械 印刷・製本・紙工機械 包装・荷受機械	3014	生活関連産業用機械								
3015 -01	3015 -011	化学機械	3015	基礎素材産業用機械								
3015 -02	3015 -021 3015 -022	鋳造装置・プラスチック加工機械 鋳造装置 プラスチック加工機械										
3016 -01	3016 -011	金属工作機械	3016	金属加工機械								
3016 -02	3016 -021	金属加工機械										
3016 -03	3016 -031	機械工具										
3017 -01	3017 -011	半導体製造装置	3017	半導体製造装置								
3019 -01	3019 -011	金型	3019	その他の生産用機械								
3019 -02	3019 -021	真空装置・真空機器										
3019 -03	3019 -031	ロボット										
3019 -09	3019 -099	その他の生産用機械										
3111 -01	3111 -011	複写機	3111	事務用機械	311	業務用機械	31	業務用機械				
3111 -09	3111 -099	その他の事務用機械										

基本分類（行518×列397）			統合小分類（190部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）	
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
3112 -01		サービス用機器	3112	サービス用機器				
	3112 -011	自動販売機						
	3112 -012	娯楽用機器						
	3112 -019	その他のサービス用機器						
3113 -01	3113 -011	計測機器	3113	計測機器				
3114 -01	3114 -011	医療用機械器具	3114	医療用機械器具				
3115 -01	3115 -011	光学機械・レンズ	3115	光学機械・レンズ				
3116 -01	3116 -011	武器	3116	武器				
3211 -01	3211 -011	電子管	3211	電子デバイス	321	電子デバイス	32	電子部品
3211 -02	3211 -021	半導体素子						
3211 -03	3211 -031	集積回路						
3211 -04	3211 -041	液晶パネル						
3299 -01	3299 -011	磁気テープ・磁気ディスク	3299	その他の電子部品	329	その他の電子部品		
3299 -02	3299 -021	電子回路						
3299 -09	3299 -099	その他の電子部品						
3311 -01		回転電気機械	3311	産業用電気機器	331	産業用電気機器	33	電気機械
	3311 -011	発電機器						
	3311 -012	電動機						
3311 -02	3311 -021	変圧器・変成器						
3311 -03	3311 -031	開閉制御装置・配電盤						
3311 -04	3311 -041	配線器具						
3311 -05	3311 -051	内燃機関電装品						
3311 -09	3311 -099	その他の産業用電気機器						
3321 -01	3321 -011	民生用エアコンディショナ	3321	民生用電気機器	332	民生用電気機器		
3321 -02	3321 -021	民生用電気機器(エアコンを除く。)						
3331 -01	3331 -011	電子応用装置	3331	電子応用装置	333	電子応用装置・電気計測器		
3332 -01	3332 -011	電気計測器	3332	電気計測器				
3399 -01	3399 -011	電球類	3399	その他の電気機械	339	その他の電気機械		
3399 -02	3399 -021	電気照明器具						
3399 -03	3399 -031	電池						
3399 -09	3399 -099	その他の電気機械器具						
3411 -01	3411 -011	ビデオ機器・デジタルカメラ	3411	民生用電子機器	341	通信機械・同関連機器	34	情報・通信機器
3411 -02	3411 -021	電気音響機器						
3411 -03	3411 -031	ラジオ・テレビ受信機						
3412 -01	3412 -011	有線電気通信機器	3412	通信機械				
3412 -02	3412 -021	携帯電話機						
3412 -03	3412 -031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)						
3412 -09	3412 -099	その他の電気通信機器						
3421 -01	3421 -011	パーソナルコンピュータ	3421	電子計算機・同附属装置	342	電子計算機・同附属装置		
3421 -02	3421 -021	電子計算機本体(パソコンを除く。)						
3421 -03	3421 -031	電子計算機附属装置						
3511 -01	3511 -011	乗用車	3511	乗用車	351	乗用車	35	輸送機械
3521 -01	3521 -011	トラック・バス・その他の自動車	3521	トラック・バス・その他の自動車	352	その他の自動車		
3522 -01	3522 -011	二輪自動車	3522	二輪自動車				
3531 -01	3531 -011	自動車用内燃機関	3531	自動車部品・同附属品	353	自動車部品・同附属品		
3531 -02	3531 -021	自動車部品						
3541 -01	3541 -011	鋼船	3541	船舶・同修理	354	船舶・同修理		
3541 -02	3541 -021	その他の船舶						
3541 -03	3541 -031	船用内燃機関						
3541 -10	3541 -101	船舶修理						
3591 -01	3591 -011	鉄道車両	3591	鉄道車両・同修理	359	その他の輸送機械・同修理		
3591 -10	3591 -101	鉄道車両修理						
3592 -01	3592 -011	航空機	3592	航空機・同修理				
3592 -10	3592 -101	航空機修理						
3599 -01	3599 -011	自転車	3599	その他の輸送機械				
3599 -09		その他の輸送機械						
	3599 -091	産業用運搬車両						
	3599 -099	他に分類されない輸送機械						
3911 -01	3911 -011	がん具	3911	がん具・運動用品	391	その他の製造工業製品	39	その他の製造工業製品(3／3)
3911 -02	3911 -021	運動用品						
3919 -01	3919 -011	身近細貨品	3919	その他の製造工業製品				
3919 -02	3919 -021	時計						
3919 -03	3919 -031	楽器						
3919 -04	3919 -041	筆記具・文具						
3919 -05	3919 -051	量・わら加工品						
3919 -06	3919 -061	情報記録物						
3919 -09	3919 -099	その他の製造工業製品						
3921 -01	3921 -011	再生資源回収・加工処理	3921	再生資源回収・加工処理	392	再生資源回収・加工処理		
4111 -01	4111 -011	住宅建築(木造)	4111	住宅建築	411	建築	41	建設
4111 -02	4111 -021	住宅建築(非木造)						
4112 -01	4112 -011	非住宅建築(木造)	4112	非住宅建築				
4112 -02	4112 -021	非住宅建築(非木造)						
4121 -01	4121 -011	建設補修	4121	建設補修	412	建設補修		

基本分類（行518×列397）			統合小分類（190部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）						
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名					
列コード	行コード												
4131 -01	4131 -011	道路関係公共事業	4131	公共事業	413	公共事業							
4131 -02	4131 -021	河川・下水道・その他の公共事業											
4131 -03	4131 -031	農林関係公共事業											
4191 -01	4191 -011	鉄道軌道建設	4191	その他の土木建設	419	その他の土木建設							
4191 -02	4191 -021	電力施設建設											
4191 -03	4191 -031	電気通信施設建設											
4191 -09	4191 -099	その他の土木建設											
4611 -01	4611 -001	事業用電力 事業用原子力発電 事業用火力発電 水力・その他の事業用発電	4611	電力	461	電力	46	電力・ガス・熱供給					
4611 -02													
4611 -03													
4611 -04		4611 -041							自家発電				
4621 -01	4621 -011	都市ガス	4621	都市ガス	462	ガス・熱供給							
4622 -01	4622 -011	熱供給業	4622	熱供給業									
4711 -01	4711 -011	上水道・簡易水道	4711	水道	471	水道	47	水道					
4711 -02	4711 -021	工業用水											
4711 -03	4711 -031	下水道★★											
4811 -01	4811 -011	廃棄物処理(公営)★★	4811	廃棄物処理	481	廃棄物処理	48	廃棄物処理					
4811 -02	4811 -021	廃棄物処理(産業)											
5111 -01	5111 -011	卸売	5111	卸売	511	商業	51	商業					
5112 -01	5112 -011	小売	5112	小売									
5311 -01	5311 -011 5311 -012 5311 -013 5311 -014	金融 公的金融(FISIM) 民間金融(FISIM) 公的金融(手数料) 民間金融(手数料)	5311	金融	531	金融・保険	53	金融・保険					
5312 -01		5312 -011							生命保険				
5312 -02		5312 -021							損害保険				
5511 -01		5511 -011							不動産仲介・管理業	5511	不動産仲介及び賃貸	551	不動産仲介及び賃貸
5511 -02	5511 -021	不動産賃貸業											
5521 -01	5521 -011	住宅賃貸料	5521	住宅賃貸料	552	住宅賃貸料							
5531 -01	5531 -011	住宅賃貸料(帰属家賃)	5531	住宅賃貸料(帰属家賃)	553	住宅賃貸料(帰属家賃)							
5711 -01	5711 -011	鉄道旅客輸送	5711	鉄道旅客輸送	571	鉄道輸送	57	運輸・郵便					
5712 -01	5712 -011	鉄道貨物輸送	5712	鉄道貨物輸送									
5721 -01	5721 -011	バス	5721	道路旅客輸送	572	道路輸送(自家輸送を除く。)							
5721 -02	5721 -021	ハイヤー・タクシー											
5722 -01	5722 -011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	5722	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)									
5731 -01P	5731 -011P	自家輸送(旅客自動車)	5731	自家輸送(旅客自動車)	573	自家輸送							
5732 -01P	5732 -011P	自家輸送(貨物自動車)	5732	自家輸送(貨物自動車)									
5741 -01	5741 -011	外洋輸送	5741	外洋輸送	574	水運							
5742 -01		沿海・内水面輸送	5742	沿海・内水面輸送									
	5742 -011	沿海・内水面旅客輸送											
	5742 -012	沿海・内水面貨物輸送											
5743 -01	5743 -011	港湾運送	5743	港湾運送									
5751 -01	5751 -011 5751 -012 5751 -013 5751 -014	航空輸送 国際航空輸送 国内航空旅客輸送 国内航空貨物輸送 航空機使用事業	5751	航空輸送	575	航空輸送							
5761 -01		5761 -011							貨物利用運送	576	貨物利用運送		
5771 -01		5771 -011							倉庫	5771	倉庫	577	倉庫
5781 -01		5781 -011							こん包	5781	こん包	578	運輸附帯サービス
5789 -01	5789 -011	道路輸送施設提供	5789	その他の運輸附帯サービス									
5789 -02	5789 -021	水運施設管理★★											
5789 -03	5789 -031	水運附帯サービス											
5789 -04	5789 -041	航空施設管理(国公営)★★											
5789 -05	5789 -051	航空施設管理(産業)											
5789 -06	5789 -061	航空附帯サービス											
5789 -09	5789 -099	旅行・その他の運輸附帯サービス											
5791 -01	5791 -011	郵便・信書便	5791	郵便・信書便	579	郵便・信書便							
5911 -01	5911 -011	固定電気通信	5911	電気通信	591	通信	59	情報通信					
5911 -02	5911 -021	移動電気通信											
5911 -09	5911 -099	その他の電気通信											
5919 -09	5919 -099	その他の通信サービス	5919	その他の通信サービス									
5921 -01	5921 -011	公共放送	5921	放送	592	放送							
5921 -02	5921 -021	民間放送											
5921 -03	5921 -031	有線放送											
5931 -01	5931 -011 5931 -012	情報サービス ソフトウェア業 情報処理・提供サービス	5931	情報サービス	593	情報サービス							
5941 -01		5941 -011							インターネット附随サービス	5941	インターネット附随サービス	594	インターネット附随サービス
5951 -01	5951 -011	映像・音声・文字情報制作業	5951	映像・音声・文字情報制作	595	映像・音声・文字情報制作							
5951 -02	5951 -021	新聞											
5951 -03	5951 -031	出版											

基本分類（行518×列397）			統合小分類（190部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）			
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名		
列コード	行コード									
6111 -01	6111 -011	公務(中央)★★	6111	公務(中央)	611	公務	61	公務		
6112 -01	6112 -011	公務(地方)★★	6112	公務(地方)						
6311 -01	6311 -011	学校教育(国公立)★★	6311	学校教育	631	教育	63	教育・研究		
6311 -02	6311 -021	学校教育(私立)★								
6312 -01	6312 -011	社会教育(国公立)★★	6312	社会教育・その他の教育						
6312 -02	6312 -021	社会教育(非営利)★								
6312 -03	6312 -031	その他の教育訓練機関(国公立)囧★								
6312 -04	6312 -041	その他の教育訓練機関(産業)								
6321 -01	6321 -011	自然科学研究機関(国公立)★★	6321	学術研究機関	632	研究				
6321 -02	6321 -021	人文科学研究機関(国公立)★★								
6321 -03	6321 -031	自然科学研究機関(非営利)★								
6321 -04	6321 -041	人文科学研究機関(非営利)★								
6321 -05	6321 -051	自然科学研究機関(産業)								
6321 -06	6321 -061	人文科学研究機関(産業)								
6322 -01	6322 -011	企業内研究開発							6322	企業内研究開発
6411 -01	6411 -011	医療(入院診療)	6411	医療	641	医療	64	医療・福祉		
6411 -02	6411 -021	医療(入院外診療)								
6411 -03	6411 -031	医療(歯科診療)								
6411 -04	6411 -041	医療(調剤)								
6411 -05	6411 -051	医療(その他の医療サービス)								
6421 -01	6421 -011	保健衛生(国公立)★★	6421	保健衛生	642	保健衛生				
6421 -02	6421 -021	保健衛生(産業)								
6431 -01	6431 -011	社会保険事業★★	6431	社会保険・社会福祉	643	社会保険・社会福祉				
6431 -02	6431 -021	社会福祉(国公立)★★								
6431 -03	6431 -031	社会福祉(非営利)★								
6431 -04	6431 -041	社会福祉(産業)								
6441 -01	6441 -011	介護(施設サービス)	6441	介護	644	介護				
6441 -02	6441 -021	介護(施設サービスを除く。)								
6599 -01	6599 -011	対企業民間非営利団体	6599	その他の非営利団体サービス	659	その他の非営利団体サービス	65	その他の非営利団体サービス		
6599 -02	6599 -021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)★								
6611 -01		物品賃貸業(貸自動車を除く。)	6611	物品賃貸業(貸自動車業を除く。)	661	物品賃貸サービス	66	対事業所サービス		
	6611 -011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)賃貸業								
	6611 -012	建設機械器具賃貸業								
	6611 -013	電子計算機・同関連機器賃貸業								
	6611 -014	事務用機械器具(電算機等を除く。)賃貸業								
6611 -015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業									
6612 -01	6612 -011	貸自動車業	6612	貸自動車業	662	広告				
6621 -01		広告	6621							
	6621 -011	テレビ・ラジオ広告								
	6621 -012	新聞・雑誌・その他の広告								
6631 -10	6631 -101	自動車整備	6631	自動車整備	663	自動車整備・機械修理				
6632 -10	6632 -101	機械修理	6632	機械修理						
6699 -01	6699 -011	法務・財務・会計サービス	6699	その他の対事業所サービス	669	その他の対事業所サービス				
6699 -02	6699 -021	土木建築サービス								
6699 -03	6699 -031	労働者派遣サービス								
6699 -04	6699 -041	建物サービス								
6699 -05	6699 -051	警備業								
6699 -09	6699 -099	その他の対事業所サービス								
6711 -01	6711 -011	宿泊業	6711	宿泊業	671	宿泊業	67	対個人サービス		
6721 -01	6721 -011	飲食サービス	6721	飲食サービス					672	飲食サービス
6731 -01	6731 -011	洗濯業	6731	洗濯・理容・美容・浴場業	673	洗濯・理容・美容・浴場業				
6731 -02	6731 -021	理容業								
6731 -03	6731 -031	美容業								
6731 -04	6731 -041	浴場業								
6731 -09	6731 -099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業								
6741 -01	6741 -011	映画館	6741	娯楽サービス	674	娯楽サービス				
6741 -02	6741 -021	興行場(映画館を除く。）・興行団								
6741 -03	6741 -031	競輪・競馬等の競走場・競技団								
6741 -04	6741 -041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地								
6741 -05	6741 -051	遊戯場								
6741 -09	6741 -099	その他の娯楽								
6799 -01	6799 -011	写真業	6799	その他の対個人サービス	679	その他の対個人サービス				
6799 -02	6799 -021	冠婚葬祭業								
6799 -03	6799 -031	個人教授業								
6799 -04	6799 -041	各種修理業(別掲を除く。)								
6799 -09	6799 -099	その他の対個人サービス								
6811 -00P	6811 -000P	事務用品	6811	事務用品	681	事務用品	68	事務用品		
6911 -00	6911 -000	分類不明	6911	分類不明	691	分類不明	69	分類不明		
7000 -00	7000 -000	内生部門計	7000	内生部門計	700	内生部門計	70	内生部門計		

2 最終需要部門

基本分類			統合小分類		統合中分類		統合大分類					
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名				
列コード	行コード											
7111	-00	家計外消費支出(列)	7111	家計外消費支出(列)	711	家計外消費支出(列)	71	家計外消費支出(列)				
7211	-00	家計消費支出	7211	家計消費支出	721	民間消費支出	72	民間消費支出				
7212	-00	対家計民間非営利団体消費支出	7212	対家計民間非営利団体消費支出								
7311	-01	中央政府集合の消費支出	7311	一般政府消費支出	731	一般政府消費支出	73	一般政府消費支出				
7311	-02	地方政府集合の消費支出										
7311	-03	中央政府個別の消費支出										
7311	-04	地方政府個別の消費支出										
7321	-01	中央政府集合の消費支出(社会資本等減耗分)	7321	一般政府消費支出(社会資本等減耗分)	732	一般政府消費支出(社会資本等減耗分)						
7321	-02	地方政府集合の消費支出(社会資本等減耗分)										
7321	-03	中央政府個別の消費支出(社会資本等減耗分)										
7321	-04	地方政府個別の消費支出(社会資本等減耗分)										
7411	-00	国内総固定資本形成(公的)	7411	国内総固定資本形成(公的)	741	国内総固定資本形成(公的)	74	国内総固定資本形成(公的)				
7511	-00	国内総固定資本形成(民間)	7511	国内総固定資本形成(民間)	751	国内総固定資本形成(民間)	75	国内総固定資本形成(民間)				
7611	-01	生産者製品在庫純増	7611	在庫純増	761	在庫純増	76	在庫純増				
7611	-02	半製品・仕掛品在庫純増										
7611	-03	流通在庫純増										
7611	-04	原材料在庫純増										
7711	-00	調整項	7711	調整項	771	調整項	77	調整項				
7800	-00	国内最終需要計	7800	国内最終需要計	780	国内最終需要計	78	国内最終需要計				
7900	-00	国内需要合計	7900	国内需要合計	790	国内需要合計	79	国内需要合計				
8011	-01	輸出(普通貿易)	8011	輸出	801	輸出	80	輸出				
8011	-02	輸出(特殊貿易)										
8012	-00	輸出(直接購入)							8012	輸出(直接購入)		
8100	-00	輸出計	8100	輸出計	810	輸出計	81	輸出計				
8200	-00	最終需要計	8200	最終需要計	820	最終需要計	82	最終需要計				
8300	-00	需要合計	8300	需要合計	830	需要合計	83	需要合計				
8411	-01	(控除)輸入(普通貿易)	8411	(控除)輸入	841	(控除)輸入	84	(控除)輸入				
8411	-02	(控除)輸入(特殊貿易)										
8412	-00	(控除)輸入(直接購入)							8412	(控除)輸入(直接購入)		
8511	-00	(控除)関税	8511	(控除)関税	851	(控除)関税	85	(控除)関税				
8611	-00	(控除)輸入品商品税	8611	(控除)輸入品商品税	861	(控除)輸入品商品税	86	(控除)輸入品商品税				
8700	-00	(控除)輸入計	8700	(控除)輸入計	870	(控除)輸入計	87	(控除)輸入計				
8800	-00	最終需要部門計	8800	最終需要部門計	880	最終需要部門計	88	最終需要部門計				
8911	-00	商業マージン(卸売)	8911	商業マージン(卸売)	891	商業マージン	89	商業マージン				
8912	-00	商業マージン(小売)	8912	商業マージン(小売)								
9011	-00	貨物運賃(鉄道)	9011	貨物運賃(鉄道)	901	貨物運賃	90	貨物運賃				
9012	-00	貨物運賃(道路)	9012	貨物運賃(道路)								
9013	-01	貨物運賃(沿海内水面)	9013	貨物運賃(水運)								
9013	-02	貨物運賃(港湾運送)										
9014	-00	貨物運賃(航空)	9014	貨物運賃(航空)								
9015	-00	貨物運賃(利用運送)	9015	貨物運賃(利用運送)								
9016	-00	貨物運賃(倉庫)	9016	貨物運賃(倉庫)								
9700	-00	国内生産額	9700	国内生産額	970	国内生産額	97	国内生産額				

3 粗付加価値部門

基本分類			統合小分類		統合中分類		統合大分類	
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
	7111 -001	宿泊・日当	7111	家計外消費支出(行)	711	家計外消費支出(行)	71	家計外消費支出(行)
	7111 -002	交際費						
	7111 -003	福利厚生費						
	9111 -000	賃金・俸給	9111	賃金・俸給	911	雇用者所得	91	雇用者所得
	9112 -000	社会保険料(雇用主負担)	9112	社会保険料(雇用主負				
	9113 -000	その他の給与及び手当	9113	その他の給与及び手当				
	9211 -000	営業余剰	9211	営業余剰	921	営業余剰	92	営業余剰
	9311 -000	資本減耗引当	9311	資本減耗引当	931	資本減耗引当	93	資本減耗引当
	9321 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	9321	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	932	資本減耗引当(社会資本等減耗分)		
	9411 -000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	9411	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	941	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	94	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)
	9511 -000	(控除)經常補助金	9511	(控除)經常補助金	951	(控除)經常補助金	95	(控除)經常補助金
	9600 -000	粗付加価値部門計	9600	粗付加価値部門計	960	粗付加価値部門計	96	粗付加価値部門計
	9700 -000	国内生産額	9700	国内生産額	970	国内生産額	97	国内生産額

第2章 部門別概念・定義・範囲

本章は、平成23年表の基本分類の各部門について、その概念・定義・範囲を規定したものである。平成23年表の部門分類は、平成19年11月に行われた日本標準産業分類の第12回改定等を受けて、大幅に変更されている。それらは、部門ごとに変更内容を記載しているほか、第1部の〔別表2〕として、新旧対照表が示されている。

なお、日本標準産業分類の第12回改定により、産業中分類ごとに小分類として「管理的、補助的経済活動を行う事業所」が設定された。しかし、平成23年表では、これら管理的、補助的経済活動は部門として設けておらず、概念上は、各部門に含まれているが、これについては、逐一記載はしていない。また、日本標準産業分類の細分類7282「純粋持株会社」についても、本業を持たず、他社の経営戦略・人事戦略・意思決定等に専念していることから「管理的、補助的経済活動を行う事業所」と同様の活動と考えられることから、同様に、産業連関表上、個別に対応する部門はない。

部門概念・定義・範囲は、おおむね、次のような構成で記載している。

(列・行コード、部門名称)

コード順に整理している。ただし、統合大分類「その他の製造工業製品」に係る部門については、複数の区分にまたがる部門があるため、一部コード順になっていない部分がある。

(担当府省庁)

当該部門の担当府省庁名を記載している。

(定義・範囲)

当該部門のアクティビティの範囲を規定している。

なお、日本標準産業分類の分類名を引用している部分については、名称の正確な引用とするため、読点には「、」を用いている。

(品目例示)

当該部門の活動により産出される主な財又はサービスを行部門ごとに例示したものである。

ただし、行部門名から産出される主な財又はサービスが明らかな場合には、例示を省略している場合がある。

(平成17年表からの変更点)

平成23年表において、平成17年表の概念・定義・範囲を変更したもの等について記載している。

(注意点)

概念・定義・範囲に関する留意点、平成12年表から平成17年表における変更点について記載している。

(注) 1 基本分類の部門名称欄の★印は、生産活動主体を次のように示す。

★★・・・政府サービス生産者

★・・・対家計民間非営利サービス生産者

無印・・・産業

2 Pは仮設部門を示す。

第1節 内生部門

01 農林水産業

列コード	行コード	部門名称
0111-01		米
	0111-011	米
	0111-012	稲わら

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0111「米作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 米、稲わら

列コード	行コード	部門名称
0111-02		麦類
	0111-021	小麦(国産)
	0111-022	小麦(輸入)
	0111-023	大麦(国産)
	0111-024	大麦(輸入)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち麦類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小麦、大麦(二条、六条)、裸麦

(注意点) 平成19年に水田・畑作経営所得安定対策が導入され、成績払いのみ生産額に含め、固定払いは含めていないため、平成17年表までの生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0112-01		いも類
	0112-011	かんしょ
	0112-012	ばれいしょ

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0117「ばれいしょ・かんしょ作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょ、ばれいしょ

(注意点) ① さといも、やまのいも等は列部門「0113-01 野菜(露地)」及び行部門「0113-001 野菜」に含める。

② 平成19年に水田・畑作経営所得安定対策が導入され、成績払いのみ生産額に含め、固定払いは含めていないため、平成17年表までの生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0112-02	0112-021 0112-022 0112-029	豆類 大豆(国産) 大豆(輸入) その他の豆類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0112「米作以外の穀作農業」のうち豆類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 大豆(国産)、大豆(輸入)、その他の豆類(えんどう、そらまめ、いんげん豆、小豆、ささげ、らっかせい、その他の豆類)

(注 意 点) ① 未成熟の大豆、えんどう、そらまめ、いんげん豆は列部門「0113-01 野菜(露地)」及び行部門「0113-001 野菜」に含める。

② 平成 19 年に水田・畑作経営所得安定対策が導入され、成績払いのみ生産額に含め、固定払いは含めていないため、平成 17 年表までの生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0113-01 0113-02	0113-001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち野菜の生産活動を範囲とする。

なお、野菜(施設)の範囲は、ガラス室(ガラスで被覆された施設で、その中で普通の姿勢で作業ができるもの)及びハウス(ガラス以外のもの被覆された施設で、その中で普通の姿勢で作業ができるもの)による野菜の生産活動とし、野菜(露地)の範囲は、それ以外の方法による野菜の生産活動とする。

(品目例示) 果菜類(露地): かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、露地メロン、すいか、なす、トマト、さやえんどう(未成熟えんどう)、未成熟とうもろこし、えだまめ(未成熟大豆)、さやいんげん(未成熟いんげん)

葉茎菜類(露地): キャベツ、はくさい、その他の漬菜、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、アスパラガス、たけのこ

根菜類: だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが

果菜類(施設): かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、温室メロン、すいか、なす、ト

マト、いちご

葉茎菜類(施設): レタス、もやし

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表において、トンネルでの生産を「野菜(施設)」としていたものを、「野菜(露地)」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表で「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれていたもやしを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
0114-01	0114-011 0114-012 0114-019	果実 かんきつ りんご その他の果実

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0114「果樹作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんきつ: みかん、夏みかん、ネーブルオレンジ、はっさく、伊予柑、グレープフルーツ(輸入)、かんきつ類の植物成長

りんご: りんご、りんごの植物成長

その他の果実: ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、すもも、おうとう、うめ、びわ、かき、くり、キウイフルーツ、パインアップル、バナナ(輸入)、その他の果実の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0115-01	0115-011	砂糖原料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0116「工芸農作物農業」のうち砂糖原料作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) さとうきび、てんさい

(注 意 点) 平成 19 年に水田・畑作経営所得安定対策が導入され、成績払いのみ生産額に含め、固定払いは含めていないため、平成 17 年表までの生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0115-02	0115-021 0115-029	飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0116「工芸農作物農業」のうち飲料用作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コーヒー豆(輸入)、カカオ豆(輸入)、茶(生葉)、ホップ、茶の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0115-09	0115-091 0115-092 0115-099	その他の食用耕種作物 雑穀 油糧作物 他に分類されない食用耕種作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0112「米作以外の耕作農業」及び 0116「工芸農作物農業」のうち他に分類されない食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 雑穀：そば、えん麦、とうもろこし、あわ、きび、ひえ、グリーンソルガム（輸入）
油糧作物：なたね、ごま、オリーブ
他に分類されない食用耕種作物：こんにゃくいも、香辛料作物（輸入）、カッサバ芋（輸入）

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「0115-093 食用工芸作物（除別掲）」を「0115-099 他に分類されない食用耕種作物」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0116-01	0116-011	飼料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0119「その他の耕種農業」のうち飼肥料作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 牧草、青刈とうもろこし、ソルゴー

列コード	行コード	部門名称
0116-02	0116-021	種苗

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0115「花き作農業」のうち球根の生産活動及び細分類 0119「その他の耕種作物」のうち種苗の生産活動を範囲とする。

なお、生産物を直接自部門投入して生産活動を行うものを除く。

(品目例示) 農産物（畜産物、蚕を除く）の種子、球根類、苗木類（山行き苗木を除く）、苗木類の植物成長

(注 意 点) 花き苗は、「0116-03、-031 花き・花木類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
0116-03	0116-031	花き・花木類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0115「花き作農業」のうち球根を除く生産活動を範囲と

する。

(品目例示) 切り花類、鉢物類、花木（成木）、花壇用苗もの類、芝類、地被植物類、花木（成木）の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0116-09	0116-091 0116-092 0116-093 0116-099	その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム（輸入） 綿花（輸入） 他に分類されない非食用耕種作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0116「工芸農作物農業」のうち他に分類されない非食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物（落綿）は「0116-093 綿花（輸入）」を競合部門とする。

(品目例示) 葉たばこ、生ゴム（輸入）、綿花（輸入）、薬用作物（おたね人参、とうき等）、製紙原料作物（こうぞ、みつまた等）、敷物原料作物（い草等）

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「0116-099 その他の非食用工芸作物（除別掲）」を「他に分類されない非食用耕種作物」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-01	0121-011 0121-019	酪農 生乳 その他の酪農生産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0121「酪農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 生乳、乳子牛（と畜向け、肉用肥育向け）、乳子牛の成長増加、乳廃牛、きゅう肥

列コード	行コード	部門名称
0121-02	0121-021	肉用牛

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0122「肉用牛生産業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) と畜向け（成牛換算飼養頭数の増減を含む。）、肥育向け子畜、きゅう肥

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「0121-05、-051」を「0121-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-03	0121-031	豚

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0123「養豚業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 豚(成豚換算飼養頭数の増減を含む。)、きゅう肥
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「0121-04、-041」を「0121-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-04	0121-041	鶏卵

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0124「養鶏業」のうち鶏卵の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 鶏卵、成鶏(成鶏換算飼養羽数の増減を含む。)、不正常卵、鶏ふん
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「0121-02、-021」を「0121-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-05	0121-051	肉鶏

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0124「養鶏業」のうち肉鶏の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) ブロイラー、鶏ふん
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「0121-03、-031」を「0121-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-09		その他の畜産
	0121-091	羊毛
	0121-099	他に分類されない畜産

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0125「畜産類似業」、0126「養蚕農業」及び 0129「その他の畜産農業」の生産活動を範囲とする。
 なお、他部門で発生する屑・副産物(毛屑等)は本部門を競合部門とする。
 (品目例示) 羊毛、馬(軽種馬を含む。)、やぎ、めん羊、毛皮用動物(ミンク、うさぎ等の飼育及びその毛、毛皮等)、食用鳥類(鶏を除く。)、その他の食用畜産物(やぎ乳、はちみつ、うずらの卵)、愛がん動物(昆虫類を含む。)、実験用動物(マウス、モルモット)、きゅう肥、養蚕
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表の「0121-099 その他の畜産」を「他に分類されない畜産」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0131-01	0131-011	獣医業

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 7411「獣医業」の活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
0131-02	0131-021	農業サービス(獣医業を除く。)

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 013「農業サービス業(園芸サービスを除く)」の活動を範囲とする。
 (品目例示) カントリーエレベーター、ライスセンター、稲作共同育苗事業、土地改良区、青果物共同選果場、航空防除、稚蚕共同飼育事業、種付業、ふ卵業
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表の「0131-02、-021 農業サービス(除獣医業)」を「農業サービス(獣医業を除く。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0151-01	0151-011	育林

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0211「育林業」、0241「育林サービス業」及び 0243「山林種苗生産サービス業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 苗木、立木の成長
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「0211-01、-011」を「0151-01、-011」に変更。
 (注 意 点) ① 造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産物に含める。
 ② 日本標準産業分類の細分類 0241「育林サービス業」及び 0243「山林種苗生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
0152-01		素材
	0152-011	素材(国産)
	0152-012	素材(輸入)

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0221「素材生産業」及び 0242「素材生産サービス業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 丸太(そま角、大割材等を含む。)
 (平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「0212-01、-011～-012」を「0152-01、-011～-012」に変更。
 (注 意 点) 日本標準産業分類の細分類 0242「素材生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
0153-01	0153-011	特用林産物（狩猟業を含む。）

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0113「野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）」のうち栽培きのこの生産活動、0231「製薪炭業」、0239「その他の特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）」、0249「その他の林業サービス業」及び 0299「その他の林業」の生産活動を範囲とする。
 (品 目 例 示) きのこと類（まつたけ、しいたけ、えのきたけ等）、種実（くり、くるみ）、ねまがりたけ、生うるし、木ろう、竹材、薪、木炭、狩猟による動物原皮
 (平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「0213-01、-011 特用林産物（含狩猟業）」を「0153-01、-011 特用林産物（狩猟業を含む。）」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 種実のうち栽培したものは列部門「0114-01 果実」及び行部門「0114-019 その他の果実」に含める。
 ② 日本標準産業分類の細分類 0249「その他の林業サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
0171-01	0171-011 0171-012	海面漁業 海面漁業（国産） 海面漁業（輸入）

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 031「海面漁業」の生産活動を範囲とする。
 (品 目 例 示) 魚類、えび類、かに類、いか類、たこ類、うに類、なまこ類、貝類、海藻類、鯨類
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表の「0311-01 沿岸漁業」、「0311-02 沖合漁業」及び「0311-03 遠洋漁業」を統合して「0171-01 海面漁業」とし、平成 17 年表のコード「0311-001～-002」を「0171-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0171-02	0171-021	海面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。
 (品 目 例 示) まあじ、ぶり類、たい類、くるまえば、ほや類、ほたてがい、かき類、こんぶ類、わかめ類、のり類、真珠
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「0311-04、-041」を「0171-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0172-01 0172-02	0172-001	内水面漁業・養殖業 内水面漁業 内水面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 032「内水面漁業」及び 042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。
 (品 目 例 示) 内水面漁業：さけ・ます類、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うなぎ、しじみ、えび類
 内水面養殖業：ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、淡水真珠、鑑賞用魚
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「0312-01～-02、-001」を「0172-01～-02、-001」に変更。
 (注 意 点) 平成 17 年表まで内水面漁業に含めていた遊漁者の採捕による生産額は含めていない。

06 鉱業

列コード	行コード	部門名称
0611-01		金属鉱物
	0611-011	鉄鉱石
	0611-012	非鉄金属鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 051「金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 非鉄金属鉱物：銅鉱、鉛・亜鉛鉱、金鉱、銀鉱、すず鉱、タングステン鉱、硫化鉄鉱

列コード	行コード	部門名称
0621-01		石炭・原油・天然ガス
	0621-011	石炭
	0621-012	原油
	0621-013	天然ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 052「石炭・亜炭鉱業」及び053「原油・天然ガス鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭、雑炭、原油、天然ガス、液化天然ガス、圧縮ガス

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「0711-01、0711-011～-013」を「0621-01、0621-011～-013」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の列部門「0711-01 石炭」と「0721-01 原油・天然ガス」を統合し、「0711-01 石炭・原油・天然ガス」とした。また、平成 12 年表のコード「0721-011～-012」を「0711-012～-013」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0631-01	0631-011	砂利・採石

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 054「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の掘採、採石及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 砂利、砂、かんらん岩(精鉱)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「0622-01、-011」を「0631-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0631-02	0631-021	碎石

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2181「碎石製造業」の生産活動を範囲とする。なお、他部門で発生する屑・副産物(鉱さい(鉄滓))

は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 碎石、石材

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「0622-02、-021」を「0631-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0639-09		その他の鉱物
	0639-091	石灰石
	0639-092	窯業原料鉱物(石灰石を除く。)
	0639-099	他に分類されない鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 055「窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)」及び059「その他の鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。なお、他部門で発生する屑・副産物(石こう、化学石こう、高炉ガス灰、フライアッシュ、ガラス屑、硫黄)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) 窯業原料鉱物(石灰石を除く。): けい石、けい砂、ドロマイト、ろう石、粘土、長石、陶石、カオリン

他に分類されない鉱物: 重晶石、ベントナイト・けいそう土等の粘土、オリビンサンド

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の列部門「0621-01 窯業原料鉱物」と「0629-09 その他の非金属鉱物」を統合し、「0639-09 その他の鉱物」とする。また、平成 17 年表の行部門「0621-011 石灰石」、「0621-019 その他の窯業原料鉱物」及び「0629-099 その他の非金属鉱物」をそれぞれ「0639-091 石灰石」、「0639-092 窯業原料鉱物(石灰石を除く。)、及び「0639-099 他に分類されない鉱物」に変更。

11 飲食料品

(カレーかん詰、ミートソース類かん詰等)

列コード	行コード	部門名称
1111-01		食肉
	1111-011	牛肉
	1111-012	豚肉
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の食肉
	1111-015	と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0911「部分肉・冷凍肉製造業」、0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工及び9521「と畜場」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 牛肉、豚肉、鶏肉、その他の食肉(馬肉、羊肉、山羊肉)、と畜副産物(原皮、内臓及び肉鶏処理副産物)

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表の「1111-01 と畜(含肉鶏処理)」を「食肉」に、「1111-011 牛肉(枝肉)」を「牛肉」に、「1111-012 豚肉(枝肉)」を「豚肉」に、「1111-014 その他の肉(枝肉)」を「その他の食肉」に、「1111-015 と畜副産物(含肉鶏処理副産物)」を「と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)」に名称変更。

② 平成17年表において「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれていた冷凍肉(鶏肉を含む。)を本部門に統合。

(注意点) 食肉処理加工以外のその他の畜産食料品は、「1119-09、-099 その他の食料品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1112-01	1112-011	肉加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0912「肉加工品製造業」のうち、ハム、ベーコン、ソーセージ等の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ハム、ベーコン、ソーセージ、ハンバーグ(冷蔵品)、焼豚

列コード	行コード	部門名称
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0912「肉加工品製造業」及び0919「その他の畜産食料品製造業」のうち、びん・かん詰の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等)、調理特殊かん詰

列コード	行コード	部門名称
1112-03		酪農品
	1112-031	飲用牛乳
	1112-032	乳製品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0913「処理牛乳・乳飲料製造業」及び0914「乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 飲用牛乳：牛乳、加工乳

乳製品：乳飲料、粉乳、れん乳、バター、チーズ、アイスクリーム、ミックスパウダー、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料

列コード	行コード	部門名称
1113-01	1113-011	冷凍魚介類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0925「冷凍水産物製造業」及び0926「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。船上冷凍も含める。

(品目例示) 冷凍魚介類、冷凍魚介調理品(丸又は三枚おろし、刺身等の処理をし、凍結したもの)、冷凍すり身、副産物の「魚のあら」

(注意点) 船上冷凍魚は、「0171-011 海面漁業(国産)」から本部門に生鮮魚を産出。

列コード	行コード	部門名称
1113-02	1113-021	塩・干・くん製品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0924「塩干・塩蔵品製造業」及び0929「その他の水産食料品製造業」のうち干・くん製品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 煮干し品、素干し品、塩干品、くん製品、副産物の「魚のあら」

(注意点) さくら干し、みりん干しは、「1113-09、-099 その他の水産食品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0921「水産缶詰・瓶詰製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かに、さけ、まぐろ・かつお、さば、いわし、その他の水産びん・かん詰、副産物の「魚のあら」

(注意点) 水産物つくだ煮は、その容器を問わず、「1113-09、-099 その他の水産食品」に含

める。

列コード	行コード	部門名称
1113-04	1113-041	ねり製品

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0923「水産練製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 焼きちくわ、かまぼこ、魚肉ハム・ソーセージ、副産物の「魚のあら」

列コード	行コード	部門名称
1113-09	1113-099	その他の水産食品

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0922「海藻加工業」及び 0929「その他の水産食料品製造業」のうち干・くん製品を除く生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 節類、水産物つくだ煮、寒天、焼・味付けのり、さくら干し、みりん干し

列コード	行コード	部門名称
1114-01	1114-011 1114-019	精穀 精米 その他の精穀

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0961「精米・精麦業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 精米、くず米、米ぬか、精麦、麦ぬか

列コード	行コード	部門名称
1114-02	1114-021 1114-029	製粉 小麦粉 その他の製粉

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0962「小麦粉製造業」及び 0969「その他の精穀・製粉業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 小麦粉、米穀粉、ふすま、そば粉、こんにゃく粉

列コード	行コード	部門名称
1115-01	1115-011	めん類

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0992「めん類製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 乾めん、即席めん、マカロニ・スパゲッティ、生めん

列コード	行コード	部門名称
1115-02	1115-021	パン類

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0971「パン製造業」、0997「すし・弁当・調理パン製造業」のうち調理パン及びサンドイッチの生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 食パン、学校給食パン、菓子パン、調理パン、サンドイッチ

列コード	行コード	部門名称
1115-03	1115-031	菓子類

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0972「生菓子製造業」、0973「ビスケット類・干菓子製造業」、0974「米菓製造業」、0979「その他のパン・菓子製造業」及び 0999「他に分類されない食料品製造業」のうち即席ココアの生産活動を範囲とする。
 (品目例示) キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、油菓子、ココア

列コード	行コード	部門名称
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0931「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）」のうちびん・かん詰及びジュース原液の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、ジャム（びん・かん詰）、野菜ジュース、原料濃縮果汁
 (注 意 点) ① 原料濃縮果汁以外の果実飲料は、「1129-02、-021 清涼飲料」に、菓子・かん詰は、「1115-03、-031 菓子類」に含める。
 ② たれ、つゆ類及びジュースを除くトマト加工品（ケチャップ・ピューレ等）のびん・かん詰は、「1117-05、-051 調味料」に含める。
 ③ 野菜ジュース、原料濃縮果汁については、その容器を問わない。

列コード	行コード	部門名称
1116-02	1116-021	農産保存食料品（びん・かん詰を除く。）

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0931「野菜缶

詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）」のうちびん・かん詰及びジュース原液を除く生産活動及び 0932「野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾燥野菜、冷凍野菜、漬物、カップジャム、かんぴょう、切干だいこん、マッシュポテト、干しがき

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「1116-02、-021 農産保存食料品（除びん・かん詰）」を「農産保存食料品（びん・かん詰を除く。）」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1117-01	1117-011 1117-019	砂糖 精製糖 その他の砂糖・副産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0951「砂糖製造業（砂糖精製業を除く）」及び 0952「砂糖精製業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製糖（てんさい糖、甘しゅ糖）、含みつ糖、副産物（糖みつ、ビートパルプ）

(注 意 点) 本部門には、国産さとうきびからの粗糖生産活動及びこの粗糖からの精製糖生産活動を含めるが、当過程での自部門投入は含めない。

列コード	行コード	部門名称
1117-02	1117-021	でん粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0991「でんぷん製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょでん粉、ばれいしょでん粉、小麦でん粉、コーンスターチ、でん粉かす

列コード	行コード	部門名称
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0953「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ぶどう糖（無水結晶ぶどう糖・含水結晶ぶどう糖、全糖ぶどう糖、液状ぶどう糖）、水あめ（水あめ、粉あめ）、異性化糖

列コード	行コード	部門名称
1117-04	1117-041 1117-042 1117-043 1117-044	動植物油脂 植物油脂 動物油脂 加工油脂 植物原油かす

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 098「動植物油脂製造業」及び細分類 1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油（食用）の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物（果汁搾りかす、野菜屑等）は、植物原油かすを競合部門とする。

(品目例示) 植物油脂：食用なたね油、食用大豆油、非食用向け植物原油（あまに油、ひまし油）
動物油脂：動物油脂（牛脂、豚脂等）、魚油

加工油脂：マーガリン、ショートニング、精製ラード

植物原油かす：なたね油かす、大豆油かす、米ぬか油かす

(平成 17 年表からの変更点)

① 平成 17 年表の列部門「1117-04 植物油脂」と「1117-05 動物油脂」を統合して「1117-04 動植物油脂」とし、平成 17 年表のコード「1117-051」を「1117-042」に、「1117-042～-043」を「1117-043～-044」に変更。

② 平成 17 年表において「1117-051 動物油脂」に含まれていた精製ラードを「1117-043 加工油脂」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1117-05	1117-051	調味料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 094「調味料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) みそ、しょうゆ、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマトケチャップ、トマトピューレ、食酢、即席カレー、グルタミン酸ソーダ、香辛料、洋風スープ、発酵調味料、風味調味料、たれ類、めんつゆ類、お茶漬け・ふりかけ類、即席みそ汁・お吸いもの、マヨネーズ副産物（卵白）

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1117-06、-061」を「1117-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1119-01	1119-011	冷凍調理食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0995「冷凍調理食品製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 冷凍フライ(コロッケ、カツ、魚フライ等)、冷凍米飯類、冷凍ハンバーグ、冷凍シューマイ

列コード	行コード	部門名称
1119-02	1119-021	レトルト食品

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0998「レトルト食品製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) レトルト食品(カレー、マーボー豆腐の素、ミートソース類、スープ類等)

列コード	行コード	部門名称
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0996「そう(惣)菜製造業」、0997「すし・弁当・調理パン製造業」のうちすし・弁当及び5895「料理品小売業」のうち製造小売分の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) そう菜、すし、弁当
 (注意点)① 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。
 ② 調理パン及びサンドイッチは「1115-02、-021 パン類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省
 (定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。
 (注意点) 学校給食は本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては当該機関が直接行う場合と給食センター等の外部機関に委託して実施する場合がある。それぞれ、実際にサービスを行う機関で分類すると混同を起すことから、本来実施すべき機関(教育機関)の主体分類に基づいて、「国公立」と「私立」に区分する。

列コード	行コード	部門名称
1119-05	1119-051	学校給食(私立)★

(担当府省庁) 文部科学省
 (定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、私立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

(注意点) 「1119-04、-041 学校給食(国公立)★★」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
1119-09	1119-099	その他の食料品

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工及びびん・かん詰を除くその他の畜産食料品、0993「豆腐・油揚げ製造業」、0994「あん類製造業」、0999「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳、即席ココアを除く生産活動を範囲とする。
 (品目例示) とうふ、油揚げ、生揚げ、がんもどき、生あん、こんにゃく、納豆、麦茶、バナナ熟成加工、粉末ジュース、もち
 (平成17年表からの変更点)

平成17年表において本部門に含まれていた冷凍肉(鶏肉を含む。)を「1111-01 食肉」に統合。

(注意点) ① 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていたもやしを列部門「0113-02 野菜(施設)」及び行部門「0113-001 野菜」に統合。
 ② 食鳥処理加工は列部門「1111-01 食肉」及び行部門「1111-013 鶏肉」に、畜産びん・かん詰は「1112-02、-021 畜産びん・かん詰」に、豆乳は「1129-02、-021 清涼飲料」に、即席ココアは「1115-03、-031 菓子類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1121-01	1121-011	清酒

(担当府省庁) 財務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1023「清酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうち味りんの生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 清酒、味りん、清酒かす、味りんかす

列コード	行コード	部門名称
1121-02	1121-021	ビール類

(担当府省庁) 財務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1022「ビール類製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) ビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母、生酵母、発泡酒
 (17年表からの変更点)

平成17年表の「1121-02、-021 ビール」を「ビール類」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1121-03	1121-031	ウイスキー類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデーの生産活動を範囲とする。

(17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「1121-03、-031 ウイスキー類」を「ウイスキー類」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1121-09	1121-099	その他の酒類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1021「果実酒製造業」及び 1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデー、味りんを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール、その他の醸造酒、雑酒、添加用アルコール

列コード	行コード	部門名称
1129-01	1129-011	茶・コーヒー

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 103「茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 緑茶、紅茶、ウーロン茶、コーヒー

(注 意 点) 緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料は「1129-02、-021 清涼飲料」に、麦茶は「1119-09、-099 その他の食料品」に、ココアは「1115-03、-031 菓子類」に、それぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
1129-02	1129-021	清涼飲料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 101「清涼飲料製造業」の生産活動及び細分類 0999「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 炭酸飲料、果実飲料、緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料、豆乳、ミネラルウォーター、スポーツドリンク

(注 意 点) 発酵乳及び乳酸菌飲料は列部門「1112-03 酪農品」及び行部門「1112-032 乳製品」に、野菜ジュース、濃縮果汁及び天然果汁は「1116-01、-011 農産びん・かん詰」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1129-03	1129-031	製氷

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 104「製氷業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 販売用氷

列コード	行コード	部門名称
1131-01	1131-011	飼料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1061「配合飼料製造業」及び 1062「単体飼料製造業」の生産活動を範囲とする。なお、他部門で発生する屑・副産物（屑肉、副産蛹、くず繭）は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード、魚かす

列コード	行コード	部門名称
1131-02	1131-021	有機質肥料（別掲を除く。）

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1063「有機質肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動物性有機質肥料（魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん肥料等）、植物性有機質肥料（なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ油かす等）、その他（たい肥）

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「1131-02、-021 有機質肥料（除別掲）」を「有機質肥料（別掲を除く。）」に名称変更。

(注 意 点) 別掲とは、列部門「0121-01 酪農」及び行部門「0121-019 その他の酪農生産物」、「0121-02、-021 肉用牛」、「0121-03、-031 豚」、「0121-04、-041 鶏卵」、「0121-05、-051 肉鶏」、列部門「0121-09 その他の畜産」及び行部門「0121-099 他に分類されない畜産」に含まれるきゅう肥、鶏ふんである。

列コード	行コード	部門名称
1141-01	1141-011	たばこ

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 105「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ

15 繊維製品

列コード	行コード	部門名称
1511-01	1511-011	紡績糸

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 111「製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業」のうち細分類 1112「化学繊維製造業」、1113「炭素繊維製造業」を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 製糸：生糸、副蚕糸
綿糸：純綿糸、混紡綿糸
化学繊維紡績糸：ビスコース・スフ糸、キュプラ・スフ糸、アセテート紡績糸、ビニロン紡績糸、ナイロン紡績糸、アクリル紡績糸、ポリエステル紡績糸、ポリプロピレン紡績糸
毛糸：そ毛糸、紡績糸
その他の紡績糸：絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、麻紡績糸、和紡糸、ねん糸、かさ高加工糸

列コード	行コード	部門名称
1512-01	1512-011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1121「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 綿織物、ビスコース・スフ織物、化学繊維紡績糸織物、綿・スフ・合成繊維毛布地
(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「1512-01、-011 綿・スフ織物(合繊短繊維織物)」を「綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)」に名称変更。

(注 意 点) ① 幅 13.0 cm 未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1512-09、-099 その他の織物」のうち細幅織物に含める。
② 生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1122「絹・人絹織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 絹織物、絹紡織物、人絹織物、合成繊維長繊維織物、化学繊維タイヤコード
(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「1512-02、-021 絹・人

絹織物(合繊長繊維織物)」を「絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)」に名称変更。

(注 意 点) ① 幅 13.0 cm 未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1512-09、-099 その他の織物」のうち細幅織物に含める。
② 生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1512-09	1512-099	その他の織物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1123「毛織物業」、1124「麻織物業」、1125「細幅織物業」及び 1129「その他の織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 毛織物：そ毛洋服地、その他のそ毛織物、紡毛洋服地、その他の紡毛織物、その他の毛織物
麻織物：繊維ホース、麻風合成繊維織物細幅織物
その他の織物：モケット

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」に含まれていた細幅織物を本部門に統合し、「1512-09、-099 毛織物・麻織物・その他の織物」を「その他の織物」に名称変更。

(注 意 点) ① 幅 13.0 cm 未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、本部門の細幅織物に含める。
② 生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1513-01	1513-011	ニット生地

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 113「ニット生地製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 丸編ニット生地、たて編ニット生地、横編ニット生地

列コード	行コード	部門名称
1514-01	1514-011	染色整理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 114「染色整理業」の活動を範囲とする。

(注 意 点) 生産額は、「販売分(原材料購入分)」及び「賃加工分(原材料支給分)」に分けられる。しかし、染色整理は、原反等を購入しない

染色活動の部分のみと定義している。このため、「販売分(原材料購入分)」については、販売額から原材料の購入分を差し引いて推計。

列コード	行コード	部門名称
1519-09	1519-091 1519-099	その他の繊維工業製品 網・網 他に分類されない繊維工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 115「網・網・レース・繊維粗製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 網・網：ロープ、コード、トワイン、漁網、漁網以外の網地

他に分類されない繊維工業製品：レース生地、組ひも、その他の繊維雑品(リリヤン、モール、ふさ等)、洗上羊毛、トップ、ふとん綿、製綿、プレスフェルト、不織布(乾式)、上塗り・防水織物

(平成 17 年表からの変更点)

① 平成 17 年表の列部門「1519-01 網・網」と「1519-09 その他の繊維工業製品」を統合し、「1519-09 その他の繊維工業製品」とする。また、平成 17 年表の行部門「1519-011 網・網」、「1519-099 その他の繊維工業製品」をそれぞれ「1519-091 網・網」、「1519-099 他に分類されない繊維工業製品」に変更。

② 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」に含まれていた細幅織物を「1512-09、-099 その他の織物」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1521-01	1521-011	織物製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1161「織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1162「織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1163「織物製乳児服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1164「織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1165「織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・校服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1171「織物製下着製造業」、1173「織物製・ニット製寝着類製造業」のうち織物製のもの及び 1181「和装製品製造業(足袋を含む)」の生産活動を範囲とする。また、洋服製造小売業のうち製造に係わる活動を含む。

(品目例示) 男子・少年用服、婦人・少女用服、乳幼児用服、作業用衣服、スポーツ用衣服、校服、ワイシャツ、織物製下着・寝着類、既製和服・帯、ショール、足袋類等の和装製品

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「1522-09、099 その他の衣類・身の回り品」に含まれていた足袋類を本部門に統合。

(注 意 点) 生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1521-02	1521-021	ニット製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1166「ニット製外衣製造業(アウターシャツ類、セーター類などを除く)」、1167「ニット製アウターシャツ製類製造業」、1168「セーター類製造業」、1169「その他の外衣・シャツ製造業」、1172「ニット製下着製造業」、1173「織物製・ニット製寝着類製造業」のうちニット製のもの及び 1174「補整着製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ニット製男子・少年用服、ニット製婦人・少女用服、ニット製スポーツ用服、ニット製海水着、ニット製乳幼児用服、ニット製下着、ニット寝着類、補整着

(注 意 点) 生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1182「ネクタイ製造業」、1183「スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業」、1184「靴下製造業」、1185「手袋製造業」、1186「帽子製造業(帽体を含む)及び 1189「他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 帽子、毛皮製衣服・身の回り品、ネクタイ、スカーフ、ネックチーフ、ハンカチーフ、なめし革製衣服、繊維製履物

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において本部門に含まれていた足袋類を「1521-01、-011 織物製衣服」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1529-01	1529-011	寝具

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1191「寝具製造業」及び1192「毛布製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) ふとん、羽毛ふとん、寝具用カバー、シーツ、タオルケット、まくら、クッション、毛布

列コード	行コード	部門名称
1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1193「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) じゅうたん、だん通、タフテッドカーペット、しゅろマット、床マット等の繊維製床敷物
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「1519-02、-021」を「1529-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1529-09	1529-091 1529-099	その他の繊維既製品 繊維製衛生材料 他に分類されない繊維既製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1194「帆布製品製造業」、1195「繊維製袋製造業」、1196「刺しゅう業」、1197「タオル製造業」、1198「繊維製衛生材料製造業」及び1199「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 繊維製衛生材料：医療用ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう、綿棒
 他に分類されない繊維既製品：帆布製品(シート、テント、日よけ等)、繊維製袋(麻袋、綿袋、合成繊維袋等)、刺しゅう製品、タオル、カーテン、テーブルクロス

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表の列部門「1529-09 その他の繊維既製品」と「1519-03 繊維製衛生材料」を統合し、「1529-09 その他の繊維既製品」とする。また、平成 17 年表の行部門「1519-031 繊維製衛生材料」、「1529-099 その他の繊維既製品」をそれぞれ「1529-091 繊維製衛生材料」、「1529-099 他に分類されない繊維既製品」に変更。

16 パルプ・紙・木製品

列コード	行コード	部門名称
1611-01	1611-011	製材

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1211「一般製材業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 板材、ひき割、ひき角、残材

列コード	行コード	部門名称
1611-02	1611-021	合板・集成材

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1212「単板(ベニヤ)製造業」、1213「床板製造業」、1222「合板製造業」及び 1223「集成材製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 単板、床板、普通合板、特殊合板、集成材
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表の「1611-02、-021 合板」を「合板・集成材」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1611-03	1611-031	木材チップ

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1214「木材チップ製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
1619-09	1619-091 1619-099	その他の木製品 建設用木製品 他に分類されない木製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1219「その他の特殊製材業」、1221「造作材製造業(建具を除く)」、1224「建築用木製組立材料製造業」、1225「パーティクルボード製造業」、1226「繊維板製造業」、1227「銘板・銘木製造業」、小分類 123「木製容器製造業(竹、とうを含む)」及び 129「その他の木製品製造業(竹、とうを含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用木製品：造作材、建築用木製組立材料、パーティクルボード、繊維板、銘板、銘木、床柱
 他に分類されない木製品：経木、木毛、たる・おけ材、竹・とう・きりゅう等容器、折箱、木箱、取枠・巻枠、和たる、洋たる、おけ類、薬品処理木材、靴型、はし、その他の木・竹・とう・きりゅう等の製品、コ

ルク製品

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に含まれていた繊維板は本部門に統合。
- ② 平成 17 年表の「1619-099 その他の木製品（除別掲）」を「他に分類されない木製品」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1621-01	1621-011	木製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1311「木製家具製造業(漆塗りを除く)」の生産活動を範囲とする。また、製造小売業のうち製造に係わる活動を含む。

(品目例示) 机、テーブル、いす、流し台、調理台、ガス台、たんす、棚、戸棚、音響機器用キャビネット、ベッド等の木製家具

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成 17 年表において本部門に含まれていた装備品や一部の木製以外の家具(土石製家具、プラスチック製家具、ガラス製家具、陶磁器製家具等)を「1621-09、-099 その他の家具・装備品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1621-02	1621-021	金属製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1312「金属製家具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 机、いす、テーブル、ベッド、流し台、調理台、ガス台、棚、戸棚等の金属製家具

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成 17 年表において本部門に含まれていた装備品を「1621-09、-099 その他の家具・装備品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1621-03	1621-031	木製建具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 133「建具製造業」の生産活動を範囲とする。また、製造小売業のうち製造に係わる活動を含む。

(品目例示) 雨戸、格子、障子、ふすま

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1711-02、-021」を「1621-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1313「マットレス・組スプリング製造業」、小分類 132「宗教用具製造業」及び 139「その他の家具・装備品製造業」の生産活動を範囲とする。また、製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) ベッド用マットレス、組スプリング、宗教用具、日本びょうぶ、衣こう、すだれ、鏡縁、額縁、ついたて、陳列台、アコーディオンカーテン等の事務所用・店舗用装備品、ブラインド等の窓用・扉用日よけ

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成 17 年表において「1711-01、-011 木製家具・装備品」及び「1711-03、-031 金属製家具・装備品」に含まれていた日本標準産業分類の細分類 1413「マットレス・組スプリング製造業」、小分類 132「宗教用具製造業」及び 139「その他の家具・装備品製造業」を範囲とし、本部門を新設。

列コード	行コード	部門名称
1631-01	1631-011	パルプ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 141「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 溶解パルプ、製紙パルプ

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1811-01、-011」を「1631-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の行部門「1811-012P 古紙」を、他の屑仮設部門と表現を合わせるため本部門から分割し、行部門は「1811-011 パルプ」のみに変更。

列コード	行コード	部門名称
	1631-021P	古紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、製造業及び小売業の生産活動及び最終需要部門で発生する古紙の競合部門である。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1811-021P」を「1631-021P」に変更。

(注 意 点) ① 本部門については、古紙を主生産物とする部門(競合部門)が無い場合、行部門のみを仮設部門として設けている。

- ② 平成 17 年表において、他の屑仮設部門と表現を合わせるため、平成 12 年表の「1811-01 パルプ」から行部門「1811-012P 古紙」を分割し単独の屑仮設部門とするとともに、コードを「1811-021P」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1632-01	1632-011	洋紙・和紙

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1421「洋紙製造業」、1423「機械すき和紙製造業」、1424「手すき和紙製造業」及び独立行政法人国立印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 新聞巻取紙、印刷・情報用紙、包装用紙、衛生用紙、雑種紙、手すき和紙、紙幣用和紙

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1812-01、-011」を「1632-01、-011」に変更。

(注 意 点) 本部門に含める衛生用紙とは、原紙のことであり、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の製品は「1649-091 紙製衛生材料・用品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1632-02	1632-021	板紙

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1422「板紙製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール原紙、白板紙、色板紙、建材原紙、その他の板紙

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1812-02、-021」を「1632-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1633-01	1633-011	段ボール

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1432「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール(シート)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1813-01、-011」を「1633-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1431「塗工紙

製造業(印刷用紙を除く)」及び 1433「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 絶縁紙、絶縁テープ、アスファルト塗工紙、その他の塗工紙・加工紙、壁紙、ふすま紙、ブックバインディングクロス

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1813-02、-021」を「1633-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、日本標準産業分類の改定により、平成 12 年表で「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に含まれていたブックバインディングクロスを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
1641-01	1641-011	段ボール箱

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1453「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1821-01、-011」を「1641-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1641-09	1641-099	その他の紙製容器

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1451「重包装紙袋製造業」、1452「角底紙袋製造業」及び 1454「紙器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) セメント袋、米麦袋等の重包装紙袋、ショッピングバッグ、手提紙袋等の角底紙袋、折たたみ箱、機械箱、張り合わせ箱等の紙箱、紙筒、紙コップ、紙皿等のその他の紙器

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1821-09、-099」を「1641-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、日本標準産業分類の改定により、平成 12 年表で本部門に含まれていたソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品を「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 本標準産業分類の細分類 1499「その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等の紙製衛生材料、紙タオル、紙ナプキン、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の紙製衛生用品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1829-01、-011」を「1649-01、-011」に変更

列コード	行コード	部門名称
1649-09	1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 144「紙製品製造業」、149「その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料、紙製衛生用品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ、ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品

(平成 17 年表からの変更点)

① 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において本部門に含まれていた繊維板を「1619-091 建設用木製品」に統合。

② 平成 17 年表のコード「1829-09、-099」を「1649-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、日本標準産業分類の改定により、平成 12 年表で本部門に含まれていたブックバインディングクロスを「1813-02、-021 塗工紙・建設用加工紙」に統合し、「1821-09、-099 その他の紙製容器」に含まれていたソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品を本部門に統合。

20 化学製品

列コード	行コード	部門名称
2011-01	2011-011	化学肥料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1611「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除いたもの、1612「複合肥料製造業」、1719「その他の化学肥料製造業」及び 1621「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。なお、他部門で発生する屑・副産物(硫安、塩安、けい酸石灰等)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 窒素質・りん酸質肥料：アンモニア、アンモニア水、尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素、過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん

複合肥料：りん酸アンモニウム(肥料用)、高度化成肥料、普通化成肥料、配合肥料

列コード	行コード	部門名称
2021-01	2021-011	ソーダ工業製品
	2021-012	ソーダ灰
	2021-013	か性ソーダ
	2021-019	液体塩素 その他のソーダ工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1621「ソーダ工業」のうち、塩化アンモニウムを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他のソーダ工業製品：塩素ガス、塩酸ガス、塩酸高度さらし粉、さらし液、塩素酸ナトリウム

列コード	行コード	部門名称
2029-01	2029-011	無機顔料
	2029-012	酸化チタン
	2029-019	カーボンブラック
	2029-019	その他の無機顔料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1622「無機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他の無機顔料：亜鉛華、酸化第二鉄、黄鉛、鉛丹、リサージ、カドミウム顔料、銀朱

列コード	行コード	部門名称
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1623「圧縮ガ

ス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、炭酸ガス

列コード	行コード	部門名称
2029-03	2029-031 2029-032	塩 原塩 塩

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1624「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 塩、食卓塩、かん水、にがり

(注 意 点) 岩塩は「0639-09、-099 他に分類されない鉱物」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1611「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム及び 1629「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒を除いたものの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 亜硫酸塩、硫化物、ふっ化物、りん化合物、カリウム塩、バリウム塩、活性炭

列コード	行コード	部門名称
2031-01	2031-011 2031-012 2031-019	石油化学基礎製品 エチレン プロピレン その他の石油化学基礎製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1631「石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)」のうちナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、オフガスの生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2031-02	2031-021 2031-022 2031-023 2031-029	石油化学系芳香族製品 純ベンゼン 純トルエン キシレン その他の石油化学系芳香族製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1631「石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)」のうち改質生成油及び分

解ガソリンからつくられる純ベンゼン、純トルエン、キシレン(o-キシレン(精製のもの)、m-キシレン(精製のもの)、p-キシレン(精製のもの)を含む)、芳香族剤の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2041-01	2041-011 2041-012 2041-013 2041-014 2041-015 2041-016 2041-019	脂肪族中間物 合成アルコール類 酢酸 二塩化エチレン アクリロニトリル エチレングリコール 酢酸ビニルモノマー その他の脂肪族中間物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1632「脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)」の生産活動を範囲とし、その生産物は、エチレン、プロピレン、ブチレン等のオレフィンからの誘導品とする。

(品目例示) 合成アルコール類：エチルアルコール、合成高級アルコール(C 9 以上のもの)、イソプロピルアルコール、合成オクタノール、合成ブタノール

その他の脂肪族中間物：酸化エチレン、塩化ビニル(モノマー)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2032-01、-011～-016、-019」を「2041-01、-011～-016、-019」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2041-02	2041-021 2041-022 2041-023 2041-024 2041-029	環式中間物 スチレンモノマー 合成石炭酸 テレフタル酸(高純度) カプロラクタム その他の環式中間物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1634「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち環式中間物の生産活動を範囲とし、その生産物は、ベンゼン、トルエン、キシレンからの誘導品である。

(品目例示) その他の環式中間物：無水フタル酸、トルイレンジイソシアネート、ジフェニルメタンジイソシアネート、シクロヘキサン、アニリン、ニトロベンゼン・クロルベンゼン

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2032-02、-021～-024、-029」を「2041-02、-021～-024、-029」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2041-03	2041-031	合成染料・有機顔料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1634「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち合成染料及び有機顔料の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表において、「2039-09、-091 その他の有機化学工業製品」に含まれていたアゾ顔料及びレーキを本部門に統合し、「2041-03、-031 合成染料・有機顔料」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2042-01	2042-011	合成ゴム

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1636「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2033-01、-011」を「2042-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-01	2049-011	メタン誘導品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうちメタン誘導品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製メタノール、ホルマリン、塩化メチル、フロンガス

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2039-01、-011」を「2049-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-02	2049-021	可塑剤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、りん酸系可塑剤、アジピン系可塑剤、ポリエステル系可塑剤、エポキシ系可塑剤

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2039-03、-031」を「2049-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-09	2049-099	その他の有機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1633「発酵工業」、1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤とメタン誘導品を除く生産活動及び、日本アルコール産業株式会社の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 純ベンゼン(非石油系)、クレオソート油、ピッチ、ナフタリン、エチルアルコール、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、高級アルコール(油脂製品)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表において本部門に含まれていたアゾ顔料及びレーキを「2041-03、-031 合成染料・有機顔料」に統合。

列コード	行コード	部門名称
2051-01	2051-011	熱硬化性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1635「プラスチック製造業」のうちフェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2041-01、-011」を「2051-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2051-02		熱可塑性樹脂
	2051-021	ポリエチレン(低密度)
	2051-022	ポリエチレン(高密度)
	2051-023	ポリスチレン
	2051-024	ポリプロピレン
	2051-025	塩化ビニル樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1635「プラスチック製造業」のうちポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2041-02、-021～-025」を「2051-02、-021～-025」に変更。

(注 意 点) EVA(エチレン・酢酸ビニルコポリマー)は、列部門「2051-02 熱可塑性樹脂」及び行部門「2051-021 ポリエチレン(低密度)」に含める。

を「2061-01、-011」に変更

列コード	行コード	部門名称
2051-03	2051-031	高機能性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1635「プラスチック製造業」のうちポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート(繊維用を除く)、ポリブチレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテルの生産活動を範囲とする。
(品目例示) ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート(繊維用を除く)、ポリブチレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテル
(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2041-03、-031」を「2051-03、-031」に変更。

(注 意 点) ポリエチレンテレフタレート(繊維用)は「2051-09、-099 その他の合成樹脂」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2051-09	2051-099	その他の合成樹脂

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1635「プラスチック製造業」のうち石油系樹脂、メタクリル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、ふっ素樹脂、アセチルセルロース、ポリエチレンテレフタレート(繊維用)など他に分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 石油系樹脂(ポリブテン、石油樹脂)、メタクリル樹脂(成形材料、板状等材料)、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン、ふっ素樹脂、ポリエチレンテレフタレート(繊維用)
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2041-09、-099」を「2051-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2061-01	2061-011	レーヨン・アセテート

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1112「化学繊維製造業」のうちレーヨン・アセテートの生産活動を範囲とする。
(品目例示) ビスコース長繊維糸・短繊維、キュブラ長繊維糸・短繊維、アセテート長繊維糸・短繊維
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2051-01、-011」

列コード	行コード	部門名称
2061-02	2061-021	合成繊維

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1112「化学繊維製造業」のうち合成繊維の生産活動を範囲とする。
(品目例示) ナイロン長繊維糸・短繊維、ポリエステル長繊維糸・短繊維、アクリル長繊維糸・短繊維、ビニロン長繊維糸・短繊維、ポリプロピレン長繊維糸・短繊維
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2051-02、-021」を「2061-01、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2071-01	2071-011	医薬品

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 165「医薬品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 医薬品製品(循環器官用薬、抗生物質製剤等)、医薬部外品(清涼剤、てんか粉剤、腋臭防止剤、防虫剤、殺そ剤、外用消毒剤、軟膏剤、ビタミン剤、カルシウム剤)、動物用医薬品・医薬部外品
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2061-01、-011」を「2071-01、-011」に変更。
(注 意 点) 化粧品・歯磨は「2081-02、-021 化粧品・歯磨」に、農薬は「2084-01、-011 農薬」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2081-01	2081-011 2081-012 2081-013	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤 油脂加工製品 石けん・合成洗剤 界面活性剤

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち、硬化油(食用)を除く生産活動、1642「石けん・合成洗剤製造業」及び 1643「界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く)」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 油脂加工製品: 硬化油(工業用)、脂肪酸、グリセリン
界面活性剤: 陰イオン・陽イオン・両性イオン・非イオン界面活性剤、柔軟仕上げ剤
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の列部門「2039-02 油脂加

工製品」と「2071-01 石けん・合成洗剤・界面活性剤」を統合し、「2081-01 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤」とする。また、平成 17 年表の行部門「2039-021 油脂加工製品」、「2071-011 石けん・合成洗剤」、「2071-012 界面活性剤」をそれぞれ「2081-011 油脂加工製品」、「2081-012 石けん・合成洗剤」、「2081-013 界面活性剤」とする。

列コード	行コード	部門名称
2081-02	2081-021	化粧品・歯磨

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 166「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 香水、オーデコロン、頭髮用化粧品(シャンプー、ヘヤーリンス、養毛剤、整髪料等)、皮膚用化粧品(クリーム、乳液、化粧水、パック等)、仕上用化粧品(ファンデーション、おしろい、口紅、ほほ紅、アイメイクアップ等)、特殊用途化粧品(日やけ止め・ひげそり用化粧品等)、歯磨
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2071-02、-021」を「2081-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2082-01	2082-011	塗料

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1644「塗料製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 油性塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー類
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2072-01、-011」を「2082-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2082-02	2082-021	印刷インキ

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1645「印刷インキ製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 一般インキ、新聞インキ、補助剤、印刷用ワニス
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2072-02、-021」を「2082-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2083-01	2083-011	写真感光材料

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1695「写真感光材料製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) フィルム、印画紙、感光紙、写真用化学薬品
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2073-01、-011」を「2083-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2084-01	2084-011	農薬

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1692「農薬製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ(鼠)剤、植物成長調整剤、補助剤
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2074-01、-011」を「2084-01、-011」に変更。
(注 意 点) 殺虫、殺そ(鼠)剤(農薬を除く。)及び殺菌・消毒剤(農薬を除く。)の活動は、「2071-01、-011 医薬品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2089-01	2089-011	ゼラチン・接着剤

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1694「ゼラチン・接着剤製造業」の生産活動を範囲とする。
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2079-01、-011」を「2089-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2089-09	2089-091 2089-099	その他の化学最終製品 触媒 他に分類されない化学最終製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1629「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒、1646「洗浄剤・磨剤製造業」、1647「ろうそく製造業」、1691「火薬類製造業」、1693「香料製造業」、1696「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」、1697「試薬製造業」及び 1699「他に分類されない化学工業製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 無煙火薬(除武器用)、電気雷管、クレンザー、ワックス、靴クリーム、ろうそく、天然香料、合成香料、調合香料、デキストリン(含可溶性でんぷん)、修正液
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2079-09、-091」

を「2089-09、-091」に変更し、平成 17 年表の「2079-099 その他の化学最終製品（除別掲）」を「2089-099 他に分類されない化学最終製品」にコード及び名称変更。

21 石油・石炭製品

列コード	行コード	部門名称
2111-01	2111-011	石油製品 ガソリン
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A 重油
	2111-016	B 重油・C 重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 171「石油精製業」、172「潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)」及び細分類 1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭を除く生産活動を範囲とする。なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2111-017 ナフサ」を競合部門とする。また、「2031-01 石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、「2111-018 液化石油ガス」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石油製品：グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、オイルコックス

列コード	行コード	部門名称
2121-01		石炭製品
	2121-011	コークス
	2121-019	その他の石炭製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 173「コークス製造業」及び細分類 1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭の生産活動を範囲とする。また、石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール及びコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2121-011 コークス」及び「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。また、他部門で副産物として発生する高炉ガス、転炉ガス、電気炉ガスは、「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石炭製品：練炭、豆炭、粗ベンゾール、コールタール、コークス炉ガス

列コード	行コード	部門名称
2121-02	2121-021	舗装材料

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 174「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材

22 プラスチック・ゴム

列コード	行コード	部門名称
2211-01		プラスチック製品
	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の 181「プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業」、182「プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業」、183「工業用プラスチック製品製造業」、184「発泡・強化プラスチック製品製造業」、185「プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）」、189「その他のプラスチック製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2211-019 その他のプラスチック製品」を競合部門とする。

(品目例示) プラスチックフィルム・シート：プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材加工品、合成皮革加工品

プラスチック板・管・棒：プラスチック製平板・波板・積層品・化粧板・棒、プラスチック硬質管、プラスチックホース、プラスチック継手、雨どい、その他のプラスチック異形押出製品、プラスチック板・管・棒・継手・異形押出製品の加工品

プラスチック発泡製品：ポリウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、塩化ビニルフォーム、ポリスチレンフォーム、ポリスチレンペーパー、板状発泡製品、発泡プラスチック製品の加工品

工業用プラスチック製品：輸送機械用プラスチック製品(バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップ等)、電気機械器具用プラスチック製品(TVキャビネット、掃除機ボデー、冷蔵庫内装品等)、その他の工業用プラスチック製品、工業用プラスチック製品の加工品

強化プラスチック製品：強化プラスチック製板・棒・管・継手、強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽、強化プラスチック製保安帽・がい子・橋脚・コンテナ等、強化プラスチック製品の加工品

プラスチック製容器：プラスチック製灯油缶、工業用薬品缶、洗剤・シャンプー用容器、ビールコンテナ、農林水産用コンテナ、ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品：プラスチック製のまな板、ボール、食器、盆等の台所・食卓用品、雑貨、浴室用品

その他のプラスチック製品：プラスチック成形材料、廃プラスチック製品(くい、棚、漁礁等)、結束テープ、プラスチック製の絶縁テープ、時計ガラス、止水板、人工芝プラスチック製品の加工品(他に分類されないもの)

列コード	行コード	部門名称
2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 191「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類 1994「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用タイヤ・チューブ、航空機用タイヤ・チューブ、自転車用タイヤ・チューブ、運搬車用タイヤ・チューブ、ソリッドタイヤ、更生タイヤ

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2311-01、-011」を「2221-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2229-01	2229-011	ゴム製・プラスチック製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 192「ゴム製・プラスチック履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ゴム製：地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む)、ゴム製の履物用品(ゴム底、ゴムかかと、草履底、甲など)

プラスチック製：プラスチック製靴(合成皮革製靴、プラスチック成形靴など)、プラスチック製サンダル・スリッパ・草履、プラスチック製運動靴、プラスチック製の履物付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「2319-01、-011 ゴム製履物」と「2319-02、-021 プラスチック製履物」を統合し、「2229-01、-011 ゴム製・プラスチック製履物」とする。

列コード	行コード	部門名称
2229-09	2229-099	その他のゴム製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 193「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類 1991「ゴム引布・同製品製造業」、1992「医療・衛生用ゴム製品製造業」、1993「ゴム練生地製造業」、1995「再生ゴム製造業」及び 1999「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンベアゴムベルト、平ベルト、Vベルト(ファンベルトを含む)、ゴムホース、工業用ゴム製品(防振ゴム、ゴム製パッキン等)、ゴム引布、ゴム引布製品(エアーマットレス等)、医療・衛生用ゴム製品(乳首、水まくら、氷のう、手術用手袋、避妊用具等)、ゴム練生地、再生ゴム、その他のゴム製品(フォーラムラバー、ゴム手袋(医療用を除く)、消しゴム、ゴムバンド)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2319-09、-099」を「2229-09、-099」に変更。

25 窯業・土石製品

列コード	行コード	部門名称
2511-01		板ガラス・安全ガラス
	2511-011	板ガラス
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2111「板ガラス製造業」及び 2112「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通板ガラス、変り板ガラス、みがき板ガラス、合わせガラス、強化ガラス、複層ガラス、すりガラス、曲げガラス、鏡

列コード	行コード	部門名称
2511-02	2511-021	ガラス繊維・同製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2117「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガラス短繊維フェルト、ガラス短繊維ボード、ガラス短繊維筒、ガラス長繊維ローピング、ガラス長繊維チョップドストランド、ガラス長繊維糸、ガラス長繊維布、ガラス長繊維マット、光ファイバ(素線)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2512-01、-011」を「2511-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2511-09		その他のガラス製品
	2511-091	ガラス製加工素材
	2511-099	他に分類されないガラス製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2113「ガラス製加工素材製造業」、2114「ガラス容器製造業」、2115「理化学用・医療用ガラス器具製造業」、2116「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」及び 2119「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。なお、他部門で発生する屑・副産物(ガラスびん)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) ガラス製加工素材：光学ガラス素地(眼鏡用を含む)、電球類用ガラスバルブ、電子管用ガラスバルブ、ガラス管・棒・球(電気用を除く)、電子機器用基盤ガラス他に分類されないガラス製品：ガラス容器(飲料用容器、食料用・調味料用容器、化粧品瓶、インキ瓶等)、理化学用・医療用ガラス器具(フラスコ、ビーカー、試験管、アンプル、薬瓶等)、卓上用ガラス器具、ガラス製台所用品・食卓用品、その他のガラ

ス製品(魔法瓶用ガラス製中瓶、照明・信号用ガラス製品、ガラスブロック、ガラスタイル等)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2519-09、-011、-099」を「2511-09、-091、-099」に変更し、平成 17 年表の「2519-099 その他のガラス製品(除別掲)」を「2511-099 他に分類されないガラス製品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2521-01	2521-011	セメント

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2121「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。なお、セメントクリンカは半製品扱いとする。

(品目例示) ポルトランドセメント、フライアッシュセメント、高炉セメント、白色ポルトランドセメント

列コード	行コード	部門名称
2521-02	2521-021	生コンクリート

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2122「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2522-01、-011」を「2521-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2521-03	2521-031	セメント製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2123「コンクリート製品製造業」及び 2129「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンクリート系パネル、遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい、普通コンクリート管、空洞コンクリートブロック、土木用コンクリートブロック、道路用コンクリート製品、プレストレストコンクリート製品、テラゾー製品、石綿セメント板、波形石綿スレート、その他のセメント製品(セメント瓦、厚形スレート、木材セメント製品、気泡コンクリート製品等)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2523-01、-011」を「2521-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2531-01	2531-011 2531-012 2531-013	陶磁器 建設用陶磁器 工業用陶磁器 日用陶磁器

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 214「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 建設用陶磁器：衛生陶器(浴槽、洗面手洗器、便器等)、タイル(モザイクタイル、内装タイル)
工業用陶磁器：電気用陶磁器(がい子、がい管、電気用特殊陶磁器、ファインセラミックス製 I C 基板・パッケージ(焼結し放しのもの)等)、理化学・工業用陶磁器、理化学・工業用ファインセラミックス(焼結し放しのもの)
日用陶磁器：陶磁器製和・洋飲食器、陶磁器製台所・調理用品、陶磁器製置物、陶磁器絵付品、陶磁器用はい土

列コード	行コード	部門名称
2591-01	2591-011	耐火物

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 215「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 耐火れんが、不定形耐火物(耐火モルタル、キャストブル耐火物等)、人造耐火材(マグネシアクリンカー、合成ムライト等)、その他の耐火物(粘土質るつぽを含む)
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2599-01、-011」を「2591-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2591-09	2591-099	その他の建設用土石製品

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 213「建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)」及び細分類 2192「石こう(膏)製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 石膏ボード、化粧石膏ボード、ラスボード、シーリング石膏ボード、強化石膏ボード、石膏プラスタ、焼石こう、粘土瓦(いぶしかわら、うわ薬かわら、塩焼かわら)、普通れんが、陶管
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2599-02、-021」を「2591-09、-091」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-01	2599-011	炭素・黒鉛製品

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1113「炭素繊維製造業」、2161「炭素質電極製造業」及び 2169「その他の炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 電極(人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト)、炭素繊維、炭素棒(ガウジング用、電池用等)、ブラシ(人造黒鉛質、金属黒鉛質等)、黒鉛るつぽ、特殊炭素製品
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2599-03、-031」を「2599-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-02	2599-021	研磨材

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 217「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 天然研磨材、人造研磨材、研削と石、研磨布紙
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2599-04、-041」を「2599-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2182「再生骨材製造業」、2183「人工骨材製造業」、2184「石工品製造業」、2185「けいそう土・同製品製造業」、2186「鉱物・土石粉砕等処理業」、2191「ロックウール・同製品製造業」、2193「石灰製造業」、2194「鋳型製造業(中子を含む)」及び 2199「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) ジョイント・シート、プレーキライニング、ほうろう鉄器(台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等)、石灰(生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等)、その他の土石製品(再生骨材、人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉砕・その他の処理品)、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品(うわ薬、雲母板等)
(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により新設された細分類 2182「再生骨材製造業」を本部

門に含める。

26 鉄鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-01	2611-011	銑鉄

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理, 補助的経済活動を行う事業所 (22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、高炉銑及び高炉によらない銑鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

(品目例示) 高炉銑、電気炉銑

列コード	行コード	部門名称
2611-02	2611-021	フェロアロイ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2213「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フェロニッケル、フェロクロム、フェロマンガ、フェロモリブデン、フェロバナジウム

列コード	行コード	部門名称
2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理, 補助的経済活動を行う事業所 (22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理, 補助的経済活動を行う事業所 (22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
	2612-011P	鉄屑

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する鉄屑の競合部門である。

(注 意 点) 本部門については、鉄屑を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2621-01		熱間圧延鋼材
	2621-011	普通鋼形鋼
	2621-012	普通鋼鋼板
	2621-013	普通鋼鋼帯
	2621-014	普通鋼小棒
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理, 補助的経済活動を行う事業所 (22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼、鋼半製品の生産活動を範囲とする。なお、鋼半製品は中間製品扱いとする。

(品目例示) 普通鋼形鋼: 鋼矢板、H形鋼、大形・中形・小形形鋼

普通鋼鋼板: 厚板、中板、薄板

普通鋼鋼帯: 冷延用鋼帯、その他用鋼帯

普通鋼小棒: 小形鉄筋用丸棒・異形棒、その他の小形棒鋼

その他の普通鋼熱間圧延鋼材: 軌条、大形・中形棒鋼、管材、バーインコイル、線材、外輪

特殊鋼熱間圧延鋼材: 工具鋼、構造用鋼、ばね鋼、軸受鋼、ステンレス鋼、耐熱鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼、高マンガン鋼、合わせ鋼材

列コード	行コード	部門名称
2622-01		鋼管
	2622-011	普通鋼鋼管
	2622-012	特殊鋼鋼管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理, 補助的経済活動を行う事業所 (22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼鋼管: 普通鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、普通鋼冷間鋼管、普通鋼めっき鋼、

管特殊鋼鋼管: 特殊鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、特殊鋼冷間鋼管

列コード	行コード	部門名称
2623-01		冷間仕上鋼材
	2623-011	普通鋼冷間仕上鋼材
	2623-012	特殊鋼冷間仕上鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理, 補助的経済活動を行う事業所 (22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、冷間ロール成型形鋼、磨帯鋼、磨棒鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、冷間圧造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、P C 鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼冷間仕上鋼材: 磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、冷延電気鋼帯、磨棒鋼、鉄線、冷間圧造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、簡易鋼矢板、軽量形鋼

特殊鋼冷間仕上鋼材: 磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、磨棒鋼、P C 鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、冷間圧造用炭素鋼線、その他の特殊鋼線

列コード	行コード	部門名称
2623-02	2623-021	めっき鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 224「表面処理鋼材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 亜鉛めっき鋼板、針金、亜鉛めっき硬鋼線、アルミめっき鋼板、ブリキ、ティンフリースチール

列コード	行コード	部門名称
2631-01		鍛鋼
	2631-011	鍛鋼
	2631-012	鍛鋼

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2253「鍛鋼製造業」及び 2255「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鍛鋼: 普通鋼・特殊鋼鍛鋼品(打放)
鍛鋼: 普通鋼・特殊鋼鍛鋼品(鍛放)

列コード	行コード	部門名称
2631-02	2631-021	鍛鉄管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2293「鍛鉄管製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 直管(普通・強じん鍛鉄)、異形管(普通・強じん鍛鉄)

列コード	行コード	部門名称
2631-03		鍛鉄品及び鍛工品(鉄)
	2631-031	鍛鉄品
	2631-032	鍛工品(鉄)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2251「鍛鉄品

物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）」、2252「可鍛鋳鉄製造業」及び2254「鍛工品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 鋳鉄品：鋳鉄鋳物、球状黒鉛鋳鉄、合金鋳鉄、可鍛鋳鉄、精密鋳造品、可鍛鋳鉄製鉄管継手

鍛工品（鉄）：鍛工品（自動車用、産業機械器具用等）

列コード	行コード	部門名称
2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 2291「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。
（平成 17 年表からの変更点）
平成 17 年表のコード「2649-01、-011」を「2699-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 2299「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。
（品目例示） 鉄粉、純鉄圧延、ペレット
（平成 17 年表からの変更点）
平成 17 年表のコード「2649-09、-099」を「2699-09、-099」に変更。

27 非鉄金属

列コード	行コード	部門名称
2711-01	2711-011	銅

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 2311「銅第 1 次製錬・精製業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛（再生を含む。）

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 2312「亜鉛第 1 次製錬・精製業」、2319「その他の非鉄金属第 1 次製錬・精製業」のうち亜鉛第 1 次製錬・精製業、2321「鉛第 2 次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）」及び 2329「その他の非鉄金属第 2 次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」のうち亜鉛再生業、亜鉛合金製造業の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 鉛、再生鉛、減摩合金、はんだ、亜鉛、再生亜鉛、亜鉛合金
（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表の「2711-02、-021 鉛・亜鉛（含再生）」を「鉛・亜鉛（再生を含む。）」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2711-03	2711-031	アルミニウム（再生を含む。）

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 2319「その他の非鉄金属第 1 次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ精製業及び 2322「アルミニウム第 2 次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） アルミニウム地金、アルミナ、水酸化アルミ、アルミニウム再生地金、アルミニウム合金
（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表の「2711-03、-31 アルミニウム（含再生）」を「アルミニウム（再生を含む。）」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 2319「その他の非鉄金属第 1 次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ製錬業、

亜鉛第1次製錬・精製業を除く生産活動及び2329「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)」のうち亜鉛再生業、亜鉛合金製造業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金地金、銀地金、チタン、タングステン、すず、アンチモン、金再生地金、金合金、銀再生地金、銀合金、銅再生地金、銅合金

列コード	行コード	部門名称
	2712-011P	非鉄金属屑

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する非鉄金属屑の競合部門である。
(注 意 点) 本部門については、非鉄金属屑を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2721-01	2721-011	電線・ケーブル

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2341「電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 通信用電線・ケーブル、電力用電線・ケーブル

列コード	行コード	部門名称
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細部門2342「光ファイバケーブル製造業(通信複合ケーブルを含む)」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2729-01	2729-011	伸銅品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2331「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 銅、黄銅、青銅等の伸銅品
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「2722-01、-011」を「2729-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-02	2729-021	アルミ圧延製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2332「アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押出しを含

む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム板、アルミニウム円板、アルミニウム条、アルミニウム管、アルミニウム棒、アルミニウム型材、アルミニウム線、アルミニウムはく

(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「2722-02、-021」を「2729-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-03	2729-031	非鉄金属素形材

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類235「非鉄金属素形材製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 銅合金鋳物、軽合金鋳物、亜鉛・銅・アルミニウムダイカスト、精密鋳造品、鍛工品(アルミニウム)
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「2722-03、-031」を「2729-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-04	2729-041	核燃料

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2391「核燃料製造業」の生産活動を範囲とする。
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「2722-04、-041」を「2729-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2339「その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)」及び2399「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 鉛管、鉛板、鉛合金伸線、亜鉛製品、金・銀・白金・ニッケル等の展伸材、非鉄金属合金粉
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「2722-09、-099」を「2729-09、-099」に変更。

28 金属製品

列コード	行コード	部門名称
2811-01	2811-011	建設用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2441「鉄骨製造業」及び 2442「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄骨、軽量鉄骨、橋りょう、鉄塔、水門、はしご

列コード	行コード	部門名称
2812-01	2812-011	建築用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2443「金属製サッシ・ドア製造業」、2444「鉄骨系プレハブ住宅製造業」及び 2445「建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム製サッシ・ドア、その他の金属製サッシ・ドア、シャッター、メタルラス、鉄骨系プレハブ住宅、ユニットハウス、建築用板金製品

列コード	行コード	部門名称
2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖厨房機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2432「ガス機器・石油機器製造業」、2433「温風・温水暖房装置製造業」及び 2439「その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガスこんろ・風呂釜・湯沸器等のガス機器、石油ストーブ等の石油機器、温風暖房器、温水ボイラ等の暖房機器、暖房用・調理用器具、太陽熱利用機器

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「2891-01、-011 ガス・石油機器及び暖厨房機器」を「ガス・石油機器・暖厨房機器」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 248「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類 2492「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「2899-01、-011 ボルト・ナット・リベット及びスプリング」を「ボルト・ナット・リベット・スプリング」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 241「ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業」及び細分類 2446「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ドラム缶、18 リットル缶、食缶(缶詰用缶)、一般缶、コンテナ、板金製タンク、高压容器(ボンベ)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「2899-02、-021 金属製容器及び製缶板金製品」を「金属製容器・製缶板金製品」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-03		配管工事付属品・粉末や金製品・道具類
	2899-031	配管工事付属品
	2899-032	粉末や金製品
	2899-033	刃物・道具類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2422「機械刃物製造業」、2423「利器工匠具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)」、2424「作業工具製造業」、2425「手引のこぎり・のこ刃製造業」、2426「農業用器具製造業(農業用機械を除く)」、2431「配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)」及び 2453「粉末や金製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 配管工事付属品：金属製管継手、金属製衛生器具、ノズル、噴水口、排水管、止め栓

粉末や金製品：機械部分品(粉末や金によるもの)、超硬チップ、超硬工具(粉末や金によるもの)

刃物及び道具類：機械刃物、利器工匠具・手道具(ほう丁、ナイフ類、はさみ、理髪用刃物、つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ等)、やすり、作業工具(手引のこぎり、のこ刃、スパナ、ペンチ、ドライバ等)、農器具(すき、くわ、かま等)、農器具部分品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「2899-033 刃物及び道具類」を「刃物・道具類」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-09	2899-091 2899-092 2899-099	その他の金属製品 金属プレス製品 金属線製品 他に分類されない金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2421「洋食器製造業」、2429「その他の金物類製造業」、2451「アルミニウム・合金プレス製品製造業」、2452「金属プレス製品製造業(アルミニウム・合金を除く)」、小分類 246「金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)」、247「金属線製品製造業(ねじ類を除く)」、細分類 2491「金庫製造業」及び 2499「他に分類されない金属製品製造業」、独立行政法人造幣局の行うコインの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金属プレス製品：アルミニウム製機械部分品、アルミニウム製台所・食卓用品、アルミニウム製飲料用缶、その他の金属プレス製品(打抜・プレス機械部分品、王冠等)

金属線製品：くぎ、金属製金網、PC鋼より線、鋼索、電気溶接棒

他に分類されない金属製品：金属洋食器、金物(かぎ、錠、建築用金物、架線金物等)、金属彫刻品、金属熱処理品、金庫、硬貨、金属製パッキン・ガスケット、金属板ネームプレート、金属製押し出しチューブ、金庫の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「2899-099 その他の金属製品(除別掲)」を「他に分類されない金属製品」に名称変更。

29 はん用機械

列コード	行コード	部門名称
2911-01	2911-011	ボイラ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2511「ボイラ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 煙管ボイラ、水管ボイラ、ボイラの部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3011-01、-011」を「2911-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2911-02	2911-021	タービン

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2512「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3011-02、-021」を「2911-02、-021」に変更。

(注 意 点) 航空機用のタービンは、「3592-01、-011 航空機」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2911-03	2911-031	原動機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2513「はん用内燃機関製造業」及び 2519「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、原子動力炉、水車(水力タービンを除く)、風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機関・原子動力炉・その他の原動機の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3011-03、-031」を「2911-03、-031」に変更。

(注 意 点) ① 本部門は、船用、航空用、自動車用、二輪自動車用の内燃機関を含まない。
② 内燃機関の電装品は、「3311-05、-051 内燃機関電装品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2521「ポンプ・同装置製造業」、2522「空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業」及び2523「油圧・空圧機器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 単段式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、耐しょく性ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ、往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧縮機、ポンプ（真空ポンプを除く）・圧縮機の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「3019-01、-011 ポンプ及び圧縮機」を「2912-01、-011 ポンプ・圧縮機」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 平成 17 年表において、平成 12 年表の「3019-01、-011 ポンプ及び圧縮機」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。
② 本部門は、消防用ポンプ、船用ポンプを含み、自動車用燃料ポンプは「3531-01、-011 自動車用内燃機関」、航空機の原動機用ポンプは「3592-01、-011 航空機」、計量ポンプは「3113-01、-011 計測機器」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2913-01	2913-011	運搬機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2532「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2533「物流運搬設備製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) エレベータ（家庭用エレベータも含む）、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベヤ、運搬機械の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3012-01、-011」を「2913-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2535「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍機、冷凍・冷蔵用ショーケース（冷凍陳列棚を含む）、パッケージ形エアコンディショナ、ウォータークーラ、冷却塔、冷蔵装置、凍結装置、製氷装置、除湿機（民生用を除く）、冷凍機・温湿調整装置の部

品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3013-01、-011」を「2914-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2919-01	2919-011	ベアリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2594「玉軸受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 玉軸受、ころ軸受、軸受ユニット、ベアリングの部分品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3031-02、-021」を「2919-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2919-09	2919-091 2919-099	その他のはん用機械 動力伝導装置 他に分類されないはん用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2531「動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）」、2534「工業窯炉製造業」、2591「消火器具・消火装置製造業」、2592「弁・同附属品製造業」、2593「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2595「ピストンリング製造業」、2596「他に分類されないはん用機械・装置製造業」及び2599「各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力伝導装置：変速機、歯車（プラスチック製を含む）、ローラチェーン

他に分類されないはん用機械：工業窯炉（真空のものを除く）、重油・ガス燃焼装置、機械式駐車装置、その他の一般産業機械・装置の部分品・取付具・付属品、消火器具、消防自動車のぎ装品、高温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コック、一般用バルブ・コック、切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工品、ピストンリング、消火器具・消火装置の部分品・取付具・付属品、バルブ・コックの付属品、他に分類されない各種機械部分品

(平成 17 年表からの変更点)

① 平成 17 年表の、列部門「3019-09 その他の一般産業機械及び装置」（包装・荷造機械を除く。）と「3031-09 その他の一般機械器具及び部品」を統合し、「2919-09 その他のはん用機械」とする。また、平成 17 年表の行部門「3019-099 その他の一般産業機械及び装置」と「3031-099 その他の一般機械器具及び

部品」を統合して「2919-099 他に分類されないはん用機械」とし、このうち「2919-091 動力伝導装置」を分割し特掲。

- ② 平成 17 年表において本部門に含まれていた包装・荷造機械を分割特掲し、「3014-015 包装・荷造機械」を新設。

(注 意 点) ① 平成 17 年表において、平成 12 年表の「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」のうち真空装置・真空機器については「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

- ② 平成 17 年表において、平成 12 年表で「3031-09、-099 その他の一般産業器具及び部品」に含まれていた毛糸手編機械を「3029-02、-021 繊維機械」に統合。

30 生産用機械

列コード	行コード	部門名称
3011-01	3011-011	農業用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 261「農業用機械製造業(農業用器具を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力耕うん機、農業用トラクタ、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、脱穀機、粃すり機、農業用乾燥機、コンバイン、稲麦刈取機、飼料機器、農業用機械の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3029-01、-011」を「3011-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 農業用手道具は列部門「2899-03 配管工事付属品・粉末や金製品・道具類」及び行部門「2899-033 刃物・道具類」に含める。

② 平成 17 年表において、平成 12 年表で「3021-01、-011 建設・鉱山機械」に含まれていた農業用トラクタ及び同部分品・取付具・付属品を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3012-01	3012-011	建設・鉱山機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 262「建設機械・鉱山機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 掘さく機、建設用クレーン、整地機械、アスファルト舗装機械、コンクリート機械、基礎工事用機械、せん孔機、さく岩機、鉄柱、破碎機、摩砕機、選別機、建設用トラクタ、建設用ショベルトラック、建設・鉱山機械の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3021-01、-011」を「3012-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 平成 17 年表において、平成 12 年表で本部門に含まれていた農業用トラクタ及び同部分品・取付具・付属品を「3029-01、-011 農業用機械」に統合。

② 平成 17 年表において、平成 12 年表の列部門「3629-09 その他の輸送機械」及び行部門「3629-091 産業用運搬車両」に含まれていた建設用ショベルトラックを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3013-01	3013-011	繊維機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 263「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械、縫製機械(家庭用ミシン、工業用ミシン)、毛糸手編機械、繊維機械の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3029-02、-021」を「3013-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表で「3031-09、-099 その他の一般機械器具及び部品」に含まれていた毛糸手編機械を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3014-01		生活関連産業用機械
	3014-011	食品機械・同装置
	3014-012	木材加工機械
	3014-013	パルプ装置・製紙機械
	3014-014	印刷・製本・紙工機械
	3014-015	包装・荷造機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2641「食品機械・同装置製造業」、2642「木材加工機械製造業」、2643「パルプ装置・製紙機械製造業」及び 2644「印刷・製本・紙工機械製造業」及び 2645「包装・荷造機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食品機械・同装置：穀物処理機械・同装置、製パン・製菓機械・同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械・同装置、肉製品・水産製品製造機械、食品機械・同装置の部分品・取付具・付属品

木材加工機械：製材機械(帯のこ盤、丸のこ盤等)、木材加工機械(かんな盤、のこ盤、くぎ打機械等)、合板機械(ベニヤレース、プレス、スライサ等)、製材・木材加工・合板機械の部分品・取付具・付属品

パルプ装置・製紙機械：パルプ製造機械・同装置(割木機、砕木機、リファイナー等)、抄紙機(長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機等)、断裁機、巻取機、コーティングマシン等、パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・付属品

印刷・製本・紙工機械：印刷機械(とつ版印刷機械、平版印刷機(B3版以上)、特殊印刷機械、おう版印刷機等)、製本機械(断裁機、紙締機、紙折機等)、紙工機械(製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、紙コップ製造機等)、製版機械(活字

铸造機、写真植字機等)、印刷・製本・紙工機械の部分品・取付具・付属品

包装・荷造機械：個装・内装機械、外装・荷造機械、包装・荷造機械の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

① 平成 17 年表の「3029-03、-031 食品機械・同装置」を本部門に統合し、行部門「3014-011 食品機械・同装置」とする。

② 平成 17 年表において「3019-09、-099 一般産業機械及び装置」に含まれていた包装・荷造機械を本部門に統合し、行部門「3014-015 包装・荷造機械」を新設。

③ 平成 17 年表の行部門「3029-094 铸造装置」と「3029-095 プラスチック加工機械」を統合して、列部門「3015-02 铸造装置・プラスチック加工機械」とし、その行部門「3015-021 铸造装置」、「3015-022 プラスチック加工機械」とする。

④ 平成 17 年表の行部門「3029-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」を「3019-099 その他の生産用機械」に分割特掲し、列・行部門「3019-09、-099 その他の生産用機械」を新設。

⑤ 平成 17 年表の列部門「3029-09 その他の特殊産業用機械」を「3014-01 生活関連産業用機械」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 平成 17 年表において、平成 12 年表の「3029-091 製材・木工・合板機械」を「製材・木材加工・合板機械」に名称変更。

② 平成 17 年表において、平成 12 年表の「3029-09、-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
3015-01	3015-011	化学機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2652「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 熱交換器(分縮機、熱換器を含む)、焼成機、圧搾機器、ろ過機器、分離機器、混合機、かくはん機、ねつ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機、反応機、発生炉、乾留炉、電解槽、蒸発機器、蒸留機器、蒸煮機器、晶出機器、乾燥機器、焙焼機、焼結機器、集じん機器、化学装置用タンク(固定式、浮屋根式、球形、その他)、化学機械の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3022-01、-011」

を「3015-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「3022-01、-011 化学機械」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
3015-02	3015-021 3015-022	鋳造装置・プラスチック加工機械 鋳造装置 プラスチック加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2651「鋳造装置製造業」及び 2653「プラスチック加工機械・同附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 鋳造装置：ダイカストマシン、その他の鋳造装置(造型機、型込機、中子整型機、特殊型造型機等)、鋳型・鋳型定盤(製鉄、製鋼用に限る)、鋳造装置の部分品・取付具・付属品

プラスチック加工機械：射出成形機、押出成形機、その他のプラスチック加工機械(圧縮成形機、中空成形機、真空成形機等)、プラスチック加工機械・同附属装置の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表の行部門「3029-094 鋳造装置」と「3029-095 プラスチック加工機械」を統合して列部門「3015-02 鋳造装置・プラスチック加工機械」とし、行部門「3015-021 鋳造装置」、「3015-022 プラスチック加工機械」とする。

列コード	行コード	部門名称
3016-01	3016-011	金属工作機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2661「金属工作機械製造業」及び 2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属工作機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、ブローチ盤、研削盤、歯切り盤、歯車仕上機械、マシニングセンタ、専用機、形削盤、ホーニング盤、ラップ盤、金切のこ盤、金属工作機械の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3024-01、-011」を「3016-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3016-02	3016-021	金属加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2662「金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)」及び 2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属加工機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 圧延機械、精整仕上装置、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機械、ワイヤフォーミングマシン、ガス溶接・溶断機、金属圧延用ロール、金属加工機械の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3024-02、-021」を「3016-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3016-03	3016-031	機械工具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2664「機械工具製造業(粉末や金業を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 特殊鋼切削工具、超硬工具(粉末や金製品を除く)、空気動工具、電動工具、ダイヤモンド工具、治具・金属加工用付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3019-02、-021」を「3016-03、-031」に変更。

(注 意 点) 超硬工具(粉末や金製品)は、列部門「2899-03 配管工事付属品・粉末や金製品・道具類」及び行部門「2899-032 粉末や金製品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3017-01	3017-011	半導体製造装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2671「半導体製造装置製造業」及び 2672「フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品 目 例 示) ウェーハプロセス(電子回路形成)用処理装置、組立用装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、半導体製造装置の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3029-04、-041」を「3017-01、-011」に変更。

(注 意 点) 半導体製造装置用以外のイオン注入装置については、「3019-02、-021 真空装置・真空機器」に含める。

年表の「3023-01、-011 産業用ロボット」を「3019-03、-031 ロボット」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-01	3019-011	金型

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2691「金属用金型・同部分品・附属品製造業」及び 2692「非金属用金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) プレス用金型、鍛造用金型、鋳造用金型(ダイカスト用を含む)、プラスチック用金型、ゴム用金型、ガラス用金型、金型の部分品・付属品
(平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表のコード「3031-01、-011」を「3019-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-02	3019-021	真空装置・真空機器

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2693「真空装置・真空機器製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 真空ポンプ、真空や金装置、真空化学装置、真空蒸着装置、真空成膜装置、スパッタリング装置、ドライエッチング装置、CVD装置、イオン注入装置(半導体製造装置用は除く)、真空装置・真空機器の部分品・取付具・付属品
(平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表のコード「3029-05、-051」を「3019-02、-021」に変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、日本標準産業分類の改定に伴い本部門を新設。平成 12 年表の「3019-01、-011 ポンプ及び圧縮機」、「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」、「3022-01、-011 化学機械」及び「3029-09、-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」のうち真空装置・真空機器について本部門に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
3019-03	3019-031	ロボット

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2694「ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) マニュアル・マニピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、サービス用ロボット、数値制御ロボット、ロボットの部分品・取付具・付属品
(平成 17 年表からの変更点) 日本標準産業分類の改定により、平成 17

列コード	行コード	部門名称
3019-09	3019-099	その他の生産用機械

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2699「他に分類されない生産用機械・同部分品」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) ゴム工業用機械器具、ガラス工業用特殊機械、その他の生産用機械(たばこ製造機械、化学薬品・医薬品製造用特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、製靴機械等)、その他生産用機械の部分品・取付具・付属品
(平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表の行部門「3029-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」を分割し特掲。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「3029-09、-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

31 業務用機械

列コード	行コード	部門名称
3111-01	3111-011	複写機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2711「複写機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 静電間接式複写機、デジタル式複写機、フルカラー複写機、複写機の部分品・取付具・付属品

列コード	行コード	部門名称
3111-09	3111-099	その他の事務用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2719「その他の事務用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 計算機械、ワードプロセッサ、金銭登録機(レジスタ)、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、オフセット印刷機(B3版未満)、硬貨計算機、シュレツダ、事務用機械(複写機を除く)の部分品・取付具・付属品

(注 意 点) 電子計算機は、「3421-01、-011 パーソナルコンピュータ」又は「3421-02、-021 電子計算機本体(パソコンを除く。)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3112-01		サービス用機器
	3112-011	自動販売機
	3112-012	娯楽用機器
	3112-019	その他のサービス用機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2721「サービス用機械器具製造業」、2722「娯楽用機械製造業」、2723「自動販売機製造業」及び2729「その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動販売機：食料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きつぷ自動販売機、自動販売機の部分品・取付具・付属品

娯楽用機器：パチンコ・スロットマシン(パチンコ台、パチンコ玉自動補給装置、スロットマシン台等)、ゲームセンター用娯楽機器(アーケードゲーム機、クレーンゲーム機、業務用テレビゲーム機等)、遊園地用娯楽機器(ジェットコースター、メリーゴーランド、コーヒーカップ等)、娯楽用機器の部分品・取付具・付属品
その他のサービス用機器：業務用洗濯装

置、自動車整備・サービス機器、その他のサービス用・民生用機械器具(両替機、自動改札機、自動入場機、コインロッカー等)、その他のサービス用機器の部分品・取付具・付属品

(注 意 点) 家庭用エレベータは、「2913-01、-011 運搬機械」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3113-01	3113-011	計測機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 273「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般長さ計、積算体積計(オイルメータ、ガスメータ、水量メータ等)、その他の体積計(ます、化学用体積計、メスフラスコ等)、はかり(台はかり、ばね式はかり、電子はかり等)、温度計(ガラス製のもの)、圧力計、金属温度計、流量計、液面計、精密測定器、工業用長さ計、光分析装置、その他の分析装置、材料試験機、その他の試験機、光度計、光束計、照度計、屈折度計、公害計測器、密度計、比重計、騒音計、波数計、速さ計、地震計、測量機械器具(ジャイロ計器、磁気コンパス、測角測量機、水準測量機等)、分析器・試験機・計量器・測定器の部分品・取付具・付属品、研究用機器(化学機器、物理学機器、気象観測機器等)、教育用機器(物理・化学・博物実験機器、数学機器等)、地球物理学機器(重量計、磁力計等)、天文機器、理化学機械器具の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「3719-01、-011 理化学機械器具」と「3719-02、-021 分析器・試験機・計量器・測定器」を統合し、「3113-01、-011 計測機器」とする。

列コード	行コード	部門名称
3114-01	3114-011	医療用機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 274「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医療用機械器具・装置、病院用器具・装置、歯科用機械器具・装置、動物用医療機械器具、医療用品、歯科材料、医療用機械器具の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3719-03、-031」を「3114-01、-011」に変更。

(注 意 点) 医療用のX線装置、電子応用装置及びレーザ応用装置は「3331-01、-011 電子応用装置」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3115-01	3115-011	光学機械・レンズ

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 275「光学機械器具・レンズ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 35 ミリカメラ(フォーカルプレキシヤッタ式、レンズシャッタ式、ハーフサイズカメラ)、35 ミリ以外のカメラ(二眼レフカメラ、小型カメラ、業務用カメラ)、写真装置・同関連器具(引伸機、現像・焼付・仕上用器具、写真乾燥機、リーダー、ビューア)、カメラの写真装置の部分品・取付具・付属品(フィルタ、フード、三脚、雲台、セルフタイマ、距離計、露出計、シャッタ、ボディ、じゃ腹、近接撮影・望遠撮影用アタッチメント、ストロボ等)、望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡、映画用撮影機、映写機、スライド映写機、映画現像装置、映画焼付機、映写スクリーン、カメラ用レンズ、カメラ用交換レンズ、光学レンズ、プリズム、その他の光学機械の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「3711-01、-011 カメラ」と「3711-09、-099 その他の光学機械」(眼鏡(枠を含む)を除く。)を統合し、「3115-01、-011 光学機械・レンズ」とする。なお、平成 17 年表の「3711-09、-099 その他の光学機械」に含まれていた眼鏡(枠を含む)を「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
3116-01	3116-011	武器

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 276「武器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銃、砲、爆発物投射機、戦闘車両、銃弾、砲弾、爆発物、指揮装置、武器の部分品・付属品、武器修理

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3919-06、-061」を「3116-01、-011」に変更。

32 電子部品

列コード	行コード	部門名称
3211-01	3211-011	電子管

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2811「電子管製造業」及び 2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」のうちプラズマパネルの生産活動を範囲とする。

(品目例示) マイクロ波管、陰極線管(ブラウン管)、表示管、X線管、プラズマディスプレイパネル、プラズマディスプレイモジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3421-01、-011」を「3211-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類 2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」の新設に伴い、本部門から PDP モジュールが分割されることとなるが、平成 17 年表と同様にプラズマディスプレイパネル、プラズマディスプレイモジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)は本部門に含める。

② 電子管の部品及び太陽電池モジュールは、「3399-09、-099 その他の電気機械器具」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3211-02	3211-021	半導体素子

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2812「光電変換素子製造業」及び 2813「半導体素子(光電変換素子を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) シリコンダイオード、整流素子、シリコントランジスタ、トランジスタ、サーミスタ、バリスタ、サイリスタ、光電変換素子(発光ダイオード、レーザダイオード、カプラ・インタラプタ)

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3411-01、-011」を「3211-02、-021」に変更。

(注 意 点) ① 半導体素子の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3341-01、-011」を「3411-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-03	3211-031	集積回路

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2814「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) パイポーラ型 IC、モス型 IC、線形回路、混成集積回路(薄膜、厚膜)、実装していない集積回路(輸出入)
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3411-02、-021」を「3211-03、-031」に変更。
(注 意 点) ① 集積回路の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3341-02、-021」を「3411-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-04	3211-041	液晶パネル

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」のうち、液晶パネルの生産活動を範囲とする。
(品目例示) 液晶パネル:アクティブ型(TFT型)、パッシブ型、液晶モジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)、液晶素子
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「3421-02、-021 液晶素子」を「3211-04、-041 液晶パネル」にコード及び名称変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3359-02、-021」を「3421-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-01	3299-011	磁気テープ・磁気ディスク

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2832「光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 磁気テープ(生のもの)(録音用・録画用・電算機用)、磁気ディスク(生のもの)(フレキシブルディスク、光磁気ディスク、光ディスク)
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3421-03、-031」を「3299-01、-011」に変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3359-03、-031」を「3421-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-02	3299-021	電子回路

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 284「電子回路製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) リジットプリント配線板、フレキシブルプリント配線板、モジュール基板、プリント配線実装基板、モジュール実装基板
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「3421-09、-099 その他の電子部品」からプリント回路を分割し特掲。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3359-09、-099」を「3421-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-09	3299-099	その他の電子部品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2821「抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業」、2822「音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業」、2823「コネクタ・スイッチ・リレー製造業」、2831「半導体メモリメディア製造業」、2851「電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業」、2859「その他のユニット部品製造業」及び 2899「その他の電子部品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 抵抗器、固定コンデンサ、コンデンサ、トランス、スイッチ、コネクタ、リレー、プリント配線板、モジュール基盤、音響部品、磁気ヘッド、小型モータ(3W未満のもの)、スイッチング電源、TV用チューナ、コントロールユニット、磁性材部品(粉末や金によるもの)、シリコンウエハ(表面研磨したもの)
(平成 17 年表からの変更点)
① 平成 17 年表において本部門に含まれていたプリント回路を分割特掲し、「3299-02、-021 電子回路」を新設。
② 平成 17 年表のコード「3421-09、-099」を「3299-09、-099」に変更。
③ 平成 17 年表において「3421-09、-099 その他の電気機械器具」に含まれていたシリコンウエハ(表面研磨したもの)を本部門に統合。
(注 意 点) ① 超小形電動機(3W未満)は本部門に含める。
② 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3359-09、-099」を「3421-09、-099」に変更。

33 電気機械

列コード	行コード	部門名称
3311-01	3311-011 3311-012	回転電気機械 発電機器 電動機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2911「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) タービン発電機、エンジン発電機、直流電動機、単相誘導電動機、三相誘導電動機、その他の交流電動機(同期電動機、整流子電動機等)、直流・交流小形電動機、その他の小形電動機(シンクロ電機、ステッピングモータ等)、その他の発電機(直流発電機、水車発電機、電動発電機等)、回転電機機械の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3211-01、-011～012」を「3311-01、-011～012」に変更。

(注 意 点) ① 超小形電動機(3W未満)は「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3411-01、-011～012」を「3211-01、-011～012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-02	3311-021	変圧器・変成器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2912「変圧器類製造業(電子機器用を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 標準変圧器、非標準変圧器、特殊用途変圧器、計器用変成器、誘導電圧調整器、リアクトル、変圧器類の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3211-02、-021」を「3311-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3411-03、-031」を「3211-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2913「電力開閉装置製造業」及び 2914「配電盤・電力制御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 配電盤、監視制御装置、分電盤、継電器、遮断機、開閉器、プログラマブルコントロ

ーラ、開閉装置・配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「3211-03、-031 開閉制御装置及び配電盤」を「3311-03、-031 開閉制御装置・配電盤」にコード及び変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3411-02、-021」を「3211-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-04	3311-041	配線器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2915「配線器具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器、パネルボード、小形配線箱、ヒューズ、配線付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3211-04、-041」を「3311-04、-041」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3421-04、-041」を「3211-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-05	3311-051	内燃機関電装品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2922「内燃機関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 充電発動機、始動電動機、磁石発動機、点火用コイル、ディストリビュータ、点火せん、内燃機関電装品の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3211-05、-051」を「3311-05、-051」に変更。

(注 意 点) ① 自動車用・航空機用などの内燃機関電装品も本部門に含める。

② 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3421-05、-051」を「3211-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2921「電気溶接機製造業」及び 2929「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アーク溶接機、抵抗溶接機、コンデンサ、

電気炉、産業用電熱装置、電力変換装置、シリコン・セレン整流器、その他の産業用電気機器の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3211-09、-091」を「3311-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「3411-09、-099 その他の産業用重電機器」を「3211-09、-099 その他の産業用電気機器」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2932「空調・住宅関連機器製造業」のうち民生用エアコンディショナの生産活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 民生用エアコンディショナ(ウインド形、セパレート形)、民生用エアコンディショナの部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3251-01、-011」を「3321-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3212-01、-011」を「3251-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3321-02	3321-021	民生用電気機器(エアコンを除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 293「民生用電気機械器具製造業」のうち民生用エアコンディショナを除く生産活動を範囲とする。

(品 目 例 示) ちゅう房機器：電子レンジ(オープンレンジ、スチームレンジを含む)、電気がま、ジャーボット、電気冷蔵庫、食器洗い乾燥機、電磁調理器(クッキングヒーター)

空調・住宅関連機器：扇風機、換気扇、電気温水器、除湿器、加湿器、空気清浄機
衣料衛生関連機器：電気アイロン、電気掃除機、電気洗濯機(洗濯乾燥機を含む)、洗濯物乾燥機、電気温水洗浄便座

その他の民生用電気機械：電気かみそり、電気ストーブ、電気カーペット、電気マッサージ器具、民生用電気機械器具(民生用エアコンディショナを除く)の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「3251-02、-021 民生用電気機器(除エアコン)」を「3321-02、-021 民生用電気機器(エアコンを除く。)」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3212-02、-021」を「3251-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3331-01	3331-011	電子応用装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 296「電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 医療用 X 線装置、産業用 X 線装置、医療用電子応用装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、数値制御装置、ガイガー計数器、レーザー装置、磁気応用探知装置、電子応用装置の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

① 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において本部門に含まれていた、産業用磁気録画再生装置を「3411-01、-011 ビデオ機器・デジタルカメラ」に統合。

② 平成 17 年表のコード「3221-01、-011」を「3331-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3332-01	3332-011	電気計測器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 297「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 電気計器(積算電力計、電流計、電圧計等)、電気測定器(電圧標準計、電流標準計、回路計等)、半導体・I C 測定器、工業計器、医療用計測器、電気計測器の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3231-01、-011」を「3332-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3332-01、-011」を「3231-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-01	3399-011	電球類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2941「電球製造業」の生産活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 一般照明用電球、自動車用電球、ハロゲン電球、蛍光灯、H I D ランプ、豆電球、クリスマスツリー用電球、赤外線電球、写真用せん光電球、パイロット電球、水銀灯、紫外線灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3241-01、-011」を「3399-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 電球類の部品は、「3399-09、-099 その他の電気機械器具」に含める。

② 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3421-03、-031」を「3241-01、-011」に変更。

ていたシリコンウエハ（表面研磨したもの）を、「3299-09、-099 その他の電子部品」に統合。

② 平成 17 年表のコード「3241-09、-099」を「3399-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3421-09、-099」を「3241-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-02	3399-021	電気照明器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2942「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 白熱電灯器具、蛍光灯器具、水銀灯器具、発電ランプ、携帯電灯、殺菌灯器具、懐中電灯、ナトリウム灯器具、電気照明器具の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3241-02、-021」を「3399-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3421-01、-011」を「3241-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-03	3399-031	電池

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 295「電池製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) マンガン乾電池、アルカリマンガン乾電池、酸化銀電池、リチウムイオン電池、鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、リチウムイオン蓄電池、電池の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3241-03、-031」を「3399-03、-031」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3421-02、-021」を「3241-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-09	3399-099	その他の電気機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2999「その他の電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 導入線、電球口金、電球・電子用タングステン、モリブデン製品、永久磁石、電気接点、太陽電池、リードフレーム等

(平成 17 年表からの変更点)

① 平成 17 年表において本部門に含まれ

34 情報・通信機器

列コード	行コード	部門名称
3411-01	3411-011	ビデオ機器・デジタルカメラ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3021「ビデオ機器製造業」及び 3022「デジタルカメラ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) DVD-ビデオ、ビデオカメラ、デジタルカメラ、ビデオ機器の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「3221-01、-011 電子応用装置」に含まれていた産業用磁気録画再生装置を本部門に統合。
- ② 平成 17 年表の「3311-01、-011 ビデオ機器」を「3411-01、-011 ビデオ機器・デジタルカメラ」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3211-03、-031」を「3311-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-02	3411-021	電気音響機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3023「電気音響機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ステレオセット、カーステレオ、テープレコーダ、デジタルオーディオディスクプレーヤ、ハイファイ用アンプ、ハイファイ用・自動車用スピーカシステム、補聴器、スピーカ、マイクロホン、イヤホン、電気音響機器の部分品・取付具

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3311-02、-021」を「3411-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3211-01、-011」を「3311-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-03	3411-031	ラジオ・テレビ受信機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3014「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ラジオ受信機、テレビ受信機(ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、プロジェクションテレビ(受信機一体型))

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3311-03、-031」を「3411-03、-031」に変更。

(注 意 点) ① ラジオ・テレビ受信機の部分品・付属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3211-02、-021」を「3311-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3412-01	3412-011	有線電気通信機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3011「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電話機、電話応用装置、ファクシミリ、交換機、搬送装置(デジタル伝送装置、変復調装置(モデム))

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3321-01、-011」を「3412-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 有線電気通信機器の部分品・付属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 携帯電話及び簡易型携帯電話(PHS)は、「3412-02、-021 携帯電話機」に含める。ただし、電話機、ファクシミリの子機が外部では簡易型携帯電話(PHS)として利用できるものは本部門に含める。また、本来 PHS であって、家庭内では電話機の子機として利用できるものは「3412-02、-021 携帯電話機」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3412-02	3412-021	携帯電話機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3012「携帯電話・PHS 電話機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話機、簡易型携帯電話(PHS)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3321-02、-021」を「3412-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表で本部門に含まれていた自動車電話を「3321-03、-031 無線電機通信機器(除携帯電話機)」に統合。

に変更。

列コード	行コード	部門名称
3412-03	3412-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3013「無線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) ラジオ・テレビジョン放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置(携帯電話機及び簡易型携帯電話(PHS)を除く)、携帯用無線通信装置、無線応用装置(カーナビゲーションシステムを含む)、その他の無線通信装置
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表の「3321-03、-031 無線電気通信機器(除携帯電話機)」を「3412-03、-031 無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)」にコード及び名称変更。
 (注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表で「3321-02、-021 携帯電話機」に含まれていた自動車電話を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3412-09	3412-099	その他の電気通信機器

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3015「交通信号保安装置製造業」及び 3019「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 交通信号保安装置(電気信号機、機械信号機、電気転てつ器、機械転てつ機等)、火災報知設備、防犯警報装置、発光信号装置、通報信号装置、交通信号保安装置の部分品・取付具・付属品
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「3321-09、-099」を「3412-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3032「パーソナルコンピュータ製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) デスクトップ型パーソナルコンピュータ、ノートブック型パーソナルコンピュータ、サーバ用パーソナルコンピュータ
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「3331-01、-011」を「3421-01、-011」に変更。
 (注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3311-01、-011」を「3331-01、-011」

列コード	行コード	部門名称
3421-02	3421-021	電子計算機本体(パソコンを除く。)

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3031「電子計算機製造業(パーソナルコンピュータ製造業を除く。)」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 汎用コンピュータ、ミッドレンジコンピュータ(ミニコンピュータ、オフィスコンピュータ、ワークステーション、サーバ(サーバ用パーソナルコンピュータを除く。))、電子計算機本体の部分品・取付具・付属品
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表の「3331-02、-021 電子計算機本体(除パソコン)」を「3421-02、-021 電子計算機本体(パソコンを除く。)」にコード及び名称変更。
 (注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3311-02、-021」を「3331-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-03	3421-031	電子計算機附属装置

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3033「外部記憶装置製造業」、3034「印刷装置製造業」、3035「表示装置製造業」、3039「その他の附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 外部記憶装置：磁気ディスク装置、光ディスク装置、フレキシブルディスク装置
 印刷装置：シリアルプリンタ、ラインプリンタ
 作図装置(プロッター)
 表示装置：ディスプレイ(電子計算機用)
 その他の附属装置：金融用端末装置、その他の端末装置
 電子計算機附属装置の部分品・取付具・付属品
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表の「3331-03、-031 電子計算機付属装置」を「3421-03、-031 電子計算機附属装置」にコード及び名称変更。
 (注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3311-03、-031」を「3331-03、-031」に変更。

35 輸送機械

列コード	行コード	部門名称
3511-01	3511-011	乗用車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3111「自動車製造業(二輪自動車を含む)」のうち乗用車の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 軽乗用車、小型乗用車、普通乗用車

(注 意 点) シャシーのみのもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3111「自動車製造業(二輪自動車を含む)」のうち乗用車、二輪自動車を除く生産活動及び3112「自動車車体・附随車製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小型バス、大型バス、軽トラック、小型トラック(ガソリン車、ディーゼル車)、普通トラック(ガソリン車、ディーゼル車)、けん引車、特別用途車、トレーラ、小型トラックボデー、普通トラックボデー、特別用途車ボデー

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3521-01、-011 トラック・バス・その他の自動車」と「3541-01、-011 自動車車体」のうちトラックの運転台及び荷台を統合し「3521-01、-011 トラック・バス・その他の自動車」とする。

列コード	行コード	部門名称
3522-01	3522-011	二輪自動車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3111「自動車製造業(二輪自動車を含む)」のうち二輪自動車の生産活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3531-01、-011」を「3522-01、-011」に変更。

(注 意 点) 原動機付自転車、モータスクータ、側車付のもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3531-01	3531-011	自動車用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部分品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用ガソリン機関、自動車用ディーゼル機関、二輪自動車・モータスクータ用内燃機関、自動車用内燃機関の部分品・取付具・付属品(ラジエータ、オイルストレーナ、オイルフィルタ、ピストン、吸気弁、排気弁、シリンダーライナ、キャブレタ、空気清浄器、燃料噴射装置等)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3541-02、-021 自動車用内燃機関・同部分品」を「3531-01、-011 自動車用内燃機関」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3531-02	3531-021	自動車部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部分品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 駆動・伝導・操縦装置部品、懸架・制動装置部品、シャシー部品・車体部品、カーエアコン、カーヒータ、座席、KDセット(乗用車、バス、トラック、二輪自動車)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3541-03、-031」を「3531-02、-021」に変更。

(注 意 点) KDセットは、未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分(FOB価格)の60%未満のものは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-01	3541-011	鋼船

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3131「船舶製造・修理業」のうち鋼船の製造に係る活動及び3132「船体ブロック製造業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 貨物船、貨客船、客船、自動車航送船、油送船、漁船等の鋼船

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3611-01、-011」を「3541-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 船体ブロック製造業については、全額

自部門取引となるので、原則として生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。

② 鋼船の改造は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-02	3541-021	その他の船舶

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3131「船舶製造・修理業」のうち木船の製造に係る活動及び 3133「舟艇製造・修理業」のうち舟艇製造に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 木造船隻、木製舟艇、プラスチック製舟艇、金属製（鋼船を除く。）舟艇（20 総トン数未満）

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3611-02、-021」を「3541-02、-021」に変更。

(注 意 点) ① 強化プラスチック、アルミ等を主材料とした舟艇（20 総トン数未満）は本部門に含める。

② 鋼船以外の船舶の改造は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-03	3541-031	船用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3134「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 船用ディーゼル機関、船用焼玉機関、船用電気点火機関、船用蒸気機関、船用ガスタービン、船用蒸気タービン、船用機関の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3611-03、-031」を「3541-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3541-10	3541-101	船舶修理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3131「船舶製造・修理業」及び 3133「舟艇製造・修理業」のうち修理に係る活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3610-10、-101」を「3541-10、-101」に変更。

(注 意 点) ① 船舶使用者の行う自家修理・整備は本部門に含める。

② 改造は本部門に含めず、「3541-01、-011 鋼船」又は「3541-02、-021 その他の船舶」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3591-01	3591-011	鉄道車両

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 312「鉄道車両・同部分品製造業」のうち製造及び改造に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄道・軌道用の機関車、旅客車、貨物車特殊車、同部品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3621-01、-011」を「3591-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 鉄道業の行う製造及び改造は本部門に含める。

② 信号保安装置は本部門に含めず、「3412-09、-099 その他の電気通信機器」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3591-10	3591-101	鉄道車両修理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3121「鉄道車両製造業」のうち鉄道車両の修理に係る活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3621-10、-101」を「3591-10、-101」に変更。

(注 意 点) ① 鉄道車両の改造は本部門に含めず、「3591-01、-011 鉄道車両」に含める。

② 鉄道業の行う修理は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3592-01	3592-011	航空機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 314「航空機・同附属品製造業」のうち修理業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ピストン機、ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプタ、グライダー、機体部品・付属装置、発動機（ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機等）、その他の航空機部分品・補助装置（プロペラ、回転翼、補機、航空計器、操縦訓練用設備、保命装置等）

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3622-01、-011」を「3592-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3592-10	3592-101	航空機修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 314「航空機・同附属品製造業」のうち修理の活動及び小分類 901「機械修理業（電気機械器具を除く）」のうち空港等で行われる航空機整備を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3622-10、-101」を「3592-10、-101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3599-01	3599-011	自転車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3191「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 完成自転車(軽快車、子供車、幼児車、ミニサイクル、マウンテンバイク、電動アシスト車、特殊車)、車いす(手動式)、自転車用フレーム、自転車の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3629-01、-011」を「3599-01、-011」に変更。

(注 意 点) 車いす(電動式)は列部門「3599-09 その他の輸送機械」及び行部門「3599-099 他に分類されない輸送機械」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3599-09		その他の輸送機械
	3599-091	産業用運搬車両
	3599-099	他に分類されない輸送機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 315「産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」及び細分類 3199「他に分類されない輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 産業用運搬車両：構内運搬車(蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、動力付運搬車)、フォークリフトトラック、ショベルトラック(建設用を除く)、産業用トレーラ、産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキャリア、パレットトラック、産業用運搬車両の部分品・取付具・付属品

他に分類されない輸送機械：飛しょう体(ロケット、人工衛星、宇宙船)、飛しょう体の部分品・付属品、他に分類されない輸送用機械器具(荷車、手押車、ショッピングカー、ゴルフカー、ゴルフカート等、車いす(電動式))、他に分類されない輸送用機械器具の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3629-09、-091、-099」を「3599-09、-091、-099」に変更。また、「3629-099 その他の輸送機械(除別

掲)」を「他に分類されない輸送機械」に名称変更。

(注 意 点) ① 車いす(手動式)は「3599-01、-011 自転車」に含める。

② 平成 17 年表において、平成 12 年表の列部門「3629-09 その他の輸送機械」及び行部門「3629-091 産業用運搬車両」に含まれていた建設用ショベルトラックを「3021-01、-011 建設・鉱山機械」に統合。

39 その他の製造工業製品

列コード	行コード	部門名称
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 151「印刷業」、152「製版業」、153「製本業、印刷物加工業」、159「印刷関連サービス業」及び独立行政法人国立印刷局の印刷・製版・製本活動の生産活動を範囲とする。なお、生産額には独立行政法人国立印刷局の広告料収入を含める。

(品目例示) 凸版印刷物(活版)、平版印刷物(オフセット)、凹版印刷物(グラビア)、特殊印刷物、製版、官報印刷、紙幣印刷

(注 意 点) ① 一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、生産額には含めない。
② 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「1911-02、-021」を「1911-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2311-01	2311-011	革製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 203「革製履物用材料・同附属品製造業」及び 204「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紳士用革靴(23cm 以上)、婦人用・子供用革靴、運動用革靴(登山靴、スケート靴、ゴルフ靴等)、作業用革靴(保安靴、帯電靴等)、革製草履・スリッパ・サンダル、革製の履物用材料・同附属品(甲、靴底、かかと)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2411-01、-011」を「2311-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2312-01	2312-011	製革・毛皮

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 201「なめし革製造業」及び 208「毛皮製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 成牛甲革、中小牛甲革、牛底革、牛ぬめ革、その他の牛革、馬革、豚革、山羊・めん羊革、その他のなめし革(わに革、とかげ革、へび革等)、毛皮(調整済で完成品でないもの)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2412-01、-011」

を「2312-01、-011」に変更。

(注 意 点) 毛皮製衣服、なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品(コート、えり巻、毛皮装飾品等)は、「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2312-02	2312-021	かばん・袋物・その他の革製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 202「工業用革製品製造業(手袋を除く)」、205「革製手袋製造業」、206「かばん製造業」、207「袋物製造業」及び 209「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 工業用革製品(工業用革ベルト、革製パッキン、ガスカート)、革製手袋(合成皮革製を含む)(衣服用、作業用、スポーツ用)、かばん(材料のいかんを問わない)(なめし革製旅行かばん、なめし革製書類入れかばん・学生かばん・ランドセル、プラスチック製かばん、合成皮革製ケース等)、袋物(札入れ、財布、ショッピングバッグ等)、その他の革製品(服装用革ベルト、馬具、むち、腕時計用革バンド等)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2412-02、-021」を「2312-02、-021」に変更。

(注 意 点) 革製の運動用具(グローブ等)は、「3911-02、-021 運動用品」に、なめし革衣服は、「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
3911-01	3911-011	がん具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3251「娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)」及び 3252「人形製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) トランプ、花札、囲碁、将棋、麻雀ばい、家庭用テレビゲーム、電子応用がん具、金属製がん具、モデルキット、空気入りビニルがん具、縫いぐるみ、木製がん具、プラスチック製がん具、日本人形、節句人形、ひな人形、西洋人形、児童乗物(歩行補助機、乳母車、三輪車)、がん具の部分品・付属品

(注 意 点) ① ゲームソフト記録物(CD、DVD、カセット等)は「3919-06、-61 情報記録物」に含める。

② 平成 17 年表において、平成 12 年表の「3911-01、-011 玩具」を「がん具」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3911-02	3911-021	運動用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3253「運動用具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 野球用具、ソフトボール用具、バスケットボール用具、バレーボール用具、ラグビー用具、サッカー用具、テニス用具、卓球用具、バドミントン用具、ゴルフ用具、ホッケー用具、スキー用具、水上スキー用具、スケート用具、トラック・フィールド用具、体操用具、釣道具・同付属品、ぶらんこ、すべり台、空気銃、猟銃、剣道用具、ハンググライダー、運動用品の部分品・付属品

(注 意 点) 帽子、ユニフォーム、靴、ベルト等は、本部門ではなく、それぞれの部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3919-01	3919-011	身近細貨品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 321「貴金属・宝石製品製造業」及び 322「装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)」の生産活動を範囲とする。なお、独立行政法人造幣局の勲章も本部門の生産活動の範囲とする。

(品目例示) 首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスボタン、コンパクト、バッチ、バックル、メダル、くし、宝石箱、小物箱、天然・養殖・人造真珠身近細貨品(首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、カフスボタン、タイピン等)、すず・アンチモン製品、ボタン、縫針、ミシン針、スライドファスナー、スナップホック、かつら、かもじ、勲章、身近細貨品の部分品・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3919-04、-041」を「3919-01、-011」に変更。

(注 意 点) うちわ、扇子、提灯、洋傘、和傘及び喫煙用品は「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に含める。また、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーなどは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3919-02	3919-021	時計

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 323「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウォッチ(ムーブメントを含む)(ぜんまい

時計、電池時計)、クロック(ムーブメントを含む)(機械時計、置時計、目覚時計、掛時計、計器板時計)、その他の時計(ストップウォッチ、タイマー時計、メトロノーム等)、時計の部分品(文字板、ぜんまい、歯車、ねじ)、時計側

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3712-01、-011」を「3919-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-03	3919-031	楽器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 324「楽器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ピアノ、電子ピアノ、ギター、電気ギター、電子楽器(エレクトーン、キーボードシンセサイザー、電子キーボード)、オルガン、電子オルガン、アコーディオン、打楽器、管楽器、弦楽器、三味線、琴、尺八、ハーモニカ、オルゴールのムーブメント、シンセサイザー、楽器の部分品・取付具・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3919-01、-011」を「3919-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-04	3919-041	筆記具・文具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 326「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 万年筆、シャープペンシル、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、シャープペンシルの芯、水彩絵具、クレヨン、パステル、スケッチボックス、毛筆、画筆、油絵具、カンバス、画板、画布、ポスターカラー、印章、印肉、スタンプ、スタンプ台、定規、コンパス、製図板、そろばん、事務用・工業用のり、ステープラ、筆箱、穴あけ器、鉛筆削器、筆記具・文具の部分品・付属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3919-03、-031」を「3919-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-05	3919-051	畳・わら加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3281「麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業」及び 3282「畳製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むしろ、かます、わら、なわ、麦わら帽子、さなだ帽子

列コード	行コード	部門名称
3919-06	3919-061	情報記録物

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3296「情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) オーディオディスクレコード、オーディオテープレコード、ビデオディスクレコード、ビデオテープレコード、ゲームソフト記録物(CD、DVD、カセット)、コンピュータソフト記録物(CD、DVD等)、プリペイドカード

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3919-02、-021」を「3919-06、-061」に変更。

(注 意 点) ビデオソフト、プリペイドカード、テレビゲーム記録物(CD、DVD、カセット等)は本部門に含まれ、生の記録媒体物(磁気テープ、磁気ディスク等)は「3299-01、-011 磁気テープ・磁気ディスク」に含める。なお、ゲームソフト記録物、映像ソフト及び音楽ソフトについては、全額それぞれ「5931-011 ソフトウェア業」及び「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」の生産活動とし、これらの情報記録物の生産に伴う加工賃のみを本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 327「漆器製造業」、細分類 3283「うちわ・扇子・ちょうちん製造業」、3284「ほうき・ブラシ製造業」、3285「喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)」、3289「その他の生活雑貨製品製造業」、3291「煙火製造業」、3292「看板・標識機製造業」、3293「パレット製造業」、3294「モデル・模型製造業」、3295「工業用模型製造業」、3297「眼鏡製造業(枠を含む)」及び 3299「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 漆器製家具、漆器製台所・食卓用品、その他の漆器製品、うちわ、扇子、ちょうちん、歯ブラシ、化粧用ブラシ、その他のブラシ、ほうき、はたき、モップ、その他の清掃用品、洋傘、和傘、マッチ、たばこ用ライター、煙火(がん具を含む)、看板、標識、展示装置、マネキン人形、人台、その

他のモデル、模型(地球儀、食品模型)、工業用模型(木型を含む)、魔法瓶、パレット、繊維壁材、線香類、人体安全保護具、救命用具、ユニット住宅、ルームユニット、ランプかさ、葬儀用品、眼鏡、眼鏡わく、眼鏡レンズ(コンタクトレンズを含む)

(平成17年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成17年表において、「3711-09、-099 その他の光学機械」に含まれていた眼鏡(枠を含む)を本部門に統合。

(注 意 点) プリペイドカードは「3919-06、-061 情報記録物」に、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーは「3919-01、-011 身辺細貨品」に、麦わら帽子・さなだ帽子は「3919-05、-051 畳・わら加工品」にそれぞれ含める。また、うちわ、扇子、ちょうちん、洋傘、和傘及びたばこ用ライター等喫煙用具は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 社会経済活動のなかで、不用となった屑等を再利用するための回収及び加工処理する活動を範囲とする。また、屑の他、副産物についても本部門を仲介部門とする。このうち、鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん及び古紙は加工処理活動についても取扱うものとする。

(品目例示) 鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん、古紙、落綿、毛屑、粗獣毛、石膏、高炉ガス灰、フライアッシュ、鋳滓、硫黄、副産蛹、果汁搾りかす、屑肉、野菜屑、醤油搾りかす、コーヒーかす、硫安、硅酸石灰、LPG、炭田ガス、高炉ガス、転炉ガス等

(注 意 点) 平成12年表においては、発生した屑・副産物は、本部門に投入し本部門の生産額に含めていたが、平成17年表以降は、本部門を迂回せず直接投入部門に産出され、本部門には経費のみ計上される。「5111-01、-011 卸売」の活動のうち、再生資源卸売業の活動は回収活動であるため、本部門に含める。

なお、屑・副産物の扱いで「一括方式」及び「トランスファー方式」を適用しているものについては、本部門の対象外である。

41 建設

列コード	行コード	部門名称
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 主要構造部(建築基準法第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ。)が木造の建築物(建築基準法第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ。)のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物(うち居住の用に供せられる部分)の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 専用住宅(木造)、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分(木造)

(注 意 点) ① 住宅建築(木造)における設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理業者に委託する場合は、一括「6699-02、-021 土木建築サービス」からの投入とする。

この扱いは、統合大分類「41 建設」中の「4111-01、-011 住宅建築(木造)」以外の各部門についても同様とする。

② 「新築」: 既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。

「増築」: 既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。

「改築」: 建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらが災害等によって滅失した後、これらと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる工事をいう。

③ 建築物(住宅及び非住宅)に関する経常的補修工事は、「4121-01、-011 建設補修」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物(うち居住の用に供せられる部分)の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 専用住宅(非木造)、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分(非木造)

(注 意 点) 非木造の建築物の構造分類は、次のとおりである。

「鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)」: 主要構造部(建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。)が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のもの。

「鉄筋コンクリート造(RC造)」: 主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打ち込んで一体化した構造のもの。

「鉄骨造(S造)」: 主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたもの(鉄骨をリプラスしてあるもの、軽量鉄骨造も含む。)

「コンクリートブロック造(CB造)」: 鉄骨で補強されたコンクリートブロック造のもの(外壁ブロック造も含む。)

「その他」: 無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

列コード	行コード	部門名称
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 木造の建築物のうち、「4111-01、-011 住宅建築(木造)」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 工場・倉庫、事務所

列コード	行コード	部門名称
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 非木造の建築物のうち、「4111-02、-021 住宅建築(非木造)」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 工場・倉庫、事務所、学校、病院・店舗

(注 意 点) 「非木造」の建築物の構造分類は、「4111-02、-021 住宅建築(非木造)」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
4121-01	4121-011	建設補修

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) ① 建築物(住宅及び非住宅)及び土木建設物(鉄道軌道、電力、電気通信、上・工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴルフ場等の施設)に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。

② ただし、1) 本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、2) 公共事業に関する維持・補修工事、災害復旧工事、及び3) 鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

(注 意 点) 住宅に係る建設補修の生産額については、家計負担分は建設補修→住宅賃貸料又は住

宅賃貸料（帰属家賃）→家計消費支出という経路で産出され、介護保険給付分は、建設補修→住宅賃貸料（帰属家賃）→中央政府個別的消費支出という経路で産出される。

列コード	行コード	部門名称
4131-01	4131-011	道路関係公共事業

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 国及び地方公共団体の行う道路、街路事業
- ② 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方公共団体等の行う有料道路事業など

（品目例示） 道路、街路、有料道路、区画整理

（注 意 点） ① 道路、街路等の小規模な維持・補修工事については経常的支出として「4121-01、-011 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から、従来通り公共工事（資本形成）の扱いとする（68 S N Aにおいては、公共事業の維持・補修は資本形成として扱われており、93 S N Aにおいても同様の取扱いとなっている。）。

② なお、「4131-01、-011 道路関係公共事業」、「4131-02、-021 河川・下水道・その他の公共事業」及び「4131-03、-031 農林関係公共事業」については、アクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースに近い。例えば、道路建設というアクティビティは、すべてこの部門に含まれるのではなく、国、地方公共団体等、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社の行う事業に限られ、それ以外は「4191-09、-099 その他の土木建設」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 河川：国及び地方公共団体の行う河川、砂防、海岸事業並びに独立行政法人水資源機構の行う事業
- ② 都市計画：国及び地方公共団体の行う下水道、公園及び廃棄物処理施設

③ 港湾・漁港：国及び地方公共団体の行う港湾及び漁港事業

④ 空港：国及び地方公共団体、成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社及び中部国際空港株式会社の行う空港事業

⑤ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から④まで並びに「4131-01、-011 道路関係公共事業」の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉦害復旧及び都市災害復旧事業

⑥ 沿岸漁場整備等：国及び地方公共団体の行う沿岸漁場整備事業等

（品目例示） 河川改修、河川総合開発、砂防、海岸、下水道、廃棄物処理施設、公園、港湾、漁港、空港、災害復旧

（注 意 点） 小規模な維持・補修工事については経常的支出として「4121-01、-011 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から従来通り公共工事（資本形成）の扱いとする（68 S N Aにおいては公共事業の維持・補修は資本形成として扱われており、93 S N Aにおいても同様の取扱いとなっている。）。

列コード	行コード	部門名称
4131-03	4131-031	農林関係公共事業

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 農業土木：国、地方公共団体及び土地改良区その他の団体の行う農業基盤整備事業並びに独立行政法人森林総合研究所の行う事業
- ② 林道：国及び地方公共団体の行う林道事業
- ③ 治山：国及び地方公共団体の行う治山事業
- ④ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業

（品目例示） 土地改良、林道、治山、災害復旧

列コード	行コード	部門名称
4191-01	4191-011	鉄道軌道建設

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、公営鉄道、J R、東京地下鉄株式会社及び私鉄の行う鉄道軌道に関する構築物の新設工事を範囲とする。

なお、本部門には、線路、電力・信号設備等の取替補修工事も含める。

（品目例示） 鉄道軌道に関する構築物

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「4132-01、-011」を「4191-01、-011」に変更。

(注 意 点) 「4191-01、-011 鉄道軌道建設」、「4191-02、-021 電力施設建設」、「4191-03、-031 電気通信施設建設」及び「4191-09、-099 その他の土木建設」についても「公共事業」部門と同様、厳密に言えばアクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースの考え方に近い。すなわち、「建築」部門においては生産物（建築物）の観点から定義がなされているのに対して、「土木」部門では投資主体の観点から定義がなされている。

定義された投資主体以外の事業所が行った土木工事は、「4191-09、-099 その他の土木建設」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4191-02	4191-021	電力施設建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 地方公営企業、電力株式会社及び電源開発株式会社の行う電気事業並びにその他電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。また、自家発電については、設置許可（500kw 以上）を受けているものだけが本部門に含まれる。

(品 目 例 示) 発・送・配電施設に関する構築物

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「4132-02、-021」を「4191-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4191-03	4191-031	電気通信施設建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 電気通信事業者、放送事業者の行う電気通信線路施設等に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。

(品 目 例 示) 電気通信線路施設に関する構築物

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「4132-03、-031」を「4191-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4191-09	4191-099	その他の土木建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 他の部門に分類されない、次に掲げる民間土木建設工事及び政府の行う公共事業

以外の土木建設工事を範囲とする。

① 上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道、簡易水道及び工業用水道に関する構築物の建設工事

② 土地造成：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び民間の行う土地造成工事

③ その他土木：地方公営企業及び民間の行うガス工事、地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的工事、政府の行う駐車場整備工事並びにその他上記以外の民間土木建設

(品 目 例 示) 上・工業用水道等に関する構築物、埋立・土地造成等の工事、ガスタンク・駐車場・ゴルフ場・球技場・遊園地・パイプライン等の建設工事及び民間の行う団地内区画道路・さん橋・堤防等の道路、河川等建設工事など

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「4132-09、-099」を「4191-09、-099」に変更。

46 電気・ガス・熱供給

列コード	行コード	部門名称
4611-01 4611-02 4611-03	4611-001	事業用電力 事業用原子力発電 事業用火力発電 水力・その他の事業用発電

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 331「電気業」のうち自家用発電を除く活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「5111-01～-03、-011」を「4611-01～-03、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4611-04	4611-041	自家発電

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 331「電気業」のうち自家用発電を範囲とする。ただし、鉱工業部門などにおいて最大出力 500kW 以上の発電設備を有し、常時発電をしており、電力を販売することを主たる目的としない活動を対象とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「5114-04、-041」を「4611-04、-041」に変更。

(注 意 点) 本部門は、「自家発電」という名称にかかわらず、自家部門としてではなく、独立したアクティビティとして部門が設定されている。

列コード	行コード	部門名称
4621-01	4621-011	都市ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 341「ガス業」の活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「5121-01、-011」を「4621-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4622-01	4622-011	熱供給業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 351「熱供給業」の活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「5122-01、-011」を「4622-01、-011」に変更。

47 水道

列コード	行コード	部門名称
4711-01	4711-011	上水道・簡易水道

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 361「上水道業」のうち船舶給水業を除く活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「5211-01、-011」を「4711-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(水道法に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業)が該当する。

② 船舶給水業については「5789-02、-021 水運施設管理★★」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4711-02	4711-021	工業用水

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 362「工業用水道業」のうち「工業用水道事業法」に基づき工業用水の供給を行う活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「5211-02、-021」を「4711-02、-021」に変更。

(注 意 点) 「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は「47111-01、-011 上水道・簡易水道」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4711-03	4711-031	下水道★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 363「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「5211-03、-031」を「4711-03、-031」に変更。

(注 意 点) 本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びその他の付属装置(浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することで

あり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「4811-01、-011 廃棄物処理（公営）★★」に含める。

48 廃棄物処理

列コード	行コード	部門名称
4811-01	4811-011	廃棄物処理（公営）★★

（担当府省庁） 環境省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類 881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び 889「その他の廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

（品目例示） し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「5212-01、-011」を「4811-01、-011」に変更。

（注 意 点） 産業分類や法令上での扱い等を勘案すると、「一般廃棄物処理（し尿処理を含む。）」及び「産業廃棄物処理」に再編した方が望ましいと考えられるが、一般廃棄物及び産業廃棄物のそれぞれに産業と公営が混在しており、推計上、厳密に区分できないことから、現状の部門を維持している。

列コード	行コード	部門名称
4811-02	4811-021	廃棄物処理（産業）

（担当府省庁） 環境省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類 881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び 889「その他の廃棄物処理業」のうち、民営事業所による活動の範囲とする。

なお、地方公共団体の委託事業を含み、自家処理分は除く。

（品目例示） し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「5212-02、-021」を「4811-02、-021」に変更。

（注 意 点） 「4811-01、-011 廃棄物処理（公営）★★」に同じ。

51 商業

列コード	行コード	部門名称
5111-01	5111-011	卸売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 501、511～513、521～522、531～535、541～549、551～559、の「卸売業」の活動を範囲とし、その生産額は、卸売マージン額である。なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分、中央卸売市場、地方卸売市場、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う資源備蓄事業の活動を範囲に含む。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「6111-01、-011」を「5111-01、-011」に変更。

(注 意 点) 日本標準産業分類の小分類 536「再生資源卸売業」の活動は「3921-01、-011 再生資源回収・加工処理」部門に含める。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の資源備蓄事業を除く活動は、「6699-09、-099 その他の対事業所サービス」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5112-01	5112-011	小売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 561～569、571～579、581～589、591～593、601～609、611～619「小売業」及び 642「質屋」の活動を範囲とし、その生産額は、小売マージン額である。なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに構内売店、生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売業のうちの製造活動部分は本部門の活動に含めずにそれぞれの製造業部門に含める。

(品 目 例 示) 製造小売の例：男子服小売、菓子小売、パン小売、豆腐・かまぼこ等加工食品小売、料理品小売、家具小売、建具小売、畳小売、宗教用具小売

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、料理品小売業に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスを「6721-01、-011 飲食サービス」に統合。
- ② 日本標準産業分類の小分類 642「質屋」の活動を本部門に含める。

- ③ 平成 17 年表のコード「6112-01、-011」を「5112-01、-011」に変更。

(注 意 点) 調剤薬局の活動のうち、医師又は歯科医師の処方箋に基づく薬局の調剤を除く。

53 金融・保険

列コード	行コード	部門名称
5311-01		金融
	5311-011	公的金融 (F I S I M)
	5311-012	民間金融 (F I S I M)
	5311-013	公的金融 (手数料)
	5311-014	民間金融 (手数料)

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 621「中央銀行」、622「銀行（中央銀行を除く）」、631「中小企業等金融業」、632「農林水産金融業」、641「貸金業」、643「クレジットカード業、割賦金融業」、649「その他の非預金信用機関」、651「金融商品取引業」、652「商品先物取引業、商品投資業」、661「補助的金融業、金融附帯業」、662「信託業」及び663「金融代理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 都市銀行、地方銀行（第二地銀を含む）、信託銀行、インターネット専業銀行、在日外国銀行支店、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合（信用事業）、漁業協同組合（信用事業）、信用金庫、信金中央金庫、信用協同組合、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、短資会社、証券金融会社、証券会社、投資運用会社、証券投資顧問会社、証券取引所、郵便局株式会社（銀行代理業務）及び〔別表5〕平成23年（2011年）産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等において「公的活動」の「金融」に格付けされるもの

(17年表からの変更点)

- ① 93SNAに沿って、F I S I Mを導入することに伴い、平成17年の行部門「6211-011 公的金融（帰属利子）」を「5311-011 公的金融 (F I S I M)」に、「6211-012 民間金融（帰属利子）」を「5311-012 民間金融 (F I S I M)」にコード及び名称変更。
- ② 平成17年表のコード「6211-01、-013～-014」を「5311-01、-013～-014」に変更。

(注 意 点) ① 公的金融機関とは、〔別表5〕平成23年（2011年）産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等において、「公的活動」の「金融」に格付けされるもの及び郵便局株式会社（銀行代理業務）である。それ以外の金融機関はすべて民間金融機関である。

② 生命保険業、損害保険業が行う資金運

用活動は本部門に含めず、「5312-01、011 生命保険」及び「5312-02、-021 損害保険」に含める。

- ③ 行部門を「公的」と「民間」に分割しているのは、SNAの取得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させると共に、産出構造の差異を明瞭にするためである。

列コード	行コード	部門名称
5312-01	5312-011	生命保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 671「生命保険業」及び細分類 6741「生命保険媒介業」、並びに小分類 673「共済事業・少額短期保険業」及び細分類 6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、生命保険事業の活動を範囲とする。

(品目例示) 生命保険、保険年金、生命保険再保険、生命保険代理店、農協共済（生命保険共済等）の再共済

(17年表からの変更点)

平成17年表のコード「6212-01、-011」を「5312-01、-011」に変更。

- (注 意 点) ① 本部門には、住宅金融公庫の団体信用生命保険、外国保険会社のうち保険業法に定める免許を受けた者が本邦で営む生命保険事業を含める。
- ② 生命保険会社は純保険的サービスの生産と同時に、結合生産物として金融の帰属サービスをも生み出すと考えられるので、昭和60年表において行部門に帰属利子の行を設けることを検討したが、68SNAの解釈上設けないことになった（93SNAの解釈も68SNAの解釈から変更されていない）。

列コード	行コード	部門名称
5312-02	5312-021	損害保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 672「損害保険業」、細分類 6742「損害保険代理業」、6743「共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業」、6751「保険料率算出団体」、6752「損害査定業」、並びに小分類 673「共済事業・少額短期保険業」及び細分類 6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、損害保険事業の活動を範囲とする。

(品目例示) 火災保険、地震保険、海上保険、自動車保険（自賠責、任意）、盗難保険、運送保険、損害保険再保険、貿易保険、損害保険代理店、農協共済（火災保険、自動車共済等）の再保険・再々共済

(17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「6212-02、-021」を「5312-02、-021」に変更。

(注 意 点) 本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、住宅金融支援機構（住宅融資保険）、日本政策金融公庫（信用保険事業）、独立行政法人農林漁業信用基金が行う保険事業、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付を含めるほか、外国保険会社のうち保険業法に定める免許を受けた者が本邦で営む損害保険事業を含める。

55 不動産

列コード	行コード	部門名称
5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 681「建物売買業、土地売買業」、682「不動産代理業・仲介業」、693「駐車場業」のうちの所有者の委託を受けて行う自動車の保管を目的とする駐車場の管理運営及び 694「不動産管理業」の活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介手数料、不動産管理手数料

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「6411-01、-011」を「5511-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 建物売買業における建設活動は、本部門に含めず、「建設」部門に含める。

② 土地売買業の活動は、取引上の代理・仲介等の手数料のみを生産額に計上し、土地造成等に要する費用は「建設」部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5511-02	5511-021	不動産賃貸業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 691「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」のうち、細分類 6912「土地賃貸業」を除く活動及び小分類 693「駐車場業」のうちの自動車の保管を目的とする駐車場業の活動（所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を除く。）を範囲とする。

(品 目 例 示) 不動産賃貸料（貸店舗（店舗併用住宅の場合は貸店舗部分のみ）、貸ビル、貸倉庫等）

[平成 17 年表からの変更点]

平成 17 年表のコード「6411-02、-021」を「5511-02、-021」に変更。

(注 意 点) 店舗併用住宅の住宅部分の賃貸料は、「5521-01、-011 住宅賃貸料」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5521-01	5521-011	住宅賃貸料

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 692「貸家業、貸間業」の活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「6421-01、-011」を「5521-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5531-01	5531-011	住宅賃貸料(帰属家賃)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 持家に居住する者が、自らに対して住宅賃貸業を営んでいるとみなした活動であり、家賃の受払を伴わない持家等の使用によって生ずるサービスを範囲とする。

なお、企業が所有する給与住宅・寮等についても、市場価格と実際に支払われた家賃の差額分を本部門に含める。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「6422-01、-011」を「5531-01、-011」に変更。

57 運輸・郵便

列コード	行コード	部門名称
5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 421「鉄道業」のうち鉄道旅客輸送の活動及び細分類 4851「鉄道施設提供業」の活動を範囲とする。

なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。

(品目例示) J R、公・民営の鉄道・軌道（普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道、索道及び無軌条電車）の旅客輸送

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7111-01、-011」を「5711-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の生産額に含めない。

② 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。

列コード	行コード	部門名称
5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 421「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。

(品目例示) J R、民営鉄道の貨物輸送

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7112-01、-011」を「5712-01、-011」に変更。

(注 意 点) 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5721-01	5721-011	バス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 431「一般乗合旅客自動車運送業」、433「一般貸切旅客自動車運送業」及び細分類 4391「特定旅客自動車運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業の旅客輸送

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7112-01、-011」を「5721-01、-011」に変更。

(注 意 点) バス事業の車両等における広告料は、本部門の生産額に含めない。

列コード	行コード	部門名称
5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 432「一般乗用旅客自動車運送業」及び細分類 4399「他に分類されない道路旅客運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ハイヤー・タクシー業、軽車両による旅客輸送

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7112-02、-021」を「5721-02、-021」に変更。

(注 意 点) 自動車運転代行業は「6799-09、-099 その他の対個人サービス」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5722-01	5722-011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 441「一般貨物自動車運送業」、442「特定貨物自動車運送業」、443「貨物軽自動車運送業」及び 449「その他の道路貨物運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) トラック運送業(一般貨物(特別積合せ貨物含む。)、特定貨物、貨物軽自動車)、軽車両などによる貨物輸送

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「7122-01、-011 道路貨物輸送(除自家輸送)」を「5722-01、-011 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」部門に含める。

② 郵便法の改正により、平成 17 年表において「7311-01、-011 郵便・信書便」に含まれていた小包郵便物を本部門に統合。

③ 本部門の定義・範囲は前記とするが、用車料の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。

④ 平成 17 年表において、平成 12 年表の「7122-01、-011 道路貨物輸送」を「道路貨物輸送(除自家輸送)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5731-01P	5731-011P	自家輸送(旅客自動車)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使

用して人の輸送(マイカー輸送を除く。)を行う活動を範囲とする。

なお、貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7131-01P、-011P」を「5731-01P、-011P」に変更。

(注 意 点) ① 生産額は、自家用自動車輸送に要した財・サービスに係る経費の積み上げにより計算する。

ただし、自家輸送に係る人件費が「9111-000 賃金・俸給」等の部門、車検・登録・車庫証明費用が「9411-000 間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」の範囲に含まれる等、粗付加価値部門に格付けられる経費は、付加価値を計上しない仮設部門である自家輸送部門に含めず、各列部門が、直接それぞれの粗付加価値部門に計上する。

② 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財・サービスにマトリックスで示した「自家輸送マトリックス」が付帯表として、旅客及び貨物について作成される。

列コード	行コード	部門名称
5732-01P	5732-011P	自家輸送(貨物自動車)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して貨物の輸送(マイカーを除く。)を行う活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7132-01P、-011P」を「5732-01P、-011P」に変更。

(注 意 点) 「5731-01P、-011P 自家輸送(旅客自動車)」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
5741-01	5741-011	外洋輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 451「外航海運業」及び細分類 4541「船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7141-01、-011」を「5741-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類 4541「船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。ただし、外国の「海洋運送業」又は「船舶貸渡業」との間の用船は、国

際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入（用船料支払）分は、自部門交点に計上するものとする。

- ② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5742-01	5742-011 5742-012	沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 沿海・内水面貨物輸送

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類 452「沿海海運業」、453「内陸水運業」及び細分類 4542「内航船舶貸渡業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 沿海旅客海運業（旅客定員 12 人以下の船舶によるものも含む。）の旅客輸送、沿海貨物海運業の貨物輸送、港湾旅客海運業の旅客輸送、河川水運業及び湖沼水運業の旅客・貨物輸送

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「7142-01、-011～-012」を「5742-01、-011～-012」に変更。

（注 意 点）① 日本標準産業分類の細分類 4542「内航船舶貸渡業」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので、生産額には計上しない。

② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5743-01	5743-011	港湾運送

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類 481「港湾運送業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 一般港湾運送業、港湾荷役業、はしけ運送業、いかだ運送業

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「7143-01、-011」を「5743-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5751-01	5751-011 5751-012 5751-013 5751-014	航空輸送 国際航空輸送 国内航空旅客輸送 国内航空貨物輸送 航空機使用事業

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類 461「航空運送業」及び 462「航空機使用業（航空運送業を除く）」の活動を範囲とする。

（品目例示） 航空運送業による国際・国内の旅客・貨

物輸送、航空機使用事業（薬剤散布、航空写真撮影等）

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「7151-01、-011～-014」を「5751-01、-011～-014」に変更。

（注 意 点）① 日本標準産業分類の小分類 461「航空運送業」は本部門の範囲とするが、国際航空輸送における用機料の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。ただし、外国の「航空運送業」等との間の用機（旅客チャーター及び貨物チャーター）は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入（用機料支払）分は、自部門交点に計上するものとする。

② 利用運送業及び運送取次業の行う活動は、本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5761-01	5761-011	貨物利用運送

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類 444「集配利用運送業」及び小分類 482「貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）」の活動を範囲とする。

（品目例示） 利用運送業（第一種利用運送業）、集配利用運送業（第二種利用運送業）、運送取次業

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「7161-01、-011」を「5761-01、-011」に変更。

（注 意 点）① 本部門の生産額は、他部門との貨物運賃の重複計上を避けるため、運賃・料金収入から実運送機関への支払い運賃・料金を控除したものとする。

② 平成 17 年表において、平成 12 年表の「7161-01、-011 貨物運送取扱」を「貨物利用運送」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5771-01	5771-011	倉庫

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類 471「倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）」、472「冷蔵倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

（品目例示） 普通倉庫業（野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、危険品倉庫、トランクルームを含む。）、冷蔵倉庫業、水面木材倉庫業、農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「7171-01、-011」を「5771-01、-011」に変更。

(注 意 点) 自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが、協同組合倉庫については営業倉庫と同様の料金徴収が行われていることから、本部門の活動範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
5781-01	5781-011	こん包

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 484「こん包業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7181-01、-011」を「5781-01、-011」に変更。

(注 意 点) 自家こん包活動については、各部門におけるこん包(包装)資材の投入として扱い、本部門には含めない。

列コード	行コード	部門名称
5789-01	5789-011	道路輸送施設提供

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4852「道路運送固定施設業」、4853「自動車ターミナル業」及び 4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、並びに 6931「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置される駐車場を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、日本標準産業分類の細分類 4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、有料駐車場

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7189-01、-011」を「5789-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① レンタカー及びリースカーは「6612-01、-011 貸自動車業」に含める。
② 駐車場のうち路上駐車場は必要な量の路外駐車場の整備がなされるまでの暫定的な措置とされていること、公安委員会が設置するパーキングメータ及びチケットは道路を有効に使用するための駐車時間規制を目的としていることから、本部門に含めず、「6112-01、-011 公務(地方)★★」の範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
5789-02	5789-021	水運施設管理★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4854「貨物荷扱固定施設業」、4855「栈橋泊きょ業」のうち荷役栈橋設備等の港湾関係分、小分類 361「上水道業」のうち船舶給水業及び細分類 4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち海上保安部、航路標識事務所、海上交通センター等による水路情報提供活動を範囲とする。

(品目例示) 港湾・漁港の管理、水路情報の提供

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7189-02、-021」を「5789-02、-021」に変更。

(注 意 点) ① 埠頭公社等が港湾区域内で行う一部施設の管理活動も本部門の範囲とする。

② とん税及び特別とん税については、本来、入港外航船の船長又は運航者が直接、税関に納付するものであるが、外洋輸送部門が港湾施設を使用する際のコストであるため、同部門から本部門に投入するものとし、本部門の経費として間接税に計上することで、生産額に含める。

また、運河通行税及び灯台税についても、本部門の範囲とするが、輸入のみである。

列コード	行コード	部門名称
5789-03	5789-031	水運附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち、検数業、検量業、運輸鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、曳引船業の活動を範囲とする。

(品目例示) 水先、検数、検量、鑑定、サルベージ

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「7189-03、-031 その他の水運付帯サービス」を「5789-03、-031 水運附帯サービス」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-04	5789-041	航空施設管理(国公営)★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4856「飛行場業」に相当する範囲のうち国及び地方公共団体の行う空港(第一種、第二種及び第三種)、公共用ヘリポートの管理活動及び 4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち航空無線標識所等の航空交通管制活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理、航空交通管制

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7189-04、-041」を「5789-04、-041」に変更。

(注 意 点) 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は、「5789-05、-051 航空施設管理(産業)」に計上する。

列コード	行コード	部門名称
5789-05	5789-051	航空施設管理(産業)

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4856「飛行場業」に相当する範囲のうち国及び地方公共団体以外の行う活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 空港管理

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7189-05、-051」を「5789-05、-051」に変更。

(注 意 点) 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は、すべて本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
5789-06	5789-061	航空附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち航空交通管制活動以外の航空輸送に附帯する活動(機内飲食物売上、運航サービス、乗客の乗降及び積み卸しに係る空港内の活動、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に附帯した役務等)を範囲とする。

(品 目 例 示) 航空機給油施設提供、利便施設提供、供給施設提供

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「7189-06、-061 その他の航空付帯サービス」を「5789-06、-061 航空附帯サービス」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 空港ターミナルビル等は「5511-02、-021 不動産賃貸業」に、空港外にわたる送迎バスは「5721-01、-011 バス」に、給油(燃料販売)は「商業」に、航空機整備は「3592-10、-101 航空機修理」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 791「旅行業」、483「運送代理店」、細分類 4891「海運仲立業」及び 4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち観光協会等の行う活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 旅行業、運送代理店、海運仲立業等の取扱

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「7189-09、-099 旅行・

その他の運輸付帯サービス」を「5789-09、-099 旅行・その他の運輸附帯サービス」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 本部門は、運輸業のうち他の部門に属さない産業が含まれる。

列コード	行コード	部門名称
5791-01	5791-011	郵便・信書便

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 491「郵便業(信書便事業を含む)」の活動及び 861「郵便局」のうち郵便に係る活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 通常郵便物、信書便

(平成 17 年表からの変更点)

① 平成 17 年表のコード「7311-01、-011」を「5791-01、-011」に変更。

② 郵便法の改正により、平成 17 年表において本部門に含まれていた小包郵便物を、「5722-01、-011 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)」に統合。

(注 意 点) ① 郵便物の輸送委託は、「5712-011 鉄道貨物輸送」、「5742-012 沿海・内水面貨物輸送」、「5751-011 国際航空輸送」及び「5751-013 国内航空貨物輸送」との交点に計上する。

② 平成 17 年表において、民間事業者による信書送達の活動を追加し、平成 12 年表の「7311-01、-011 郵便」を「郵便・信書便」に名称変更。

59 情報通信

列コード	行コード	部門名称
5911-01	5911-011	固定電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 371「固定電気通信業」(細分類 3713「有線放送電話業」を除く。)の活動のうち、自ら電気通信回線設備を設置して、電気通信サービスを提供する活動を範囲とする。

(品目例示) 電話、電信、電報、専用等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7312-01、-011」を「5911-01、-011」に変更。

(注 意 点) 官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含めない。

列コード	行コード	部門名称
5911-02	5911-021	移動電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 372「移動電気通信業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話、PHS、衛星携帯電話、無線呼出し、船舶電話等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7312-02、-021」を「5911-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5911-09	5911-099	その他の電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 371「固定電気通信業」(細分類 3713「有線放送電話業」を除く。)の活動のうち、自らは電気通信回線設備を設置しないで回線を借りる形で、電気通信サービスを提供する活動を範囲とする。

(品目例示) ISP (インターネット・サービス・プロバイダ)、IX (インターネット・エクスチェンジ) 業、IDC (インターネット・データ・センター) 業、インターネット接続サービス、音声蓄積サービス、ファックス蓄積サービス等

(平成 17 年表からの変更点)

① 平成 17 年表のコード「7312-03、-031」を「5911-09、-099」に変更。

② 平成 17 年表において「7341-01、-011 インターネット附随サービス」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを本部門に統合。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「7312-03、-031 その他の電気通信」のうちサーバ・ホスティング・サービスについては、「7341-01、-011 インターネット附随サービス」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
5919-09	5919-099	その他の通信サービス

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3713「有線放送電話業」、小分類 373「電気通信に附帯するサービス業」及び 862「郵便局受託業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 有線放送電話、電気通信受託業務、船舶電話受託業務、空港無線電話受託業務、移動無線センター、簡易郵便局の郵便事業、郵便切手類販売所(手数料)等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7319-09、-099」を「5919-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5921-01	5921-011	公共放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 381「公共放送業(有線放送業を除く)」及び細分類 3823「衛星放送」のうち公共放送の活動を範囲とする。

(品目例示) 日本放送協会によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7321-01、-011」を「5921-01、-011」に変更。

(注 意 点) 日本放送協会所属の放送技術研究所及び放送文化研究所も本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5921-02	5921-021	民間放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 382「民間放送業(有線放送業を除く)」の活動(ただし、細分類 3823「衛星放送」のうち公共放送の活動を除く。)を範囲とする。

(品目例示) 広告料収入又は有料放送収入によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7321-02、-021」を「5921-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5921-03	5921-031	有線放送

(担当府省庁) 総務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 383「有線放送業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送
 (平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7321-03、-031」を「5921-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5931-01	5931-011 5931-012	情報サービス ソフトウェア業 情報処理・提供サービス

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 391「ソフトウェア業」及び 392「情報処理・提供サービス業」、独立行政法人科学技術振興機構の文献情報提供勘定、輸出入・港湾関連情報処理センターの活動を範囲とする。

(品目例示) ソフトウェア業:受注ソフトウェア開発、業務用パッケージ、ゲームソフト、その他のソフトウェア

情報処理・提供サービス業:受託計算サービス、計算センター、マシンタイムサービス、データ入力サービス、経済情報提供サービス、不動産情報提供サービス、気象情報提供サービス、交通運輸情報提供サービス、市場調査、世論調査

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7331-01、-011～-012」を「5931-01、-011～-012」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8512-01、-011～-012」を「7331-01、-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5941-01	5941-011	インターネット附随サービス

(担当府省庁) 総務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 401「インターネット附随サービス業」の活動を範囲とする。

なお、生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)、電子認証、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス、ポータルサイト運営等

(平成 17 年表からの変更点)

① 平成 17 年表のコード「7341-01、-011」を「5941-01、-011」に変更。

② 平成 17 年表において本部門に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを「5911-09、-099 その他の電気通信」に統合。

(注 意 点) 平成 17 年表において、日本標準産業分類

の改定に伴い本部門を新設。平成 12 年表の「7312-03、-031 その他の電気通信」のうちサーバ・ホスティング・サービスについて本部門に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作業

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 411「映像情報制作・配給業」、412「音声情報制作業」、415「広告制作業」及び 416「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画・ビデオ制作、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、映画配給、映画出演者あつせん、映画フィルム現像、タイトル書き、貸スタジオ、レコード制作業(音楽出版)、ラジオ番組制作業、広告制作業(印刷物にかかるもの)、共同通信社、時事通信社、新聞社支局(印刷発行を行わないもの)、民間放送支局(放送設備のないもの)

(平成 17 年表からの変更点)

① 平成 17 年表の「7351-01、-011 映像情報制作・配給業」を「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」にコード及び名称変更。

② 平成 17 年表において「8519-09、-099 その他の事業所サービス」に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業のうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作業、並びに「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」に含まれていたニュース供給を本部門に統合。

(注 意 点) ① DVD等の生産活動は、「3919-06、-061 情報記録物」に含める。

② 日本標準産業分類の細分類 7091「映画・演劇用品賃貸業」は、列部門「6611-01 物品賃貸業(貸自動車を除く。)」及び行部門「6611-015 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5951-02	5951-021	新聞

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 413「新聞業」の生産活動を範囲とする。なお、生産額には広告料収入を含める。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7351-02、-021」を「5951-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード

ード「1911-01、-011」を「7351-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5951-03	5951-031	出版

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 414「出版業」の活動を範囲とする。なお、生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) 書籍、雑誌、定期刊行物、その他の出版
(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7351-03、-031」を「5951-03、-031」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「1911-03、-031」を「7351-03、-031」に変更。

61 公務

列コード	行コード	部門名称
6111-01	6111-011	公務（中央）★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類 97「国家公務」の活動であり、中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「〔別表 5〕平成 23 年（2011 年）産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成 17 年表からの変更点等」の「公務」の項を参照。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8111-01、-011」を「6111-01、-011」に変更。

(注 意 点) 自衛隊の活動も本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6112-01	6112-011	公務（地方）★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類 98「地方公務」の活動であり、普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される地方政府関係の政府サービス生産者から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「〔別表 5〕平成 23 年（2011 年）産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成 17 年表からの変更点等」の「公務」の項を参照。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8112-01、-011」を「6112-01、-011」に変更。

63 教育・研究

列コード	行コード	部門名称
6311-01	6311-011	学校教育(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 811「幼稚園」、812「小学校」、813「中学校」、814「高等学校、中等教育学校」、815「特別支援学校」、816「高等教育機関」及び 817「専修学校、各種学校」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校の活動を範囲とする。

(品目例示) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8211-01、-011」を「6311-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に含める。
② 平成 17 年表において、平成 12 年表で本部門に含まれていた放送大学学園の活動を「8211-02、-021 学校教育(私立)★」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6311-02	6311-021	学校教育(私立)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 811「幼稚園」、812「小学校」、813「中学校」、814「高等学校、中等教育学校」、815「特別支援学校」、816「高等教育機関」及び 817「専修学校、各種学校」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校の活動を範囲とする。

(品目例示) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8211-02、-021」を「6311-02、-021」に変更。

(注 意 点) ① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に含める。
② 平成 17 年表において、平成 12 年表で「8211-01、-011 学校教育(国公立)★★」に含まれていた放送大学学園の活動を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
6312-01	6312-011	社会教育(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 821「社会教育」のうち、国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校のエデュケーションとして行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

(品目例示) 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設(青年の家、少年自然の家等)、社会通信教育、女性教育会館等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8213-01、-011」を「6312-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-02	6312-021	社会教育(非営利)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 821「社会教育」のうち、国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校のエデュケーションとして行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

(品目例示) 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設(青年の家、少年自然の家等)、社会通信教育、女性教育会館等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8213-02、-021」を「6312-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 8221「職員教育施設・支援業」のうち、国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する職員訓練施設並びに 8222「職業訓練施設」の活動を範囲とする。

(品目例示) 航空保安大学校、防衛大学校、警察大学校、自治大学校、気象大学校、消防大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人航海訓練所等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8213-03、-031」を「6312-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関(産業)

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 8221「職員教育施設・支援業」のうち、国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する職員訓練施設並びに 8299「他に分類されない教育、学習支援業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 社員教育受託業、歯科衛生士養成所(専修学校、各種学校でないもの)、料理学校(専修学校、各種学校でないもの)、洋裁学校(専修学校、各種学校でないもの)、自動車教習所(専修学校、各種学校でないもの)等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8213-04、-041」を「6312-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-01	6321-011	自然科学研究機関(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 711「自然科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人医薬基盤研究所、理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8221-01、-011」を「6321-01、-011」に変更。

(注 意 点) 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は、本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6321-02	6321-021	人文科学研究機関(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 712「人文・社会科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関が行う人文科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 国立教育政策研究所、国立国語研究所、国立社会保障・人口問題研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8221-02、-021」を「6321-02、-021」に変更。

(注 意 点) 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は、本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6321-03	6321-031	自然科学研究機関(非営利)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 711「自然科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8221-03、-031」を「6321-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-04	6321-041	人文科学研究機関(非営利)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 712「人文・社会科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関が行う人文科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 東洋文化研究所、社会科学研究所等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8221-04、-041」を「6321-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-05	6321-051	自然科学研究機関(産業)

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 711「自然科学研究所」の活動のうち、下記①、②を除く機関の自然科学に関する実験、試験、研究等を範囲とする。

① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関(国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。)

② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関

(品目例示) 理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8221-05、-051」を「6321-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-06	6321-061	人文科学研究機関(産業)

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 712「人文・社会科学研究所」の活動のうち、下記①、②を除く機関の人文科学に関する調査、研究等を範囲とする。

① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関（国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。）

② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関

(品目例示) 人文科学研究所、社会科学研究所等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8221-06、-061」を「6321-06、-061」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6322-01	6322-011	企業内研究開発

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 企業が、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行う創造的な努力及び探求の活動を範囲とする。なお、企業が製品(商品)の生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行う研究開発の活動も含む。

(品目例示) ① 企業の研究所・研究部などで行われる本来的な活動研究に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などをいう。したがって研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活動を含む。

② 企業の研究所以外、例えば、生産現場である工場などでは、上記(1)の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8222-01、-011」を「6322-01、-011」に変更。

(注 意 点) 科学技術研究調査の「会社等」の研究活動のうち、特殊法人の行う活動を除いたものを範囲とする。

64 医療・福祉

列コード	行コード	部門名称
6411-01	6411-011	医療（入院診療）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「病院」及び細分類 8321「有床診療所」における一般診療のうち入院診療の活動を範囲とする。なお、病院及び一般診療所内での歯科診療は「医療（歯科診療）」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 一般診療(入院診療(歯科診療は除く。))

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8311-01、-011 医療(国公立)」、「8311-02、-021 医療(公益法人等)」、「8311-03、-031 医療(医療法人等)」を再編。

(注 意 点) 93 S N A への対応として、平成 7 年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の 2 元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-02	6411-021	医療（入院外診療）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「病院」及び 832「一般診療所」における一般診療のうち、入院外診療、保健予防活動及び医療相談等の活動を範囲とする。病院及び一般診療所内での歯科診療は「医療（歯科診療）」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 一般診療(入院外診療(歯科診療は除く。))

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8311-01、-011 医療(国公立)」、「8311-02、-21 医療(公益法人等)」、「8311-03、-31 医療(医療法人等)」を再編。

(注 意 点) 93 S N A への対応として、平成 7 年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の 2 元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-03	6411-031	医療（歯科診療）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「病院」及び 833「歯科診療所」における歯科診療及び各種歯科検診等の活動を範囲とする。なお、介護保険によるサービスは、「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 歯科診療の活動の範囲

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

(注 意 点) 93SNAへの対応として、平成 7 年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の 2 元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-04	6411-041	医療（調剤）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 6033「調剤薬局」における調剤の活動を範囲とする。なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 薬局、調剤薬局及びファーマシーでの調剤行為

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

(注 意 点) 93SNAへの対応として、平成 7 年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の 2 元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-05	6411-051	医療（その他の医療サービス）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 834「助産・看護業」、835「療術業」及び 836「医療に附随するサービス業」の活動を範囲とする。また、病院及び一般診療所が行う訪問看護

サービスは本部門に含まれる。なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 助産所、訪問看護ステーション、施術所、アイバンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業（医療用器財）、臨床検査業等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

(注 意 点) 93SNAへの対応として、平成 7 年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の 2 元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6421-01	6421-011	保健衛生（国公立）★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 841「保健所」、842「健康相談施設」及び 849「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体による活動を範囲とする。

(品目例示) 保健所、健康相談所、検疫所（動、植物を除く）、検査業（寄生虫卵、水質）、食肉衛生検査所、犬管理所、犬管理事務所

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8312-01、-011」を「6421-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6421-02	6421-021	保健衛生（産業）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 842「健康相談施設」及び 849「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする。

(品目例示) 健康相談施設、検査業（寄生虫卵、水質）、食肉衛生検査業、消毒業（物品、電話機）、犬管理所、犬管理事務所

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8312-02、-021」を「6421-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-01	6431-011	社会保険事業★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 851「社会保険事業団体」による活動を範囲とする。

(品目例示) 国民年金、厚生年金、共済年金、健康保険、介護保険、労働保険、国民年金基金・連合会、厚生年金基金、企業年金基金・連合会等の社会保険事務

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8313-01、-011 社会保険事業(国公立)★★」と「8313-02、-021 社会保険事業(非営利)★」を統合し、「6431-01、-011 社会保険事業★★」とする。

(注 意 点) ① 以下の社会保障基金に該当しないものを含む。

国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、農業者年金基金(旧年金を除く。)、独立行政法人中小企業基盤整備機構(小規模企業共済勘定)、独立行政法人勤労者退職金共済機構

② 社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設(保養所、宿泊施設等)の活動は、「6711-01、-011 宿泊業」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6431-02	6431-021	社会福祉(国公立)★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、小分類 852「福祉事務所」、853「児童福祉事業」、854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」、859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、国・地方公共団体等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。なお、介護保険によるサービスは「介護(施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 社会福祉事務所、保育所、児童相談所、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、児童自立支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8313-03、-031」を「6431-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-03	6431-031	社会福祉(非営利)★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、小分類 853「児童福祉事業」、854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉

事業」、859「その他の社会保険、社会福祉、介護事業」のうち、社会福祉法人等の社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。なお、介護保険によるサービスは「介護(施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 保育所、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、児童自立支援施設、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所、更生保護施設

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8313-04、041」を「6431-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-04	6431-041	社会福祉(産業)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 853「児童福祉事業」、854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」、859「その他の社会保険、社会福祉、介護事業」のうち、会社、個人等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。なお、介護保険によるサービスは「介護(施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 保育所、有料老人ホーム、ケアハウス、障害者支援施設

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8313-05、-051」を「6431-04、-41」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6441-01	6441-011	介護(施設サービス)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「病院」、832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細分類 8342「看護業」、小分類 835「療術業」及び小分類 854「老人福祉・介護事業」のうち、介護保険による施設サービスの活動を範囲とする。

(品目例示) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8314-02、-021 介護(施設)」を「6441-01、-011 介護(施設サービス)」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6441-02	6441-021	介護(施設サービスを除く。)

(担当府省庁) 厚生労働省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「病院」、832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細分類 8342「看護業」、小分類 835「療術業」及び小分類 854「老人福祉・介護事業」のうち、介護保険による施設サービス以外の活動を範囲とする。

(品目例示) 居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8314-01、-011 介護（居宅）」を「6441-02、-021 介護（施設サービスを除く。）」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 「居宅サービス」は、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所サービス等、「地域密着型サービス」は、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護等、「介護予防サービス」は、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリ、介護予防訪問介護等、「地域密着型介護予防サービス」は、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等を含む。

65 その他の非営利団体サービス

列コード	行コード	部門名称
6599-01	6599-011	対企業民間非営利団体

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 871「農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」、872「事業協同組合（他に分類されないもの）」、931「経済団体」の活動の範囲のうち、それが促進しようとしている利益に関連した企業の団体によって設立された民間非営利団体の活動を範囲とする。

なお、日本標準産業分類の小分類 871「農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」及び 872「事業協同組合（他に分類されないもの）」の活動のうち、購買・販売等の営利目的の活動は卸売・小売業等の活動部門に含め、本部門には含めない。

(品目例示) 織物協同組合、商工会議所、経済団体連合会、生命保険協会、全国銀行協会、日本税理士会連合会、全国中小企業団体中央会、全国農業会議所等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8411-01、-011」を「6599-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 94「宗教」、小分類 932「労働団体」、933「学術・文化団体」、934「政治団体」、939「他に分類されない非営利的団体」及び 951「集会場」の活動を範囲とし、家計に対して無償、または経済的に意味のない価格でサービスを提供する民間非営利団体の活動を含む。

(品目例示) 宗教団体、労働団体、学術団体、文化団体、政治団体、学士会、囲碁連盟、県民会館、文化会館

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8411-02、-21」を「6599-02、-021」に変更。

(注 意 点) 対家計民間非営利サービス生産者（★）として個別に設定されている部門の範囲を除く。

66 対事業所サービス

列コード	行コード	部門名称
6611-01	6611-011	物品賃貸業(貸自動車を除く。) 産業用機械器具(建設機械器具を除く。)賃貸業
	6611-012	建設機械器具賃貸業
	6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業
	6611-014	事務用機械器具(電算機等を除く。)賃貸業
	6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 701「各種物品賃貸業」、702「産業用機械器具賃貸業」、703「事務用機械器具賃貸業」、705「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び 709「その他の物品賃貸業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 産業用機械器具(建設機械器具を除く。)賃貸業：農業機械器具賃貸業、通信機械器具賃貸業、電話交換機賃貸業、医療機械器具賃貸業、鉱山機械器具賃貸業、金属工作機械賃貸業、金属加工機械賃貸業、プラスチック成形加工機械賃貸業、電動機賃貸業、計測器賃貸業、自動販売機(コインオペレータ)賃貸業、陳列棚賃貸業、荷役運搬機械設備賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃貸業、ボウリング機械設備賃貸業

建設機械器具賃貸業：建設機械器具賃貸業、土木機械器具賃貸業、パワーショベル賃貸業、建設用クレーン賃貸業

電子計算機・同関連機器賃貸業：電子計算機賃貸業、電子計算機関連機器賃貸業

事務用機械器具(電算機等を除く。)賃貸業：事務用機械器具賃貸業、電子式複写機賃貸業、会計機械賃貸業、金銭登録機賃貸業、ファイリングシステム用器具賃貸業

スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業：スポーツ用品賃貸業、スキー用品賃貸業、スケート靴賃貸業、貸自転車業、運動会用具賃貸業、貸テント業、貸ヨット業、貸モータボート業、映画用諸道具賃貸業、演劇用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、貸衣しょう業、貸ビデオ業、貸本屋、貸楽器業、貸美術品業、貸ふとん業、貸植木業、貸花環業、医療・福祉用具賃貸業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8512-01 物品賃貸業(除貸自動車)」を「6611-01 物品賃貸業(貸自動車を除く。)」に、「8512-011 産業用機械器具(除建設機械器具)賃貸業」を「6611-011 産業用機械器具(建設機械器具を除く。)賃貸業」に、「8512-014 事務用機

械器具(除電算機等)賃貸業」を「6611-014 事務用機械器具(電算機等を除く。)賃貸業」にコード及び名称変更。また、平成 17 年のコード「8512-011～-012、-015」を「6611-011～-012、-015」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の小分類 701「各種物品賃貸業」の活動は、賃貸物品ごとにそれぞれの物品賃貸業の活動に分割して含める。なお、介護保険による福祉用具貸与は、本部門から「6441-02 介護(施設サービスを除く。)」を迂回して産出される。

② 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8513-01、-011～-015」を「8512-01、-011～-015」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6612-01	6612-011	貸自動車業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 704「自動車賃貸業」の活動を範囲とする。

(品目例示) レンタカー業、自動車リース業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8513-01、-011」を「6612-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8514-01、-011」を「8513-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6621-01		広告
	6621-011	テレビ・ラジオ広告
	6621-012	新聞・雑誌・その他の広告

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 731「広告業」の活動を範囲とする。なお、広告媒体を提供する他の産業部門(民間放送、新聞、雑誌等)の広告活動も本部門の範囲とする。

(品目例示) 新聞・雑誌・その他の広告：新聞広告、雑誌広告、DM広告、屋外広告、交通広告、折込み広告

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8511-01、-011～-012」を「6621-01、-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6631-10	6631-101	自動車整備

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 891「自動車整備業」の整備・修理・再生の活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

① 平成 17 年表の「8514-10、-101 自動

車修理」を「6631-10、-101 自動車整備」にコード及び名称変更。

② 自動車検査独立行政法人の行う自動車検査業務は本部門に含める。

(注 意 点) ① 二輪自動車及び三輪自動車の整備は本部門に含める。

② 自動車タイヤの再生業及び更正業は、「2221-01、-011 タイヤ・チューブ」に含める。

③ 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8515-10、-101」を「8514-10、-101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6632-10	6632-101	機械修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 901「機械修理業（電気機械器具を除く）」のうち空港等で行われる航空機整備を除く活動及び 902「電気機械器具修理業」の活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 一般機械修理、建設・鉱山機械整備・修理、電気機械修理、産業用運搬車両修理、光学機械修理

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8515-10、-101」を「6632-10、-101」に変更。

(注 意 点) ① 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8516-10、-101」を「8515-10、-101」に変更。

② 空港等で行われる航空機整備の活動は、「3592-10、-101 航空機修理」部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6699-01	6699-011	法務・財務・会計サービス

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 721「法律事務所、特許事務所」、細分類 7221「公証人役場、司法書士事務所」及び小分類 724「公認会計士事務所、税理士事務所」の活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所

(17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8519-02、-021」を「6699-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-02	6699-021	土木建築サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 742「土木建築サービス業」の活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 設計監督業、建物設計製図業、建設コンサルタント業、測量業、地質調査業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8519-03、-031」を「6699-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-03	6699-031	労働者派遣サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 912「労働者派遣業」の活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8519-04、-041」を「6699-03、-031」に変更。

(注 意 点) (1) 平成 17 年表から、「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律」等の改正（平成 16 年 3 月 1 日施行）のため、労働者派遣サービスの対象業務の範囲が拡大された。

(2) 次の業務については労働者派遣サービスの提供を行うことが出来ない。①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関連の業務（一部を除く）など

なお、産業連関表では本社等の管理、補助的経済活動を各部門に含めて計上しているため、上記①～④と密接に関わる部門においても、事務等の業務で労働者派遣サービスを投入することはあり得る。

列コード	行コード	部門名称
6699-04	6699-041	建物サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 922「建物サービス業」の活動を範囲とする。

(品 目 例 示) ビルメンテナンス業、ビルサービス業、床磨き業、ガラスふき業、煙突掃除業、住宅消毒業、害虫駆除業、ビル清掃業、建築物飲料水管理業、建築物清掃業、建築物排水管理業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8519-01、-011」を「6699-04、-041」に変更。

(注 意 点) 鉄道、船舶に関する消毒活動を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6699-05	6699-051	警備業

(担当府省庁) 経済産業省

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 923「警備業」の活動を範囲とする。
- (品目例示) 施設警備：施設警備業務、巡回警備業務、保安警備業務、空港保安警備業務、機械警備業務
 雑踏警備：交通誘導警備業務、雑踏警備業務
 運搬警備：貴重品運搬警備業務、核燃料物質等危険物運搬警備業務
 身辺警備業務
- (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表の「8519-09、-099 その他の対事業所サービス」から分割し特掲。

-051 警備業」を新設。

- ④ 平成 17 年表のコード「8519-09、-099」を「6699-09、-099」に変更。

(注 意 点) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う資源備蓄事業は、「5111-01、-011 卸売」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス

- (担当府省庁) 経済産業省
- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 7222「土地家屋調査士事務所」、小分類 723「行政書士事務所」、725「社会保険労務士事務所」、726「デザイン業」、細分類 7281「経営コンサルタント業」、小分類 729「その他の専門サービス業」、743「機械設計業」、744「商品・非破壊検査業」、745「計量証明業」、749「その他の技術サービス業」、911「職業紹介業」、921「速記・ワープロ入力・複写業」、929「他に分類されない事業サービス業」、特許特別会計、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の資源備蓄事業を除く活動を範囲とする。
- (品目例示) 速記業、あて名書き業、複写業、マイクロ写真業、商品検査業、生糸検査所、質量計量証明業、環境測定分析業、金属・鉱物分析業、民営職業紹介業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、プラントエンジニアリング業、パーティ請負業、レッカー車業、LPG 充てん業、温泉供給業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、行政書士業、不動産鑑定業、土地家屋調査士、司会業、通訳業、興信所、信用調査所
- (平成 17 年表からの変更点)
 ① 平成 17 年表において「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」に含まれていた興信所を本部門に統合。
 ② 平成 17 年表において本部門に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に附随するサービスのうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作業の活動を「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」に統合。
 ③ 平成 17 年表において本部門に含まれていた警備業を分割特掲し、「6699-05、

67 対個人サービス

列コード	行コード	部門名称
6711-01	6711-011	宿泊業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 751「旅館、ホテル」、752「簡易宿所」、753「下宿業」及び 759「その他の宿泊業」のうち、会社の寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動を範囲とする。

(品目例示) ホテル、旅館、国民宿舎、モーテル、簡易宿泊所、ベッドハウス、山小屋、下宿屋、会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステル、リゾートクラブ、合宿所

(平成 17 年表からの変更点)

① 日本標準産業分類の細分類 7592「リゾートクラブ」を本部門に含める。

② 平成 17 年表のコード「8613-01、-011」を「6711-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 旅館、ホテルの土産物販売は、本部門に含めず、「5112-01、-011 小売」に含める。

② 日本標準産業分類の細分類 7599「他に分類されない宿泊業」のうち、会社の寄宿舎、会社の独身寮、学生寮の活動は、「5531-01、-011 住宅賃貸料(帰属家賃)」に含める。

③ 宿泊サービスに含まれて提供される飲食サービスは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6721-01	6711-021	飲食サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 76「飲食店」(小分類 760「管理、補助的経済活動を行う事業所(76 飲食店)」を除く。)及び 77「持ち帰り・配達飲食サービス業」(小分類 770「管理、補助的経済活動を行う事業所(77 持ち帰り・配達飲食サービス業)」を除く。)の活動を範囲とする。

(品目例示) 食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、持ち帰り飲食サービス、配達飲食サービス

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8612-01、-011 一般飲食店(除喫茶店)」、「8612-02、-021 喫茶店」、「8612-03、-031 遊興飲食店」を統合した上で、「6112-01、-011 小売」に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスについても本部門の範囲とし、「6721-01、-011

飲食サービス」とする。

列コード	行コード	部門名称
6731-01	6731-011	洗濯業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 781「洗濯業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 洗濯業、クリーニング業、ランドリー業、クリーニング工場、洗濯物取次所、クリーニング取次所、リネンサプライ業、貸おむつ業、貸おしぼり業、貸ぞうきん業、貸モップ業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8614-01、-011」を「6731-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「8619-01、-011 洗濯・洗張・染物業」のうち洗張・染物業については、「8614-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
6731-02	6731-021	理容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 782「理容業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 理容店、理髪店、パーバー、床屋

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8614-02、-021」を「6731-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6731-03	6731-031	美容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 783「美容業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 美容室、美容院、ビューティーサロン

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8614-03、-031」を「6731-03、-031」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「8619-03、-031 美容業」のうち美顔術業、マニキュア業、ペディキュア業、ビューティー Dock については、「8614-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
6731-04	6731-041	浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 784「一般公衆浴場業」及び 785「その他の公衆浴場業」

の活動を範囲とする。

(品目例示) 銭湯業、温泉浴場業、蒸し風呂業、砂湯業、サウナ風呂業、スパ業、鉱泉浴場業、健康ランド、スーパー銭湯

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において本部門に含まれていたソーブランド業を「6731-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に統合。
- ② 平成 17 年表のコード「8614-04、-041」を「6731-04、-041」に変更。

(注 意 点) ヘルスセンターは「6741-09、-099 その他の娯楽」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 789「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 洗張業、染物業、エステティックサロン、コインシャワー業、コインランドリー業、ネイルサロン、ソーブランド業

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「8614-04、-041 浴場業」に含まれていたソーブランド業を本部門に統合。
- ② 平成 17 年表のコード「8614-09、-099」を「6731-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、日本標準産業分類の改定に伴い本部門を新設。平成 12 年表の「8619-01、-011 洗濯・洗張・染物業」のうち洗張・染物業について、及び「8619-03、-031 美容業」のうち美顔術業、マニキュア業、ペディキュア業、ビューティードックについて本部門に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
6741-01	6741-011	映画館

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 801「映画館」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸業、ミニ・シアター、ビデオ・シアター

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8611-01、-011」を「6741-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-02	6741-021	興行場（映画館を除く。）・興行団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 802「興行場（別掲を除く）、興行団」の活動を範囲とし、契約により出演又は自ら公演し、演劇、演芸、音楽、見世物、興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動を含む。

(品目例示) 劇場、劇場附属オーケストラ・歌劇団・ダンシングチーム、寄席、相撲興行場、ボクシング場、野球場（プロ野球興行用）、劇団、芸能プロダクション、楽団、プロ野球団、プロレス協会

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8611-02、-021 興行場（除別掲）・興行団」から「6741-02、-021 興行場（映画館を除く。）・興行団」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「8611-03、-031 劇場・興行場」と「8611-07、-071 興行団」を統合し、「8611-02、-021 興行場（除別掲）・興行団」とした。

列コード	行コード	部門名称
6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 803「競輪・競馬等の競走場、競技団」の活動を範囲とする。

(品目例示) 競輪場、競馬場、モータボート競走場、小型自動車競走場、競輪競技団、競馬競技団等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8611-04、-041」を「6741-03、-031」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8611-05、-051」を「8611-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 804「スポーツ施設提供業」及び 805「公園、遊園地」の活動を範囲とする。

(品目例示) スポーツ施設提供業（別掲を除く。）、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ、プール、アイススケート場、公園、遊園地、テーマパーク

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 平成 17 年表のコード「8611-05、-051」を「6741-04、-041」に変更。
- ② 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「8619-04、-041 個人教授業」に含まれていたフィットネスクラブを本部門に統合。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8611-06、-061」を「8611-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-05	6741-051	遊戯場

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 806「遊戯場」の活動を範囲とし、一般大衆に娯楽を提供する活動を含む。

(品 目 例 示) ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、スロットマシン場、ビンゴゲーム場、射的場

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8611-03、-031」を「6741-05、-051」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8611-04、-041」を「8611-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-09	6741-099	その他の娯楽

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 809「その他の娯楽業」及び 727「著述・芸術家業」の活動を範囲とし、プレイガイドなど他に分類されない娯楽に附帯するサービスを行う活動及び個人で文芸作品の創作などを行う活動を含む。

(品 目 例 示) ダンスホール、マリーナ業、遊漁船業、芸芸業、カラオケボックス業、プレイガイド、場外馬券売場、場外車券売場、釣堀業、著述家業、芸術家業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8611-09、-099」を「6741-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表で本部門に含まれていた宝くじ売りさばき業を「8619-09、-099 その他の対個人サービス」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6799-01	6799-011	写真業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 746「写真業」の活動を範囲とする。なお、広告、出版等其他産業部門の活動に付随して行われる写真活動も本部門の活動の範囲とする。

(品 目 例 示) 写真撮影業、写真館、商業写真業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8619-01、-011」を「6799-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8619-05、-051」を「8619-01、-011」に変更。また、平成 12 年表で本部門に含まれていた写真現像・焼付業を「8619-09、-099 その他の対個人サービス」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6799-02	6799-021	冠婚葬祭業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 795「火葬・墓地管理業」及び 796「冠婚葬祭業」の活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 葬儀屋、斎場、火葬場、墓地管理業、冠婚葬祭互助会、結婚式場

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8619-02、-021」を「6799-02、-021」に変更。

(注 意 点) 霊きゅう自動車で死体を運搬する活動は、「5722-01、-011 道路貨物輸送（自家輸送を除く。）」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6799-03	6799-031	個人教授業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 823「学習塾」及び 824「教養・技能教授業」の活動を範囲とする。

(品 目 例 示) 学習塾（各種学校でないもの）、音楽教授業、書道教授業、生花・茶道教授業、そろばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、その他の教養・技能教授業

(平成 17 年表からの変更点)

① 平成 17 年表のコード「8619-04、-041」を「6799-03、-031」に変更。

② 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において本部門に含まれていたフィットネスクラブを「6741-04、-041 スポーツ施設提供業・公園・遊園地」に統合。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「8619-08、-081 個人教授所」を「8619-04、-041 個人教授業」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-04	6799-041	各種修理業（別掲を除く。）

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 903「表具業」及び 909「その他の修理業」の活動を範囲とする。主として最終需要向けのもので、家具修理などの修理活動及びかじ業などの活動を含む。

(品目例示) 表具業、家具修理業、時計修理業、履物修理業、かじ業、楽器修理業、自転車修理業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8619-03、-031 各種修理業（除別掲）」を「6799-04、-041 各種修理業（別掲を除く。）」にコード及び名称変更。

(注 意 点) (1) 別掲とは、以下の①～③である。

- ① 産業用の機械、船舶、鉄道車両、航空機の修理は、それぞれの部門に含める。
- ② 自動車修理業及び自動車タイヤ修理業は、「6631-10、-101 自動車整備」に含める。
- ③ 衣服の修理は、「6799-09、-099 その他の対個人サービス」に含める。

(2) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8619-07、-071」を「8619-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-09	6799-099	その他の対個人サービス

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 014「園芸サービス業」、792「家事サービス業」、793「衣服裁縫修理業」、794「物品預り業」及び 799「他に分類されない生活関連サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 造園業、植木業、家政婦、衣服修理業、手荷物預り業、自転車預り業、食品貸加工業、古綿打直し業、結婚相談業、写真現像・焼付業、観光案内業（ガイド）、宝くじ売りさばき業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8619-09、-099」を「6799-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表で「8619-05、-051 写真業」に含まれていた写真現像・焼付業及び「8611-09、-099 その他の娯楽」に含まれていた宝くじ売りさばき業を本部門に統合。

68 事務用品

列コード	行コード	部門名称
6811-00P	6811-000P	事務用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 事務用品については、該当品目数が多く生産活動毎にその構成が大きく変化するものではないことから、分析面を考慮して、本部門を仮設部門として一括計上している。事務用品部門の範囲は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものであり、日本標準商品分類の中分類 93「文具、紙製品、事務用具及び写真用品」が含まれるものである（ただし、部分品を除く）。なお、電子式卓上計算機（プログラム式は除く）、印刷用紙及びはさみは商品分類 93 には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

(品目例示) とじひも、コピー用紙、連続伝票用紙、板紙、カーボン紙、帳簿類、伝票類、封筒、事務用紙、とじこみ用品、写真フィルム、印画紙、事務用のり、テープ、ひも、消しごむ、白墨、はさみ、電子式卓上計算機、筆記具、スタンプ台、朱肉、ステープラ、穴あけ、クリップ

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8900-00P、-000P」を「6811-00P、-000P」に変更。

69 分類不明

列コード	行コード	部門名称
6911-00	6911-000	分類不明

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。

なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9000-00、-000」を「6911-00、-000」に変更。

(注 意 点) 行及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれる。我が国の産業連関表では本部門を内生部門として位置付け、本部門の行計と列計の不一致、つまり最終的な全体の誤差を「9211-000 営業余剰」と「6911-00 分類不明」の交点で調整しており、二面等価調整の役割もある。

第 2 節 最終需要部門

列コード	行コード	部門名称
7111-00		家計外消費支出（列）

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出である。

詳細は、粗付加価値部門の「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」を参照のこと。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9110-00」を「7111-00」に変更。

(注 意 点) 本部門には、「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」の支出に関する財・サービスの内容が示されている。

列コード	行コード	部門名称
7211-00		家計消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。

② 国民経済計算における家計消費支出には、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」（国内概念）と「国内市場及び海外における居住者家計の消費」（国民概念）という 2 つの概念がある。産業連関表においては、本部門を「国民概念」で表章した上で、居住者家計の海外市場における消費を「8412-00（控除）輸入（直接購入）」として、非居住者家計の国内市場における消費を「8012-00 輸出（直接購入）」としてそれぞれ別掲している。

この表章形式により以下の利点がある。

- 1) 国民経済計算における両方の家計消費概念が利用できる。
- 2) 産業連関表全体としての「国内概念」への転換が可能となる。

なお、「国内概念」への転換については、「8412-00（控除）輸入（直接購入）」、「8012-00 輸出（直接購入）」を参照のこと。

- ③ 海外現物贈与（個人が外国から受ける贈与）と海外消費支出（居住者の外国における財及びサービスの消費）については、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。
- ④ 中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や政府サービス生産者などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では、販売額をマイナスの支出として計上することとしている。
- ⑤ 医療及び介護については、家計の負担分のみ計上する。
- ⑥ 現物給付（通勤手当等）については、家計消費支出に含める。したがって、企業（企業負担部分、社員自己負担部分とも）、自衛隊における給食についても、直接家計消費されるものとする。
なお、刑務所における給食は、飲食用料の政府消費とし、家計消費には含めない。
- ⑦ 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食材料費は直接には家計消費せず、すべて産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出にするものとする。
- ⑧ 家計における住宅にかかる補修や維持費は、すべて住宅賃貸料を迂回して家計が購入するものとする。ただし、介護保険の適用を受けた住宅改修については、家計の負担分のみ計上する。

（平成 17 年表からの変更点）

- ① 平成 17 年表のコード「9121-00」を「7211-00」に変更。
- ② 平成 23 年表において、「金融」部門で F I S I M（間接的に計測される金融仲介サービス）が導入されたことにより、家計が購入した F I S I M を計上する。

列コード	行コード	部門名称
7212-00		対家計民間非営利団体消費支出

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財、サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、供給されるサービスの生産額（生産活動に

要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたものに等しい。従って、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「9122-00」を「7212-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-01		中央政府集合的消費支出

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス（外交・防衛など社会全体に対するサービス）に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給される集合的サービスの生産額（集合的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、中央政府の集合的サービスの自己消費額に等しい。

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「9131-10」を「7311-01」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-02		地方政府集合的消費支出

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス（議会・警察などの社会全体に対するサービス）に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される集合的サービスの生産額（集合的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の集合的サービスの自己消費額に等しい。

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「9131-20」を「7311-02」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-03		中央政府個別的消費支出

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス）に関する支出のうち、中央政府自身が負担し

た費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給される個別的サービスの生産額（個別サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの（中央政府の個別的サービスの自己消費額）に家計への教科書用図書の現物給付、医療の保険給付等を加えたものに等しい。

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「9131-30」を「7311-03」に変更。

（注 意 点） 介護保険給付費は、本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
7311-04		地方政府個別的消費支出

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（教育、保健衛生などの個人に対する財・サービス）に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される個別的サービスの生産額（個別サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の個別的サービスの自己消費額に等しい。

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「9131-40」を「7311-04」に変更。

（注 意 点） 介護保険給付費のうち市町村特別給付分は、本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
7321-01		中央政府集合的消費支出 （社会資本等減耗分）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス（「7311-01 中央政府集合的消費支出」の範囲）に係る固定資本減耗分を範囲とする。「中央政府集合的消費支出（固定資本等減耗）」の対象となる固定資本の範囲は、「道路、港湾、空港、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業」である。

（平成 17 年表からの変更点）

- ① 平成 17 年表のコード「9132-10」を「7321-01」に変更。
- ② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
7321-02		地方政府集合的消費支出 （社会資本等減耗分）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス（「7311-02 地方政府集合的消費支出」の範囲）に係る固定資本減耗分を範囲とする。「地方政府集合的消費支出（社会資本等減耗）」の対象となる固定資本の範囲は、「道路、港湾、空港、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業」である。

（平成 17 年表からの変更点）

- ① 平成 17 年表のコード「9132-20」を「7321-02」に変更。
- ② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
7321-03		中央政府個別的消費支出 （社会資本等減耗分）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（「7311-03 中央政府個別的消費支出」の範囲）に係る固定資本減耗分を範囲とする。

（平成 17 年表からの変更点）

- ① 平成 17 年表のコード「9132-30」を「7321-03」に変更。
- ② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
7321-04		地方政府個別的消費支出 （社会資本等減耗分）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（「7311-04 地方政府個別的消費支出」の範囲）に係る固定資本減耗分を範囲とする。

（平成 17 年表からの変更点）

- ① 平成 17 年表のコード「9132-40」を「7321-04」に変更。
- ② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
7411-00		国内総固定資本形成（公的）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） ① 政府サービス生産者及び公的企業による国内における建設物、機械、装置など固定資産の取得（購入、固定資産の振替）からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中

- 古資産の取引マージン等直接費用を含む。
- 生産過程から産出された資産に限定されるため、特許権、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。
- ② 固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が10万円以上のものとする。ただし、1品目では10万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とし、固定資本形成とはしない。
- ③ 通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしない。しかし、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成に計上する。また、鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成として計上する。
- ④ 生産が長期にわたる資産（長期生産物）は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。自己勘定（自家用に用いる資本の生産）については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。
- 家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競争用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物の自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。
- ⑤ 建設、船舶の建造（以下「建設等」という。）に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その生産額にコストとして含まれているものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。
- ⑥ 主として軍事目的のために使用される固定資産の取得に要する支出は総固

定資本形成に含めず、中間消費として「6111-01 公務（中央）★★」に計上する。しかし、民間の使用者でも生産目的の取得が可能で、軍の使用形態が民間と同様である固定資産（空港、ドック、道路、病院等の構築物や事務機械等）であって、軍事目的のものと区別できるものは、総固定資本形成として計上する。

（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「9141-00」を「7411-00」に変更。

（注 意 点） 本部門の対象となる政府サービス生産者及び公的企業の範囲については、「〔別表5〕平成23年（2011年）産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等」を参照。

列コード	行コード	部門名称
7511-00		国内総固定資本形成（民間）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 国内における建設物、機械、装置などの固定資産の取得（購入、固定資産の振替）であり、「国内総固定資本形成（民間）」の範囲は、「7411-00 国内総固定資本形成（公的）」と同じである。資本形成を行う主体は、産業（公的企業を除く。）及び対家計民間非営利サービス生産者並びに家計である。なお、家計が行う資本形成は、建物、構築物の取得及び土地の造成・改良費のみである。

（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「9142-00」を「7511-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7611-01		生産者製品在庫純増

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 財を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品（建設物は除外する。）と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「9150-10」を「7611-01」に変更。

（注 意 点） ① と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が1年を超えるもので1回だけ産出物を生産する動植物の育成期間中の成長増加分は、「7611-02 半製品・仕掛品在庫純増」に含める。

② 東日本大震災によって、滅失した在庫を含む。ただし、滅失額は、一定の条件の下に推計したものである。

列コード	行コード	部門名称
7611-02		半製品・仕掛品在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 財を産出する産業が一部加工、組み立て、育成途中のもので、通常さらに手を加えることなしには、他の事業所に対して販売、出荷、引き渡しされないもの（ただし、自己勘定によるものと建設仕掛工事は除外する。）と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9150-20」を「7611-02」に変更。

- (注 意 点) ① と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が 1 年を超えるもので 1 回だけ産出物を生産する動植物の成長増加分、及び専門的生産者（育成を業として行い、育成された財を自己使用せずに出荷する生産者）が所有する財の成長増加分は、本部門に含まれる。
- ② 東日本大震災によって、滅失した在庫を含む。ただし、滅失額は、一定の条件の下に推計したものである。

列コード	行コード	部門名称
7611-03		流通在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 卸売業・小売業に分類される生産者によって取得された財であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9150-30」を「7611-03」に変更。

- (注 意 点) ① 本部門は、卸売業・小売業に分類される事業所以外からは産出されないが、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う石油の国家備蓄については、例外的に流通在庫純増として扱う。
- ② 東日本大震災によって、滅失した在庫を含む。ただし、滅失額は、一定の条件の下に推計したものである。

列コード	行コード	部門名称
7611-04		原材料在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。原材料等とは以下のいずれかのものとする。

- ① 商品を採用し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事

のために取得するすべての原材料、物資、部品及び貯蔵品

- ② 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料
- ③ 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれらに類する財
- ④ 購入した非耐久性コンテナ、こん包工場での包装物、事務用品及びその他の貯蔵品
- ⑤ その他

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9150-40」を「7611-04」に変更。

- (注 意 点) ① 政府サービス生産者の生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財・サービスの購入から同種の中古財及び屑の純販売を引いたものを全て中間消費として計上し、生産額を推計している。その産出先は、他の部門に対する販売額（例えば、国公立学校の授業料等）を差し引いた金額を、中央または地方の政府消費支出に産出している。したがって、産業との対比で政府サービス生産者の原材料在庫にあたりと見られる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。
- ② 対家計民間非営利サービス生産者についても、政府サービス生産者と同様の扱いをしている。
- ③ 東日本大震災によって、滅失した在庫を含む。ただし、滅失額は、一定の条件の下に推計したものである。

列コード	行コード	部門名称
7711-00		調整項

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸出業者を経由する、輸出品の国内取引に係る消費税を計上する。輸出品については、消費税は免税であるが、輸出品の国内における取引過程で、消費税は課されているため、輸出業者は輸出品の国内における取引過程で課された消費税の還付を受ける仕組みとなっている。当該商品の国内生産額では、このような還付分を含んで計上しているが、輸出額は還付分を控除した形で計上されており、本部門で還付分を計上する。

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 平成 17 年表のコード「9123-00」を「7711-00」に変更。
- ② 輸出計の内訳部門から外し、国内需要

の1部門として位置付けを変更する。

列コード	行コード	部門名称
8011-01		輸出(普通貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸出額を計上するという観点から、再輸出入品を控除するとともに、書画（肉筆のもの）、こつとう（製作後100年を超えたもの）、中古タイヤ、中古自動車等については国内品と同様、マージン相当額のみ計上する。

なお、①少額貨物（1件当たり20万円以下）、②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊統計計上貨物等は普通貿易統計の統計外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まない。

本部門の価格評価は、FOB価格（船積価格）で評価する。

(品目例示) 貿易統計で扱われる品目（一部を除く。）

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9211-10」を「8011-01」に変更。

(注 意 点) 輸出（普通貿易）は、FOB価格で評価されるため、生産者価格評価表で輸出品を記録する場合には、FOB価格から、別途工場から本船までの間にかかった商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格を計上することになる。

列コード	行コード	部門名称
8011-02		輸出(特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下の①、②を控除したものにはば一致する。

① 「輸出（直接購入）」の推計範囲（観光旅行、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費等）

② 建物サービス等

貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸（保険）業者の活動（すなわち、その受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入）を、対象となる貨物が輸出品、輸出品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべ

て貨物運賃、貨物保険の輸出として、本部門に計上する。なお、国際収支表と産業連関表の対応については、「8411-02（控除）輸入（特殊貿易）」部門に記載の表のとおり。

(品目例示) 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際電信電話等料金、貨物保険、代理店手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸料、その他の民間部門のサービス関係取引

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9211-20」を「8011-02」に変更。

(注 意 点) ① 産業連関表における輸出（普通貿易）はFOB価格で評価、輸入（普通貿易）はCIF価格で評価されるため、海上等における運賃保険料は国内のサービス取引とみなされない。したがって、貨物運賃・保険に関しては、本邦（保険）業者の受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入をすべて貨物運賃、貨物保険の輸出に計上する。

② 観光旅行による財・サービスの消費は、「8012-00 輸出（直接購入）」に含める。

列コード	行コード	部門名称
8012-00		輸出(直接購入)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「非居住者家計による国内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす重要な部門である。

(品目例示) 観光旅行者の消費、親戚・知人訪問等旅行者の消費、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9212-00」を「8012-00」に変更。

(注 意 点) 「7211-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式

家計消費支出（国内概念）＝家計消費支出（国民概念）
＋輸出（直接購入）－輸入（直接購入）

列コード	行コード	部門名称
8411-01		(控除)輸入(普通貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸入額を計上するという観点から、再輸出入品を控除し、また、書画(肉筆のもの)、こつとう(製作後 100 年を超えたもの)、中古タイヤ、中古自動車等についても控除するとともに、その国内取引に係るマージンをコスト商業に計上する。

なお、①少額貨物(1 件当たり 20 万円以下)、②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊統計計上貨物等は普通貿易統計の統計外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まれない。

本部門の価格評価は、C I F 価格で評価する。

(品目例示) 貿易統計で扱われる品目(一部を除く。)
(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9411-10」を「8411-01」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8411-02		(控除)輸入(特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下の①、②を控除したものにほぼ一致する。

① 「輸入(直接購入)」の推計範囲(観光旅行、外交団団員等の個人消費、防衛省関係の隊員等の個人消費等)

② 建物サービス等

貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸(保険)業者の活動(すなわち、その受け取った貨物運賃(ネット保険料)収入)を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、「8211-01 輸出(特殊貿易)」に計上する。なお、国際収支表と産業連関表の対応については、次表のとおり。

	国際収支表				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
本邦運輸(保険)業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者(居住者)の支払	○		○		○	
輸入者(非居住者)の支払	○		○		○	
輸入に係るもの						
輸出者(居住者)の支払					○	○
輸入者(非居住者)の支払					○	○
三国間輸送	○		○		○	
外国運輸(保険)業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者(居住者)の支払						
輸入者(非居住者)の支払						
輸入に係るもの						
輸出者(居住者)の支払		○		○		
輸入者(非居住者)の支払		○		○		

(品目例示) 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際電信電話等料金、貨物保険、代理店手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸料、その他の民間部門のサービス関係取引

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9411-20」を「8411-02」に変更。

(注 意 点) ① 産業連関表における輸入(普通貿易)は C I F 価格で評価するため、特殊貿易において貨物運賃、保険の輸入を計上するとその分が重複することとなる。このため、上記の表において、産業連関表の運賃・保険の「輸入(特殊貿易)」はありえない。

② 観光旅行による財・サービスの消費は、「8412-00 (控除)輸入(直接購入)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
8412-00		(控除)輸入(直接購入)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「非居住者家計による国内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす重要な部門である。

(品目例示) 観光旅行者の消費、親戚・知人訪問等旅行者の消費、外交団団員等の個人消費

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9412-00」を「8412-00」に変更。

(注 意 点) 「7211-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式

家計消費支出（国内概念）＝家計消費支出（国民概念）
＋輸出（直接購入）－輸入（直接購入）

列コード	行コード	部門名称
8511-00		(控除) 関税

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税税率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きを持っている。また、「輸入」欄と並行して「関税」欄を設けて記録することにより、各需要部門における取引価格が明らかにされている。なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱う。再輸入の船舶については、普通貿易での輸入の取り消しとして扱われるため、関税についても関税がかからなかったものとして扱う。映画フィルムについても、フィルム・テープ賃貸借料はサービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり、関税がかからなかったものとして扱う。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9413-00」を「8511-00」に変更。

(注 意 点) 産業連関表における輸入品の各部門における取引価格は、当該商品の「普通貿易＋関税＋輸入品商品税」の額を計上する。

列コード	行コード	部門名称
8611-00		(控除) 輸入品商品税

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税（以下、「輸入品商品税」という。）が課税される。輸入品商品税については、輸入品と国産品の価格と同一水準で評価するとともに、各需要部門における取引価格を明らかにするために、「8511-00（控除）関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

(品 目 例 示) 酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税及び輸入品に係る消費税

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9414-00」を「8611-00」に変更。

第 3 節 粗付加価値部門

列コード	行コード	部門名称
	7111-001	宿泊・日当
	7111-002	交際費
	7111-003	福利厚生費

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費（他の粗付加価値部門に計上されるものを除く。）、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として、宿泊と日当）を範囲とする。

① 宿泊・日当…役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。

② 交際費…得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まれない。

ただし、例外として、役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含める。

③ 福利厚生費…福利施設負担額（食堂給食施設を除く福利厚生のための施設にかかる費用）等、保健衛生医療費（従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等）、娯楽・スポーツ費（従業員及び家族のレクリエーション及びこれら施設に関する費用）等から成っている。

なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ「9111-000～9113-000 雇用者所得部門」、「9311-000 資本減耗引当」及び「9411-000 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に含める。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9110-010～-030」を「7111-001～-003」に変更。

(注 意 点) ① 福利厚生費に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は「6711-01 宿泊業」に含まれ、同じく、企業の寄宿舍、独身寮、学生寮の活動は、「5531-01 住宅賃貸料（帰属家賃）」に含める。

また、社員食堂に要する経費のうち、

食材購入または外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、雇用者所得（「9113-000 その他の給与及び手当」）に含める。したがって、列側では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、「7211-00 家計消費支出」が、個々の食材または「飲食サービス」等を投入することとして扱う。

② 「7111-00 家計外消費支出（列）」（列生産額）と、「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」の合計（行生産額の合計）は一致する。

③ 携帯電話機は、移動電気通信事業者の介在があり、財のメーカー出荷価格を下回る価格で利用者に販売されている。このため、その価格差を移動電気通信事業者の経費（交際費）とみなし、「移動電気通信」と「交際費」の交点及び、「携帯電話機」と「家計外消費支出（列）」の交点に計上する。

列コード	行コード	部門名称
	9111-000	賃金・俸給
	9112-000	社会保険料（雇用主負担）
	9113-000	その他の給与及び手当

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲）

（1）雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいつさいの所得である。ここでいう所得とは、雇用主の支払いベースであり、雇用者の受け取りベースではない。また、所得の発生をその対応期間において正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする（発生主義）。さらに、雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず国内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）及びその他の給与及び手当）を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含める。

（2）雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、国民経済計算を考慮して、以下の項目により構成されるものとする。

① 賃金・俸給

a 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者

賃金

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇用主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払いが義務付けられている慶弔費や、さらには雇用主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、賃金・俸給に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

(a) 結婚祝金 (b) 出産祝金 (c) 入学祝金 (d) 死亡弔慰金 (e) 傷病見舞金 (f) 災害見舞金

「チップ」については、イ）客が直接雇用者に手渡すもの、ロ）客からのチップが雇用主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、賃金・俸給に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをいい、したがってイ）もロ）もそれに該当すると考えられるが、統計技術上の制約から、産業連関表の枠組みの中でイ）を正確に把握することは事実上不可能なので、これを客から雇用者への所得移転とみなして賃金・俸給に含めず、ロ）のみを賃金・俸給に含めている。

なお、国会議員及び地方議員の俸給（議員歳費）は、常用労働者賃金として扱う。

b 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益金を処分して支払った役員賞与は含めない。

② 社会保険料（雇用主負担）

以下の雇用主負担の社会保険料である。

- a 全国健康保険協会管掌健康保険（日雇特例被保険者を含む。）
- b 組管管掌健康保険
- c 厚生年金保険
- d 厚生年金基金等
- e 船員保険
- f 日本私立学校振興・共済事業団
- g 雇用保険
- h 労働者災害補償保険
- i 子ども手当
- j 国家公務員共済組合・同連合会
- k 地方公務員等共済組合・同連合会
- l 国家公務員災害補償基金
- m 地方公務員等災害補償基金

なお、健康保険制度には医療分と介護分の保険料が含まれている。

さらに、労働基準法に基づく災害補償及び中央・地方の公務員等に対する公務

災害補償はその給付額を社会保険料（雇用主負担）に加える。

また、d 厚生年金基金等の社会保険料（雇用主負担）には、上乗せ給付に係る掛金は含めない。

③ その他の給与及び手当

a 退職年金等の掛金及び支給額、退職一時金の支給額

退職年金等の掛金及び支給額とは、厚生年金基金の上乗せ給付にかかる掛金、中小企業退職金共済制度等への掛金、確定給付企業年金及び確定拠出年金（企業型）、確定年金積立（掛金）額（雇用主負担分）、企業独自年金支給額をいう。

退職一時金の支給額とは、退職金共済契約等による積立制度への雇用主の積立額と、積立制度以外で雇用主が実際に支払った退職金をいう。

b 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇用主のコストを計上する。

c 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額。

d 社会保険に関する上積給付金

社会保険の給付について雇用主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇用主の費用である。例として、労災保険、健康保険などが挙げられる。

e 財産形成に関する費用

雇用主が雇用者のために支出する以下の費用をいう。

(a) 私的保険制度への拠出金

(b) 持家援助に関する費用

(c) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「9311-000」を「9111-000」に、「9312-000」を「9112-000」に、「9313-000」を「9113-000」に変更。

列コード	行コード	部門名称
	9211-000	営業余剰

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲）① 粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税一補助金）を控除したものを範囲とする。

営業余剰の内容は、企業会計上の営業利益に補助金を加算したものにはほぼ該当する。

② 個人業主や無給の家族従業者等の所

得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含める。

③ 政府サービス生産者（★★）及び対家計民間非営利サービス生産者（★）の生産額は生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、その営業余剰は、発生しない。営業余剰は産業のみに発生する。

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「9401-000」を「9211-000」に変更。

（注 意 点） 平成 23 年表において、平成 17 年表まで「9404-000 間接税（除関税・輸出品商品税）」に含まれていた事業税を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
	9311-000	資本減耗引当

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。ただし、東日本大震災のような稀な大災害に対する損失は、産業連関表の対象としていない。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「国内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

（平成 17 年表からの変更点）

① 平成 17 年表のコード「9402-000」を「9311-000」に変更。

② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
	9321-000	資本減耗引当 （社会資本等減耗分）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 一般政府の保有する道路、ダム及び防波堤のような建物、構築物等の資産（社会資本）について、その固定資本の価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用であり、「9311-000 資本減耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損を範囲とする。本部門の対象となる固定資本の範囲は、「政府建物等」に加え、「道路、港湾、空港、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業、学校施設、社会教育施設等」を対象としている。

（平成 17 年表からの変更点）

- ① 平成 17 年表のコード「9403-000」を「9321-000」に変更。
- ② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
	9411-000	間接税（関税・輸入品商品税を除く。）

（担当府省庁） 内閣府

- （定義・範囲）① 間接税は、財、サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含める。但し、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上する。
- ② 国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では地方たばこ税、固定資産税等が、税外負担では、各種手数料等が、間接税に相当する。
- ③ 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課されるが、これらに課税される固定資産税については、全額を間接税として扱う。
- すなわち、国民経済計算及び産業連関表では、住宅は全て産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても「5531-01 住宅賃貸料(帰属家賃)」という列部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することになっているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。
- ④ 自動車関係の税や各種手数料は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の残り 2 分の 1 を、産業負担分として間接税に含める。

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表の「9404-000 間接税（除関税・輸入品商品税）」を「9411-000 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」にコード及び名称変更。

- （注 意 点）① 平成 23 年表において、事業税は、間接税から除き、「9211-000 営業余剰」に含める。
- ② 特別地方消費税は平成 12 年 3 月 31 日付で廃止されたが、その後納等分が存在している。これらについては、平成 12、

17 年表と同様に、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店業等では税額込みの売上高を計上し、特別地方消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。

列コード	行コード	部門名称
	9511-000	（控除）経常補助金

（担当府省庁） 内閣府

- （定義・範囲）① 経常補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含める。国民経済計算の補助金と同じ範囲とする。なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受取ることはない。
- ② 経常補助金は、法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。なお、食料安定供給特別会計の一般会計からの繰り入れ等は経常補助金とみなす。

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「9405-000」を「9511-000」に変更。

参 考

東日本大震災に伴う事案の平成 23 年表上の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）に伴い、従前その発生についてほとんど想定する必要がなかった、又は、発生していても小規模にとどまると考えられていた事案について、大規模に発生しているものもあり、平成 23 年表上の取扱いについて、あらかじめ整理しておくべき点が少なくない。

そこで、震災に伴い発生している各種事案について、平成 23 年表上、どのように取り扱うかについて、概念上の整理を試みた。

詳細は、別添のとおりであるが、概ねの傾向としては、次のような区分が可能である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 通常の推計方法と同様とし、特段の配慮が不要と考えられるもの② 概念上の整理はできるものの、データが存在しないなどの制約により、推計が困難であるもの、③ 推計に用いるデータの中に他の事案とともに溶け込んでいると考えられ、結果として、それらとともに一括して推計されると考えられるもの、④ 産業連関表の対象とならないもの |
|--|

ただし、別添の整理は、あくまで、実際の推計作業を開始する前段階における概念上の整理であり、今後、推計を行う段階で、別添に記載した考え方について、修正が加わる場合があり得る。

したがって、本表は、震災により発生した事案を産業連関表上で取り扱うに当たっての一つの考え方と理解していただきたい。

事 案			平成23年表における概念上の整理	留意事項
被災者に対する物的支援	義援金		【1】義援金については、国内で集められたものか、海外で集められたものかを問わず、「移転」として扱われ、産業連関表には計上しない。	
	国内で生産された財の提供	政府(中央・地方)が購入した財を被災世帯に提供した活動	【2】各財の行部門と〔列〕公務との交点に計上した上で、当該金額の合計を〔行〕公務から集合的消費支出に産出する。	左のとおり、概念上は整理できるとしても、被災世帯に提供した物資の購入は、通常の物品購入の活動の中に溶け込んでいると考えられる。 したがって、実際の推計に当たっては、「事案」欄記載の活動に係る金額を個別に推計して上乘せするのではなく、通常の推計の中に、これらの金額も含まれていると考えられる。
		対家計民間非営利団体が購入した財を被災世帯に提供した活動	【3】各財の行部門と〔列〕対家計民間非営利団体との交点に計上した上で、当該金額の合計を〔行〕対家計民間非営利団体から〔列〕対家計民間非営利団体消費支出の交点に産出する。	
		世帯が購入した財を被災世帯に提供した活動	【4】当該世帯が購入した時点において、各財の行部門と〔列〕家計消費支出との交点に計上する。	【3】については、各財の行部門から直接、〔列〕対家計民間非営利団体消費支出の交点に計上する選択肢もあると思われるが、従前の〔列〕対家計民間非営利団体消費支出には、学校給食(私立)を除き、財の産出が見られない。
		企業が自ら生産した財を被災世帯に提供した活動	【5】実際の取引はないものの、産業連関表上、在庫の移動について計上する必要性から、各財の行と〔列〕家計消費支出との交点に計上する。	
	海外で生産された財の提供		【6】例えば、在日米軍などの外国の機関が、海外で生産された物資を被災世帯に直接提供した場合については、取引の結果として、日本国内に持ち込まれたものではないことから、産業連関表には計上しない。 【7】国内企業が通常の手続で輸入した物資を被災地に提供した場合については、貿易統計でカウントされていることから「普通貿易(輸入)」に計上するとともに、上記【5】と同様、家計消費支出にも計上する。	【7】について、貿易統計に関しては数値が溶け込んでいる(含まれている)と考えられる一方、輸入した企業から被災世帯への産出については、【5】と同様、実際上、推計することは困難と考えられる。
災害救助活動		自衛隊や警察、消防等による災害救助活動	【8】「公務」に関する一般的な取扱いと同様とする。 具体的には、当該活動に要した費用を〔列〕公務に計上した上で、集合的消費支出に産出する。	
		海外のレスキュー隊による災害救助活動	【9】レスキュー隊については、外国の軍隊や外国の在日公館のように「国外」とは扱われないことから、国内で食事や給油などの消費活動が行われた場合、概念上は「輸出」と考えられる。さらに、個人消費ではなく、業務上の消費であることから、「輸出(特殊貿易)」に該当すると考えられる。	どのような財・サービスの購入があったのかデータがないと考えられ、実際上、推計は困難と考えられる。
自己負担を猶予又は免除された医療費			【10】「医療」に関する一般的な取扱いと同様、医療制度上の負担金額に従って推計する。 「医療制度上の負担」とは、医療保険制度及び公費負担医療の範囲の負担をさすものとする。 したがって、災害救助法に基づく医療支援関連の経費は、「医療制度上の負担」としては扱わず、保険外診療として、〔行〕医療と家計消費支出との交点に計上する(実際の政府負担分は、移転として扱い、産業連関表には計上しない。)。	災害関連の政府支出について、基本的に集合的消費支出という整理に当てはめれば、〔行〕医療と〔列〕公務との交点に計上した上で、当該金額を〔行〕公務から集合的消費支出に産出するという選択肢もあると考えられるが、医療関連の政府負担について個別的支出として扱われていることなどを踏まえ、現時点では、左欄のように考えているところ。 被災者の医療費の一部負担金の猶予、免除について、「国民健康保険法第44条第1項第2号の規定に基づき行う」旨の通知(注)が出されているが、このように国民健康保険法の規定に基づき、一部負担金の支払いを免除している場合は、「医療制度上」の範囲に含むこととし、制度上の負担金額に従って計上する。 (注)平成23年6月21日付け保国発0621第1号、厚生労働省保険局国民健康保険課長発、都道府県民生主管部(局)長及び国民健康保険主管課(部)長あて『『東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて』の一部改正について』

事 案		平成23年表における概念上の整理	留意事項
埋葬費の扱いについて (埋葬費については、家計が支出した後、申出により政府が補填する場合(→【11】)と、政府が直接支出する場合(→【12】)がある。)		【11】家計が、事業者に支払った金額を、〔行〕冠婚葬祭業と〔列〕家計消費支出との交点に計上する。 なお、その後、政府が補填した分は、移転として産業連関表には計上しない。 【12】政府が、事業者に直接支出した分については、〔行〕冠婚葬祭業と〔列〕公務との交点に計上した上で、当該金額を、〔行〕公務から集合的消費支出に産出する。	埋葬費は、健康保険の「葬祭費」等の既存の例があるとおおり、制度として政府の負担とされているものではなく、申請に基づき、家計の支払いに対して補助しているだけなので、【11】において、政府から家計に補填されるものは、移転として処理し、産業連関表には計上しない。
公費による借り上げ	ホテル	【13】政府が借り上げた金額を、〔行〕宿泊業と〔列〕公務との交点に計上した上で、当該金額を、〔行〕公務から集合的消費支出に産出する。	従前、〔行〕宿泊業や〔行〕住宅賃貸料から〔列〕公務への産出はなく、集合的支出に産出するためには、公務を経由する必要があると考えられる。
	民間賃貸住宅	【14】政府が借り上げた金額を、〔行〕住宅賃貸料と〔列〕公務との交点に計上した上で、当該金額を、〔行〕公務から集合的消費支出に産出する。	
低利融資について	政府の利子補給などを前提として金融機関が金利を引き下げる場合	【15】「金融」に関する一般的な取扱いと同様とする。	年の途中における利率変動や、売買における「値下げ」について、産業連関表上、特別な取扱いをしないことと同様、引き下げられた金利分を擬制的に上積みするなどの対応を行う必要はないと考えられる。
	被災地の地元の地方銀行などが、自発的に金利を引き下げる場合		
	低利での調達を前提として、金融機関が金利を引き下げる場合		
仮設住宅や仮庁舎の建設		【16】「仮設」という位置付けであっても、実態として1年を超えて利用できるものであることから、建設に関する一般的な取扱いと同様とする。 したがって、統合中分類「建築」内の各列部門に費用を計上した上で、全額を国内総固定資本形成に産出する。	
市町村外に移転している市役所の機能		【17】庁舎が、当該市町村域外に移転している場合であっても、本来の市町村域内に所在しているものとして取り扱う。	地方公共団体において出先機関（東京事務所等）を地域外に設置している事例があるが、現行の地域表において公務部門の移出入は計上されていない。 これは、全国表において、「国内概念」の下、在外公館も国内扱いとされていることと同様、「域内概念」により整理できると考えられる。
インフラ関連	ライフライン（道路、鉄道、電力・ガス・水道、通信網等）復旧に向けた需要の増加	【18】当該活動のきっかけは震災であるが、活動内容としては、一般的なライフライン敷設と同様であると考えられる。 したがって、建設の各列部門に費用を計上した上で、全額を国内総固定資本形成に産出する。	
	電力の供給制約に伴う工場稼働率の低下による生産規模の縮小等	【19】一般的な取扱いと同様とする。 つまり、工場稼働率の低下によって生産されなかったもの（震災がなければ生産されたはずのもの）について、別途推計し、調整（上乘せ）することはしない。	産業連関表は、1年間に実際に行われた生産活動や取引金額を計上するものであり、生産規模の縮小による生産額の減少分について、仮想的な推計をして上乘せする必要はないと考えられる。
	津波被災農地の復旧	【20】当該活動のきっかけは震災であるが、活動内容としては、一般的な農地改良と同様であると考えられる。 したがって、復旧に要した費用を〔列〕農林関係公共事業に計上した上で、全額を国内総固定資本形成に産出する。	
	港湾、漁港の復旧	【21】当該活動のきっかけは震災であるが、活動内容としては、一般的な港湾・漁港の復旧と同様であると考えられる。 したがって、復旧に要した費用を〔列〕河川・下水道・その他の公共事業に計上した上で、全額を国内総固定資本形成に産出する。	
	インフラ整備の進捗状況に応じて発生する新たな住宅・建築物需要	【22】一般的な住宅・建築需要の増加と同じ取扱いとする。	
	震災に伴うストック（建築物や社会基盤施設など）の被害による資産減少	【23】粗付加価値部門の「資本減耗引当」には、資本偶発損に関する費用も計上されている。しかし、これは、統計的に一定の頻度で予測される事故や災害に伴う損失に対するものであり、東日本大震災のような稀な大災害に対する損失は、産業連関表の対象となっていない。 （国民経済計算においても、フローではなく、ストックの調整勘定中で「その他の資産量変動」として計上されている。	
生産物（農畜産物、工業生産物等）が受けた被害	主に放射能汚染に伴って出荷後、自主回収された農畜産物等	【24】既存の在庫部門に、概念上、「事案」欄に掲げるものについても含まれ得るものとする。	「所在不明在庫」等の部門を設け、震災を原因とする生産物の滅失等を明確にすることを検討したが、震災によって失われた又は流通しなかった生産物の数量・金額について把握できる統計がほとんどない状況

事 案		平成23年表における概念上の整理	留意事項
	出荷停止措置又は風評被害により、出荷もされないままに自主廃棄された農畜産物等		から単独の部門を設けることは見送ることとした。 そのため、左記のとおり、概念上、既存の在庫部門に含まれるものと考えるが、多くの仮定の元に推計せざるをえない。特に、農畜産物等のうち、従来在庫を計上していないものについては、実際の推計は困難である。
	被災した工場の生産物のうち、原材料を投入して生産は行ったものの、出荷前に破損・流出してしまったもの		
被災地域における一時的な人の出入りに伴う影響	復旧作業に参加したボランティア活動(無償労働)の評価と取扱い	【25】実際に報酬が発生していないことから、産業連関表には計上しない。	被災地における一時的な消費の増加について、地域表において疑義が生じることが想定される。 しかし、取引の実態を表章する産業連関表にあつて、被災地の消費が増加していれば、その実態を表章すべきであり、ボランティアがもたらしたと考えられる消費増について、他の消費と別異に扱う必要はないと考える。 一方で、特定の地域の人だけが大量して被災地に赴くわけではないと考えられることから、被災地に赴いたボランティアそれぞれの居住地の消費減は、特段の取扱いを考えるほどの大きさにはならないのではないかと考えられる。
	復旧作業に参加したボランティアがもたらす消費増	【26】復旧作業に参加したボランティアによって、被災地での消費が一次的に増加する一方、当該ボランティアの本来の居住地での消費は、その分、減少すると考えられるが、当該ボランティアは基本的に国内居住者と考えられる。 したがって、被災地で消費されるか、本来の居住地(国内の他地域)で消費されるかの違いに過ぎず、全国表においては、特段の調整は必要ないと考えられる。	
	一時避難によって域外に人が流出したことによる消費減	【27】人口流出した地域で消費の減少が発生する一方で、人口流入した地域の消費は増加していると考えられるが、移転先は、基本的に国内と考えられる。 したがって、被災地で消費されるか、避難先(国内の他地域)で消費されるかの違いに過ぎず、全国表においては、特段の調整は必要ないと考えられる。	
住宅サービス	倒壊した住宅の住宅サービス	【28】倒壊した住宅(持ち家)については、住宅サービスを提供することができないため、帰属家賃は計上しない。	県外避難による被災地の消費の減少について、地域表において疑義が生じることが想定される。 しかし、取引の実態を表章する産業連関表にあつて、域外への人口流出に伴い消費が減少していれば、その実態を表章すべきであり、震災により失われた消費について増額調整など、特別な扱いを行う必要はないと考えられる。 これは、域外避難により当該地域の雇用も失われ、雇用者報酬等の粗付加価値部分も縮んでいることとのバランスを確保する観点からいえる。
	立入禁止区域に所在する住宅に関する住宅サービス	【29】立入禁止区域に所在する住宅(持ち家)は、住宅サービスを提供することができないため、帰属家賃を計上しない。	
	仮設住宅の住宅サービス	【30】仮設住宅については、家賃0円の賃貸住宅と考え、提供するサービスについては、概念上、「住宅賃貸料」に含まれるものとする(賃貸住宅として扱うことから、帰属家賃の対象とはならない。)。 ただし、賃料が0円であること、建設間もないことから建築補修も考えにくいことから、実際には金額は計上されないものと考えられる。	
がれきの撤去作業		【31】がれきの撤去に要した経費を、〔行〕廃棄物処理と〔列〕公務との交点に計上した上で、当該金額を、〔行〕公務から集合的消費支出に産出する。	左のとおり、概念上は整理できるとしても、廃棄物処理や建物サービスを行う企業・事業所の活動の中に溶け込んでいると考えられる。 したがって、実際の推計に当たっては、「事案」欄記載の活動に係る金額を個別に推計して上乗せするのではなく、通常の推計の中に、これらの金額も含まれていると考えられる。
除染活動	実際の除染活動	【32】政府が民間事業者に委託した場合には、〔行〕廃棄物処理又は〔行〕建物サービス業と〔列〕公務との交点に計上した上で、当該金額を、〔行〕公務から集合的消費支出に産出 【33】家計が独自に発注した場合には、家計が支払った金額を、〔行〕廃棄物処理(産業)又は〔行〕建物サービス業と家計消費支出の交点に計上する。	

事 案		平成23年表における概念上の整理	留意事項
	放射線量の測定	【34】政府が民間事業者に委託した場合には、〔行〕その他の対事業所サービス(産業分類上は、環境計量証明業)と〔列〕公務との交点に計上した上で、当該金額を、〔行〕公務から集合的消費支出に産出する。 【35】家計が独自に発注した場合には、家計が支払った金額を、〔行〕その他の対事業所サービスと家計消費支出の交点に計上する。	
	放射線量計測機器の購入	【36】政府が購入した場合には、政府が支払った金額を〔行〕電気計測器と国内総固定資本形成(公的)との交点に計上する。 【37】家計が独自に購入した場合には、家計が支払った金額を、〔行〕電気計測器と家計消費支出との交点に計上する。	国内総固定資本形成(公的)については、集合的消費支出と異なり、従前から、★が付かない部門から直接産出されていることから、公務を経由することなく、直接産出する。
保険の生産額推計	生命保険の支払い	【38】「生命保険」に関する一般的な取扱いと同様とする。	
	損害保険の支払い	【39】「損害保険」に関する一般的な取扱いと同様とする。	損害保険の扱いについて、国民経済計算では、以下のように対応がなされている。 〔国民経済計算での取扱い〕 東日本大震災による地震保険金(各種特約等も含む。)の支払い等については、その額が保険収支均衡期間における支払保険金の期待値(期待保険金)を大きく上回っており、各保険者では、再保険及び自己資本(異常危険準備金等)の取崩し等により、保険金の支払いを賄っている。 このため、今般の地震保険金については、08SNAにおける考え方を取り入れ、期待保険金を上回るものとみなし、その額を支払保険金(支払備金等を含む)から控除し、同額を金融機関から各制度部門への資本移転として記録する。 これに対して、産業連関表において、国民経済計算と異なる取扱いとする理由は、以下のとおり。 ①巨額の支払いが生じているにも関わらず、「損害保険」の生産額の減少がみられないことは、一般的には分かりにくいこと。 ②国民経済計算においては、産出額の計算から除いた上で、支払保険金を資本移転として処理しているが、産業連関表上は同種の処理ができず、記録されないこと。 ③「損害保険」の生産額が大幅に減少するものの、国民経済計算において懸念された(保険の種類別・四半期別の)産出額がマイナスになるという事態は、産業連関表の推計においては、今のところ見込まれず、産業連関表の推計上、強い要請があるわけではないと考えられること。
政府や東電等による各種補償		【40】各種補償は、「移転」と考えられることから、産業連関表では計上しない。	